



鎌ヶ谷市緑の基本計画（案）

令和〇年〇月

鎌ヶ谷市

みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち



鎌ヶ谷市緑の基本計画の策定にあたって

平成15年（2003年）に緑の基本計画を策定してから約20年が経過しました。

これまでに本市では、都市公園の整備や樹林地の保全をはじめ、様々な取り組みを市民の皆さまと一緒に進めてまいりました。

近年では、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しており、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、都市公園をはじめとする公共施設のオープンスペースは、憩いややすらぎが得られる場や誰もが利用できる開放的な空間として、その重要性が再認識されているところです。

緑は、社会情勢の変化や市民の多様なニーズに柔軟に対応して、多面的な効果を発揮することができます。このような特徴を踏まえ、新しい時代に向けた緑のまちづくりの方向性を示すものとして、新たに「鎌ヶ谷市緑の基本計画」を策定しました。

この緑の基本計画では、緑の重要性を誰もが十分に理解し、緑も人も生き活きとした状態を目指すため、これまでの基本方針「つくる、守る」という視点に「知る、活かす」という新たな視点を加え、緑により鎌ヶ谷市の魅力を高めていく取り組みを定めました。

これらの取り組みを通じて、緑の将来像「みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち」の実現を目指して、市民の皆さまと一緒に緑のまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり長期間にわたり、ご尽力いただきました検討委員会の委員の皆さまをはじめ、アンケートやオープンハウスなどで貴重なご提言、ご意見をいただきました市民のみなさまのご協力に心から感謝申し上げます。



令和●年●月
鎌ヶ谷市長 芝田裕美



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 緑を取り巻く社会情勢.....	1
2 緑の基本計画とは.....	2
3 鎌ヶ谷市緑の基本計画について.....	3
第2章 鎌ヶ谷市の現状と概要	5
1 自然的条件.....	5
2 社会的条件.....	11
3 緑地調査.....	17
4 緑被調査.....	26
5 市民意識調査.....	30
6 前計画の評価.....	32
7 課題の整理.....	35
第3章 緑の将来像と目標	37
1 基本理念.....	37
2 緑の将来像.....	37
3 基本方針.....	40
4 計画期間及び計画対象区域等.....	42
5 計画の目標.....	43
第4章 緑の配置方針	45
1 主要系統別の配置方針.....	46
2 緑化重点地区と保全配慮地区.....	54
3 総合的な緑の配置方針.....	56
第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	59
1 施策の体系.....	59
2 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	60

第 6 章 計画の推進に向けた取り組み	83
1 主体ごとの役割	84
2 施策の進捗管理	85

計画の構成

第1章

計画策定にあたって

緑を取り巻く社会情勢、緑の基本計画の特徴や策定効果、計画策定の背景や計画の位置づけについて示します。



第2章

鎌ヶ谷市の現状と課題

本市の自然的・社会的条件、緑地及び緑被調査、市民意識調査から現状を把握するとともに、これまでの取り組みを評価し、課題を整理したものについて示します。

前計画の目標水準と達成状況

都市公園の達成状況（面積）

現行計画		
現況 (平成13年)	目標水準 (令和2年)	達成状況 (令和2年)
18.4ha	129.8ha	35.9ha

都市公園の達成状況（市民一人当たり面積）

現行計画		
現況 (平成13年)	目標水準 (令和2年)	達成状況 (令和2年)
1.8㎡/人	11.2㎡/人	3.3㎡/人

緑地の都市計画区域面積に対する達成状況

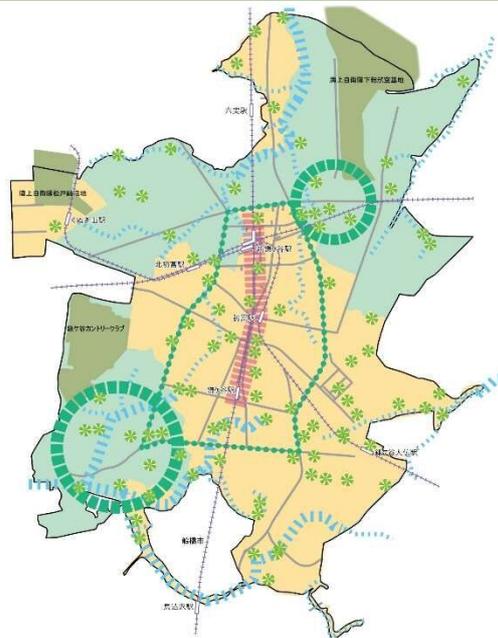
現行計画		
現況 (平成13年)	目標水準 (令和2年)	達成状況 (令和2年)
268.2ha	352.8ha	223.9ha

前計画の目標水準と達成状況が大きく乖離したため、実現可能な目標設定が求められます。

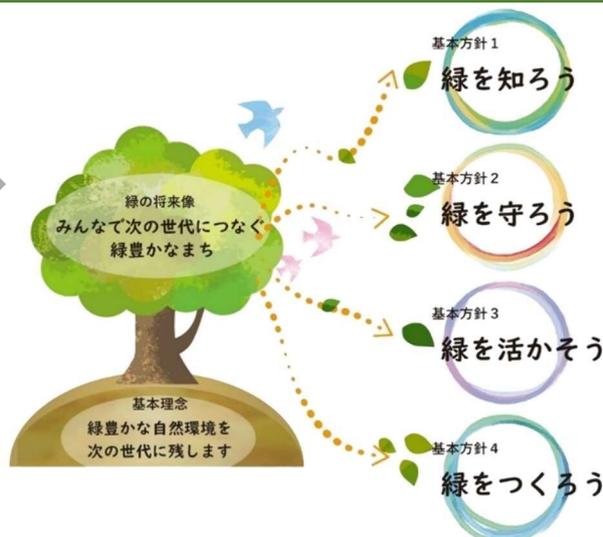
第3章 緑の将来像と目標

計画の基本理念、緑の将来像、基本方針、計画期間及び計画対象区域等、計画の目標について示します。

緑の将来像図



基本方針



計画の目標

緑地の確保目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目指す方向性 (令和16年度)
緑被率	43%	→
緑地面積	224ha	→

都市公園の整備目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目指す方向性 (令和16年度)
市民一人当たり 都市公園面積	3.3㎡/人	4.1㎡/人

第4章

緑の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4系統別の緑の配置方針を定めるとともに、本市が定める緑化重点地区や保全配慮地区等を踏まえ、総合的な緑の配置方針を示します。

第6章

計画の推進に向けた取り組み

計画の推進に向けた取り組みとして、行政や市民、地域に関わる団体（民間事業者、市民団体）などの主体ごとの役割と、施策に係る取り組みの継続を図るための進捗管理について示します。

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の将来像の実現に向けて、施策に係る体系と内容を示します。

基本方針1 緑を知ろう

- 1-1 緑に関するPR
- 1-2 環境学習の実施
- 1-3 ボランティア体制の支援

緑を次の世代に残していくためには一人ひとりが緑の持つ様々な機能を知り、緑の大切さを理解することが必要です。そのうえで、一人ひとりが緑を守り、活かし、つくる活動を広げていくことで緑を次の世代へとつなげていきます。

基本方針3 緑を活かそう

- 3-1 計画的な都市公園施設の維持管理
- 3-2 都市公園の再整備
- 3-3 都市公園の防災機能向上
- 3-4 新たな日常や新しい生活様式に合わせた都市公園の活用
- 3-5 都市公園のルールづくり
- 3-6 駅前広場の緑化
- 3-7 都市軸の景観形成
- 3-8 公共施設の緑化
- 3-9 児童遊園の充実
- 3-10 緑と一体となった文化財の活用
- 3-11 スポーツ施設の充実
- 3-12 ビオトープの整備
- 3-13 伐採木の活用
- 3-14 民間団体による緑地の活用

身近な緑を適正に管理することで、緑の持つ効果を向上させます。また、人々が緑と関わる機会を増やすことで、誰もが緑の恩恵を受けられるようにします。

基本方針2 緑を守ろう

- 2-1 樹林地の保全
- 2-2 緑と一体となった文化財の保全
- 2-3 水環境の保全
- 2-4 白旗緑地(蛍の里)の保全
- 2-5 雨水の地下浸透化
- 2-6 農地の保全
- 2-7 農業の支援
- 2-8 様々な主体による緑地の管理
- 2-9 開発行為等に伴う緑化
- 2-10 都市公園の防犯対策

谷津をはじめ、農地、樹林地、河川など豊かな緑を保全します。また、農地は生産緑地制度、樹林地は助成制度などにより保全林やふれあいの森の保全を推進します。

基本方針4 緑をつくろう

- 4-1 森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成
- 4-2 都市公園の整備
- 4-3 暮らしに身近な公園の整備
- 4-4 ふれあいの森の整備
- 4-5 東京10号線延伸新線跡地の活用
- 4-6 誰もが利用できる都市公園整備
- 4-7 河川沿いの緑道整備
- 4-8 道路植栽の整備(緑のネットワーク)

公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補充します。公共施設は緑化を推進し、民有地は緑化を誘導します。



第1章 計画策定にあたって

1 緑を取り巻く社会情勢

(1) 緑の定義

本計画では、鎌ヶ谷市のすべての緑を対象としています。なお、この「緑」には、樹木や草花などの植物だけではなく、それら樹木などの周辺の土地や空間も対象で、例えば庭の緑や街路樹、公園や広場、農地、樹林地、河川までも含む広い意味を持っています。

(2) 緑を取り巻く社会動向

緑は、都市生活に潤いとやすらぎを与え、レクリエーションや健康・文化活動の場、魅力ある観光資源、災害時の避難場所や復旧・復興の拠点となるとともに、美しい都市景観を創出、延焼防止など防災性の向上、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象※の緩和、生物多様性※の保全など、都市活動を支える重要な役割を担っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人が自宅近くで過ごす時間が増え、住まいの身近な環境や地域の自然資源の重要性が認識されるなど、公園、都市農地、民間空地等の広場のほか、近年、緑の保全や活用による生物の生息・生育空間の確保、二酸化炭素（CO₂）の削減、気温の低減効果など自然環境が有する多様な機能を活用することにより、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラ※の取り組みが推進されています。

また、2015年の国連サミットで採択されたSDGs※（持続可能な開発目標）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、緑の保全や活用は、「⑩陸上資源」をはじめ、「⑪都市」や「⑬気候変動」など多くの個別目標の達成に寄与することにもなります。

こうしたことから、緑の価値や役割を見据えて、その柔軟な活用と量的充足について、戦略的に対応していくことが必要です。既存のストックの活用や民間事業者との連携、公園や緑地の柔軟な活用など、都市の緑とオープンスペース※のポテンシャルを最大限引き出すことが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター ホームページ

※計画内で用語解説が必要な文言については、文言の後ろに「※」を付記し、その解説を参考編の用語解説に列記しています。

2 緑の基本計画とは

(1) 計画の特徴

今回策定する「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的として、緑地や緑化に関する将来像、目標、施策などを定める計画です。

緑の基本計画の特徴



- ◇都市緑地法第4条第1項に基づく計画です。
- ◇住民に最も身近な地方公共団体である市町村が策定することができる計画です。
- ◇行政区域全体を対象とする計画であり、また、公共施設だけでなく民有地も計画の対象とすることが望ましいとされています。
- ◇特別緑地保全地区[※]の指定や緑化地域制度[※]の導入などの法律に基づく措置から、緑化意識の普及啓発活動等のソフト施策に至る幅広い内容が含まれます。
- ◇計画の策定にあたっては、生物多様性の確保に配慮することが求められています。
- ◇住民意見の反映と計画内容の公表に努めるよう定められています。

(2) 計画策定の効果

緑の基本計画策定により、以下のような効果が期待できます。

- ア 緑に関する市民のニーズに対して基本方針等を示すことで市民の理解を深められます。
- イ 市民の緑のまちづくりへの参加意識や機運が醸成されます。
- ウ 望ましい緑の都市の実現に向けた指針となります。
- エ 計画の目標実現へ向けて各施策を進める関係機関との合意形成が促進されます。
- オ 重点的、効率的な事業の推進が可能となります。

3 鎌ケ谷市緑の基本計画について

(1) 計画策定の背景

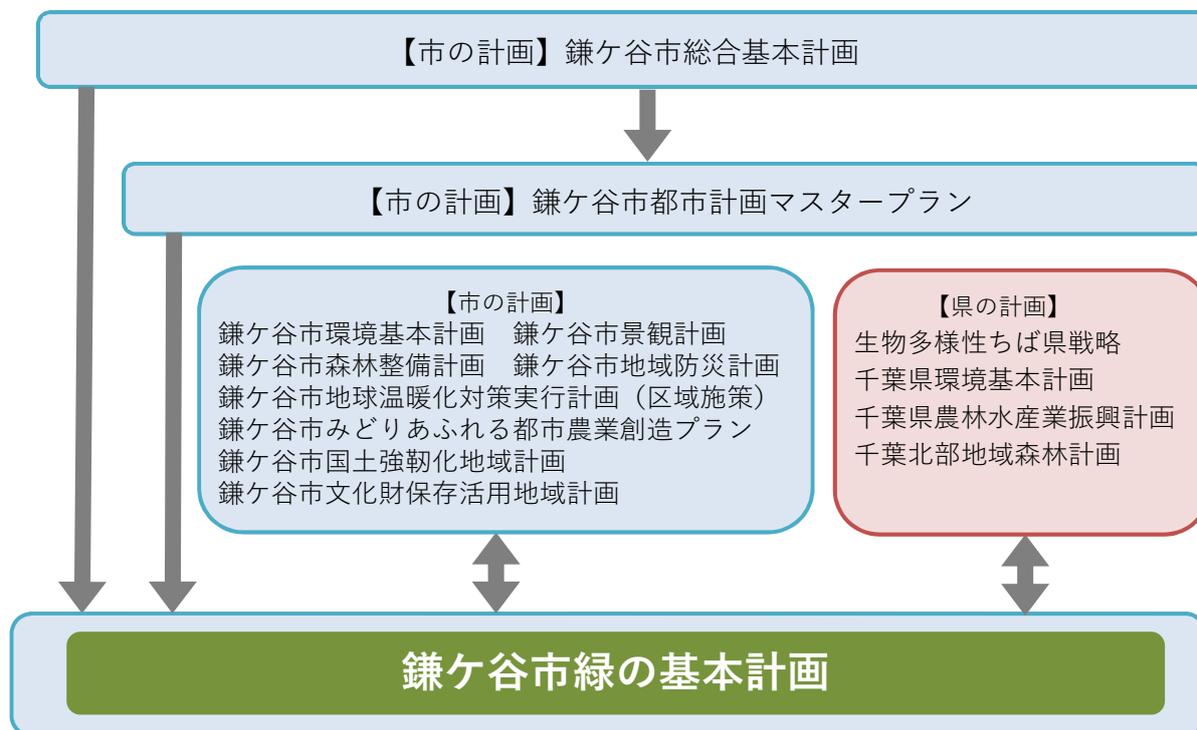
本市では、平成15年2月に「鎌ケ谷市緑の基本計画」を策定し、緑の将来像「人と自然が調和し協働で創り守る 緑ゆたかなふるさと鎌ケ谷」の実現に向けて、緑のまちづくりに取り組んでまいりました。

現行の計画は策定から20年が経過し、目標年である令和2年を迎えましたが、地球温暖化、ヒートアイランド現象、大規模災害の発生、少子高齢化、都市緑地法などの緑地関連の法改正、生物多様性への配慮など、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しており、また、昨今では新型コロナウイルス感染症の拡大により、公園をはじめとした公共施設のオープンスペースが注目されています。

このような状況を踏まえ、本市の緑の現状と課題を整理した上で、緑をとりまく環境や社会情勢に対応した新たな緑の基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本市は、鎌ケ谷市総合基本計画を最上位計画として、これに即して各計画が策定されています。本計画は、鎌ケ谷市都市計画マスタープランに適合するとともに、鎌ケ谷市環境基本計画を始めとする他の計画と整合を図ります。



第2章 鎌ヶ谷市の概要

1 自然的条件

(1) 本市の位置

千葉県北西部に位置し、総面積は21,08km²で、東は白井市、南は船橋市、西は市川市と松戸市、北は柏市に接しています。都心からはおよそ25km圏にあり、鉄道利用では都心まで直通で約30分の距離にあります。



(2) 気象

気温は、最高気温が約36℃程度、最低気温は-2から-5℃、年平均気温は16℃程度、降水量は年間1,000mmから1,600mm程の年が続いて、前計画を策定した平成14年と比較しても、ほぼ横ばいで推移し顕著な傾向はないように見えます。

しかしながら、日本の大都市の平均気温はこの100年あたりで2.0℃から3.3℃上昇しており、地球温暖化による気温上昇にヒートアイランド現象がもたらす気温上昇が加わって、急速に都市の温暖化が進んでいます。

鎌ヶ谷市の気象

項目		年	平成14年	令和元年	令和2年	令和3年
気温 (℃)	最高		36.0	36.1	36.4	36.1
	最低		-3.2	-2.4	-3.8	-5.4
	平均		15.5	15.8	15.7	16.0
風速 (m/s)	最大瞬間		27.4	33.7	22.6	24.7
	平均		2.6	2.1	2.1	2.1
湿度 (%)	最大		99.9	98.6	99.9	98.6
	最小		15.2	18.3	14.1	9.1
	平均		77.9	78.4	80.2	69.1
天候 (日)	晴		154	167	162	173
	曇		67	89	99	101
	雨		17	105	102	91
	雪		1	4	3	0
	その他		126	-	-	-
積雪(cm)			5.0	2.0	5.5	0.0
降水量(mm)			1,024.5	1,357.0	1,036.5	1,605.5

出典：統計かまがや

(3) 地形・地質

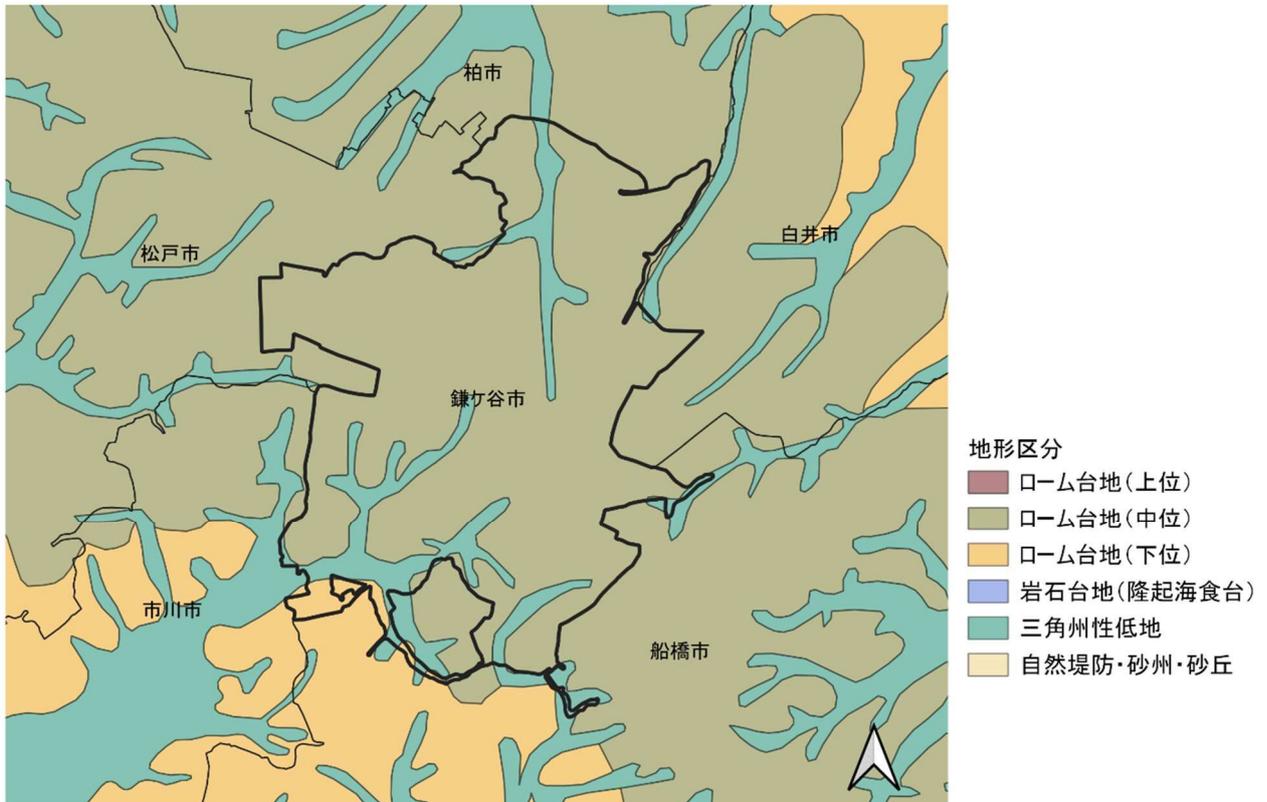
標高20mから30mの下総台地と、谷津と呼ばれる標高5mから10mの低地からなっており、その谷津に沿って斜面林が線状に分布しています。

地質としては、関東ローム層が堆積したなだらかで安定した地層で形成されています。



谷津の風景（中沢）

地形区分図



出典：国土数値情報 土地利用分類調査 20万分の1土地分類基本調査（GISデータ）地形区分（国土交通省）を加工して作成

(4) 水環境

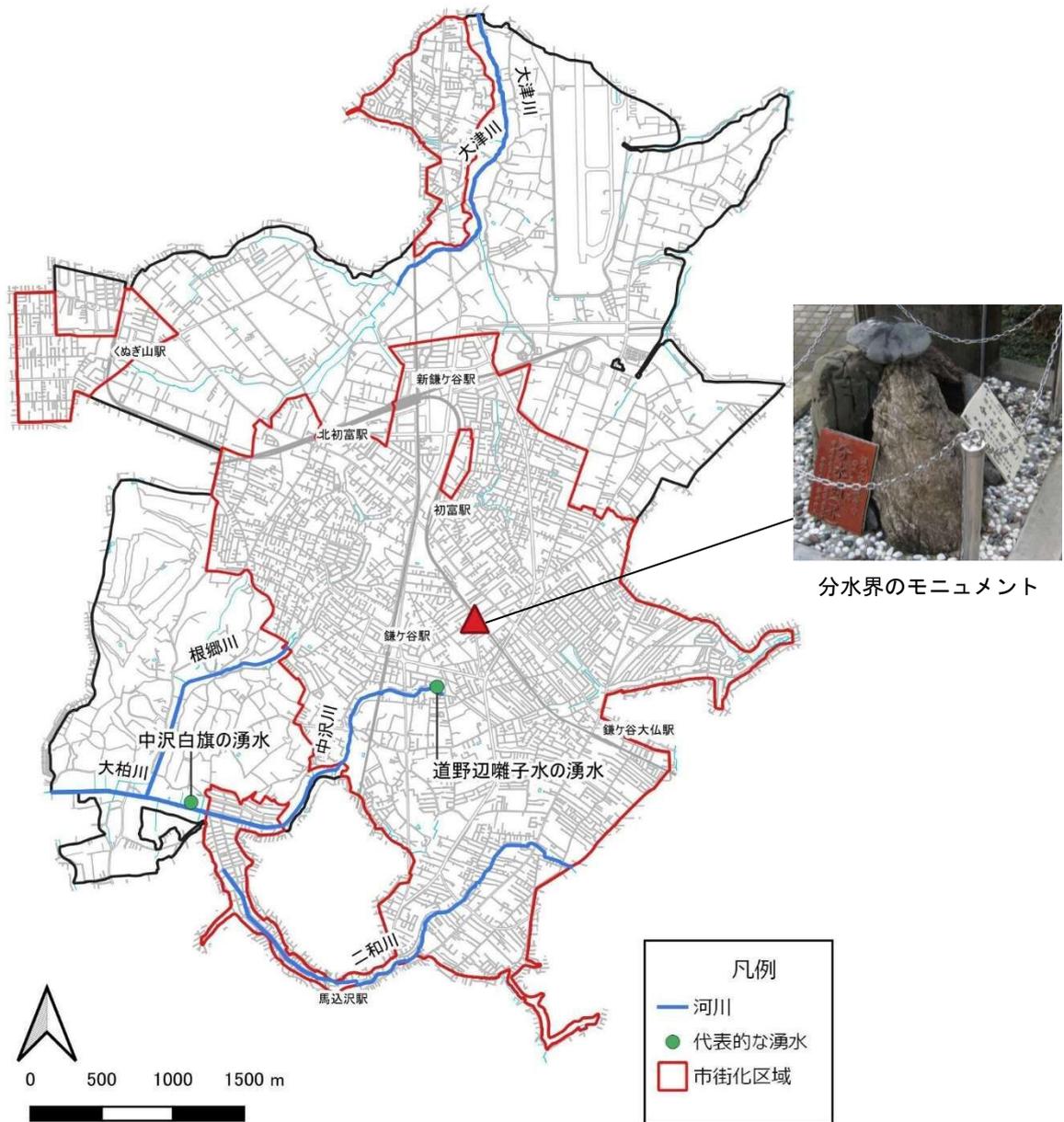
市内には、一級河川大津川、大柏川、準用河川の大津川、中沢川、根郷川、及び二和川などの河川が流れており、市内にある貯留池及び調整池は22箇所、湧水は複数確認されています。

河川にはその周辺に林や草地などの連続した緑が多く見られます。

雨水貯留池は、コンクリートに囲まれた構造が多く見られますが、経年変化により自然が再生され、貯留池内には植物が繁茂し多くの生物が生息しています。

湧水は地下水が自然に地表に出てくるもので、きれいな水を好む水生昆虫などが生息しています。道野辺囃子水の湧水は囃子水公園として、中沢白旗の湧水はヘイケボタルの生息地である白旗緑地、蛍の里として保全しています。

また、雨水が異なる水系に流れる境目の「分水界」が富岡二丁目及び右京塚との交差点付近にあり、手賀沼・印旛沼・東京湾の三つの方向に分かれて流れる全国でもめずらしい分水界となっています。



(5) 植生

市街地以外の場所では、果樹園や畑雑草群落が多く分布しています。果樹園は市内各地に分布していますが、南部地域は特に多くみられます。

落葉広葉樹等の樹林地では、クヌギ-コナラ群集などが市内各地に点在し、貴重種とされるケヤキ-シラカシ群落は市北部にわずかに分布がみられ、その一部は栗野地区公園として保全が図られています。

大津川沿いでは、ヨシなどによる湿地性の植生が形成されており、鎌ヶ谷カントリー倶楽部や海上自衛隊下総航空基地では、まとまった芝地がみられます。

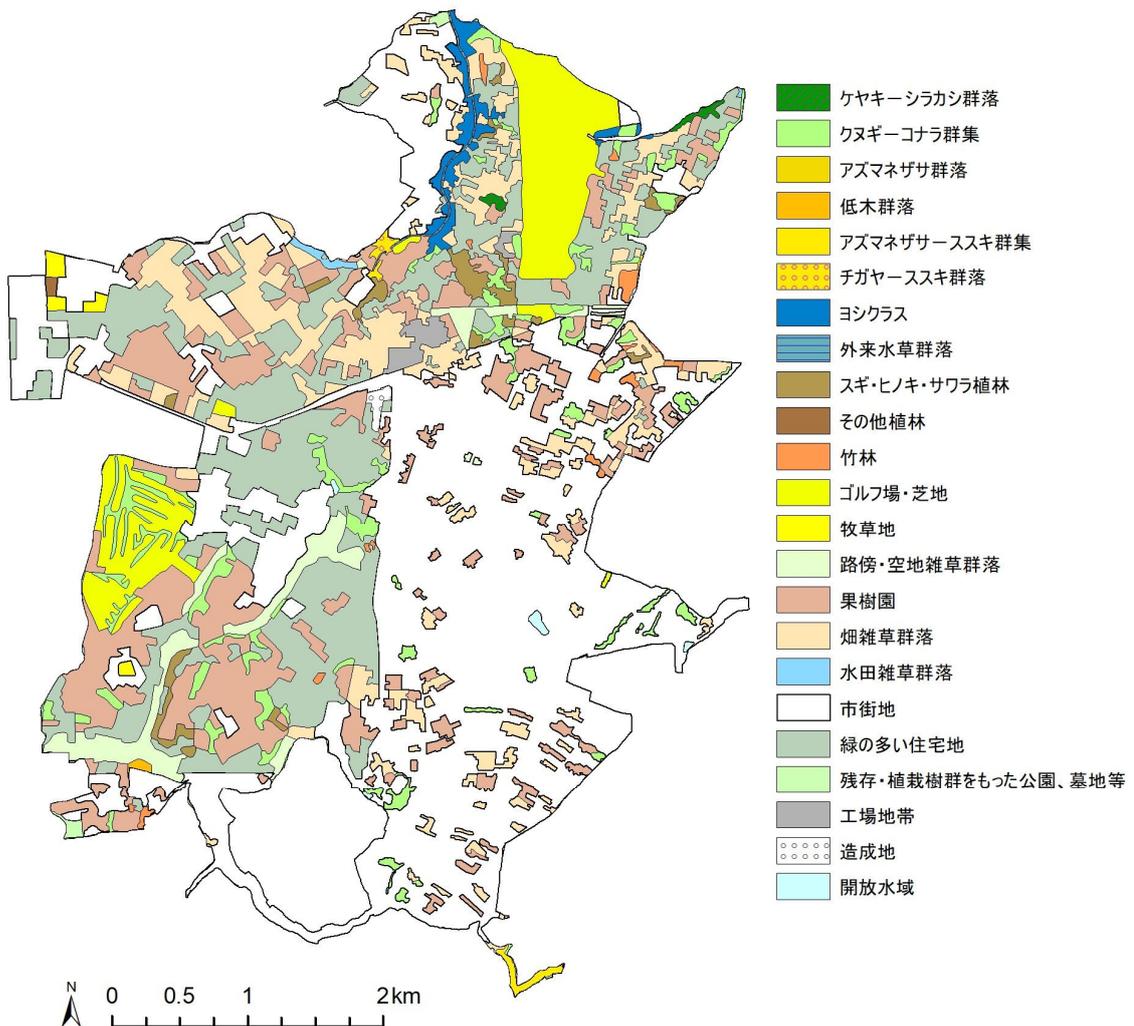


栗野地区公園



大津川 (佐津間)

植生図



出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省生物多様性センター）
1/25, 000植生図 GIS データを使用し作成

(6) 生物多様性の状況

市内の樹林地や河川、谷津などの緑地は、様々な生物の生息場所として重要な役割があります。

たとえば、樹林地は動物が天敵から身を守るための隠れ家となり、木々により適度な日影ができるなど生活しやすい環境となります。河川、谷津などの水辺は、水と周囲の緑により生物の生息が促され、多様な生物の生息地となります。

しかしながら、近年、外来種の増加により生態系が崩れ在来種の減少が見られることから、生物多様性を保全していくためには、外来種の防除や在来種の保全等の取組みが必要とされています。

主な樹林地や河川など

栗野地区公園、白旗緑地、蛭の里、囃子水公園、市民の森（根頭神社の森）、道野辺中央市民の森、貝柄山公園、ふれあいの森、道野辺八幡神社、大津川、大柏川など

在来種の植物としては、モミ、ハンノキ、エゴノキ、クマシデなどの樹木やオオハナワラビ、ヤブレガサなどの草本があり、これらは湿地や斜面林、寺社で見ることができます。

また、社寺林は主にスギやヒノキなどの針葉樹により構成されていますが、シラカシや、ムクノキ、ケヤキなどの広葉樹も確認されています。社寺林は神格化されることもあり、その多くが巨木となり市内の貴重な樹林を形成しています。

本市では、鳥類・哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類など様々な在来種の動物を目にすることができます。

鳥類は、シジュウカラ、ホオジロ、シロハラがみられ、このほかにも季節に応じて様々な野鳥が飛来します。

哺乳類は、タヌキ、アズマモグラ、ノウサギなどがみられ、このうち、タヌキなどの一部の哺乳類は市街地でもみられます。

爬虫類は、ヒガシニホントカゲなどがみられ、ヘビについては、餌となるカエルの減少から個体数は少なくなっていますが、アオダイショウやシマヘビなどの生息が確認されています。



モミ



ハンノキ



シロハラ

両生類は、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエルなどがみられますが、産卵場所となる水田や水たまりが減っているため、あまり見られなくなりました。

魚類は、トウヨシノボリ、ドジョウ、モツゴなどがみられます。市内を流れる川は、両岸がコンクリート製のものが多く、生活排水の流入により水質が悪いため、魚類が生息するには厳しく、これまで市内で見られていたメダカは、現在ではみられなくなりました。

昆虫類は、市内には2,000種前後の生息が推測されていますが、従来から生息している代表的な種としてはジャノメチョウ、ノシメトンボ、ヘイケボタルなどがみられます。

また、外来種で生態系への影響が懸念されているものとして、植物はアメリカオニアザミ、オオバタクサ、アレチウリなどが確認され、動物はミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシなどが確認されています。

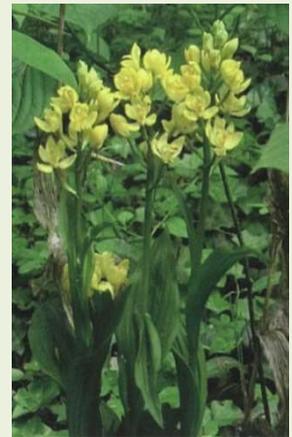
なお、千葉県が指定する、個体数が極めて少なく生息・生育環境が極めて限られているため最大限の努力をもって保全すべき種とする「最重要保護生物」についても市内で確認されており、アオバズク、ニホンイシガメ、ニホンアカガエルなどが該当しています。

栗野地区公園の生物多様性

栗野地区公園は鎌ヶ谷市の北東部、市制記念公園の北側の台地に位置し、その西側は緩やかに傾斜して、大津川に面する市内で最も広い平地林です。

公園内ではコナラの優占する箇所、コナラ・イヌシデの優占する箇所、シラカシやスギの優占する箇所が確認されており、それぞれの箇所で固有の群落をなしています。

植物の種類は豊富であり、今ではあまり身近に見ることができなくなったキンラン（レッドリスト 千葉県：一般保護生物、環境省：絶滅危惧Ⅱ類）などのラン科の美しい植物の姿も確認されています。このような植物の豊かさは、動物相の豊かさをもたらし、「栗野地区公園オオタカ生息状況調査（平成23年度）」では平成20年にオオタカ（レッドリスト 千葉県：要保護生物、環境省：準絶滅危惧）の営巣、平成24年には生息を確認しており、「栗野地区公園第二期整備に伴う生態系調査（平成27年度）」においてもオオタカの営巣の兆しを観測しています。栗野地区公園は市内でも非常に生物多様性に富んだ緑地といえます。



キンラン

2 社会的条件

(1) 人口

住民基本台帳によると本市の人口は平成24年の109,921人から、概ね横ばい傾向にあり、令和3年は109,996人となっています。

世帯数は平成24年の45,904世帯から、一貫して増加傾向にあり、令和3年時点では51,033世帯となっています。一方、1世帯あたりの世帯人員は平成24年の2.4人から減少傾向にあり、令和3年時点では2.2人となっています。

本市の年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は、実数、構成比ともに平成24年の14,555人(13.2%)をピークに減少傾向となっており、令和3年時点では12,594人(11.4%)と最も低くなっています。

また、15～64歳の生産年齢人口は、実数、構成比ともに平成24年の70,216人(63.9%)から概ね減少傾向であり、令和3年時点では65,977人(60.0%)となっています。

65歳以上の老年人口は実数、構成比ともに大幅に増加しており、平成24年の25,150人(22.9%)に対して、令和4年は31,425人(28.6%)となっています。

年齢3区分人口、世帯数・世帯人員グラフ



出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 土地利用

市域のおよそ半分は住宅用地、商業用地等の宅地で占められ、農地は約21%、山林は約5%となっています。

土地利用は市街化区域^{*}と市街化調整区域^{*}で大きく異なり、市街化区域は住宅地を主体とし、市街化調整区域は農地を主体とした土地利用となっています。

畑においては野菜、果樹などの近郊農業が盛んで、特に梨の栽培は県内屈指の生産地となっています。なお、田においては宅地や畑等への転用や耕作放棄による荒地化で、市内全域で見られなくなっています。



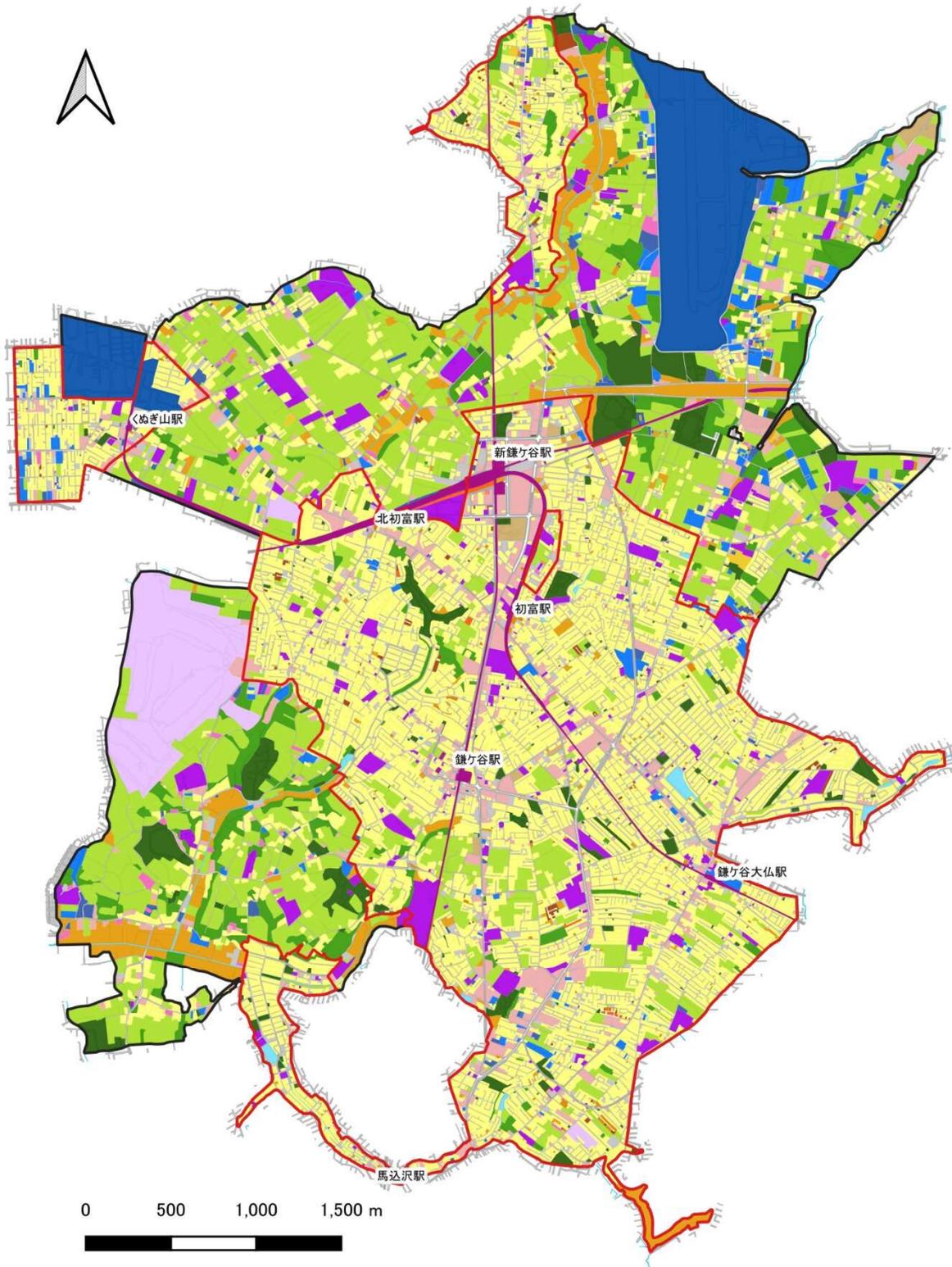
梨園

土地利用面積内訳

分類	面積 (ha)	構成比 (%)
田	0.0	0.0%
畑	439.7	20.9%
荒れ地、耕作放棄地、低湿地	85.5	4.1%
山林	103.5	4.9%
水面	8.3	0.4%
その他自然地	1.5	0.1%
住宅用地	658.6	31.2%
商業用地	107.4	5.1%
工業用地	35.4	1.7%
運輸施設用地	16.2	0.8%
公共施設用地	9.0	0.4%
文教・厚生用地	82.5	3.9%
オープンスペース	73.1	3.5%
その他の空地①（ゴルフ場等）	68.6	3.3%
その他の空地②（太陽光発電）	2.8	0.1%
その他の空地③（平面駐車場）	47.2	2.2%
未利用地（その他の空地④）	3.9	0.2%
未建築宅地（その他の空地④）	4.5	0.2%
用途変更中の土地（その他の空地④）	1.8	0.1%
屋外利用地(その他の空地④)	9.1	0.4%
防衛用地	114.8	5.4%
道路用地	209.8	10.0%
交通施設用地	24.8	1.2%
合計	2108.0	100.0%

出典：令和3年度都市計画基礎調査 土地利用現況図から計測

土地利用現況図



田	住宅用地	オープンスペース	用途変更中の土地
畑	商業用地	その他の空地①	屋外利用地
荒地、耕作放棄地、低湿地	工業施設	その他の空地②	防衛用地
山林	運輸施設用地	その他の空地③	道路用地
水面	公共施設用地	未利用地	交通施設用地
その他自然地	文教・厚生用地	未建築宅地	市街化区域

出典：令和3年度都市計画基礎調査 土地利用現況図

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(3) 都市計画施設

市内では、都市計画施設として都市計画道路、駅前広場、都市高速鉄道、都市計画公園、公共下水道などを定めています。

都市計画施設

種類	名称	内容
道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル その他の交通施設	都市計画道路	21路線 計画決定延長 40.16 km
	駅前広場	4箇所 計画面積 14,100 m ²
	都市高速鉄道	東武野田線 延長 3,470 m 新京成線 延長 5,170 m
公園、緑地、広場、墓園 その他の公共空地	都市計画公園	12箇所 18.91 ha
下水道、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の供給施設または処理施設	公共下水道	印旛処理区、手賀沼処理区、江戸川左岸処理区 全体計画面積 1,732.0 ha
	汚物処理場	し尿処理施設アクアセンターあじさい 計画面積 1.8 ha
	ごみ焼却場	鎌ヶ谷市クリーンセンター（休止中） 計画面積 1.0 ha
	その他の供給施設 または処理施設	再生資源処理施設リサイクルセンター 計画面積 0.6 ha

出典：鎌ヶ谷市都市計画図、千葉県ホームページより整理

都市計画公園については、12箇所、18.91 haを都市計画決定しており、その内15.56 haを供用開始しています。

主な都市計画公園としては、スポーツ、児童の遊戯、花見など様々なニーズに対応し、昭和46年の市制施行を記念して整備した市制記念公園、市内最大級の自然林を保全した栗野地区公園、谷津田の湿地帯だった頃の景観を残す貝柄山公園などがあり、本市の特性である豊かな自然を生かした整備を図っています。



市制記念公園の桜



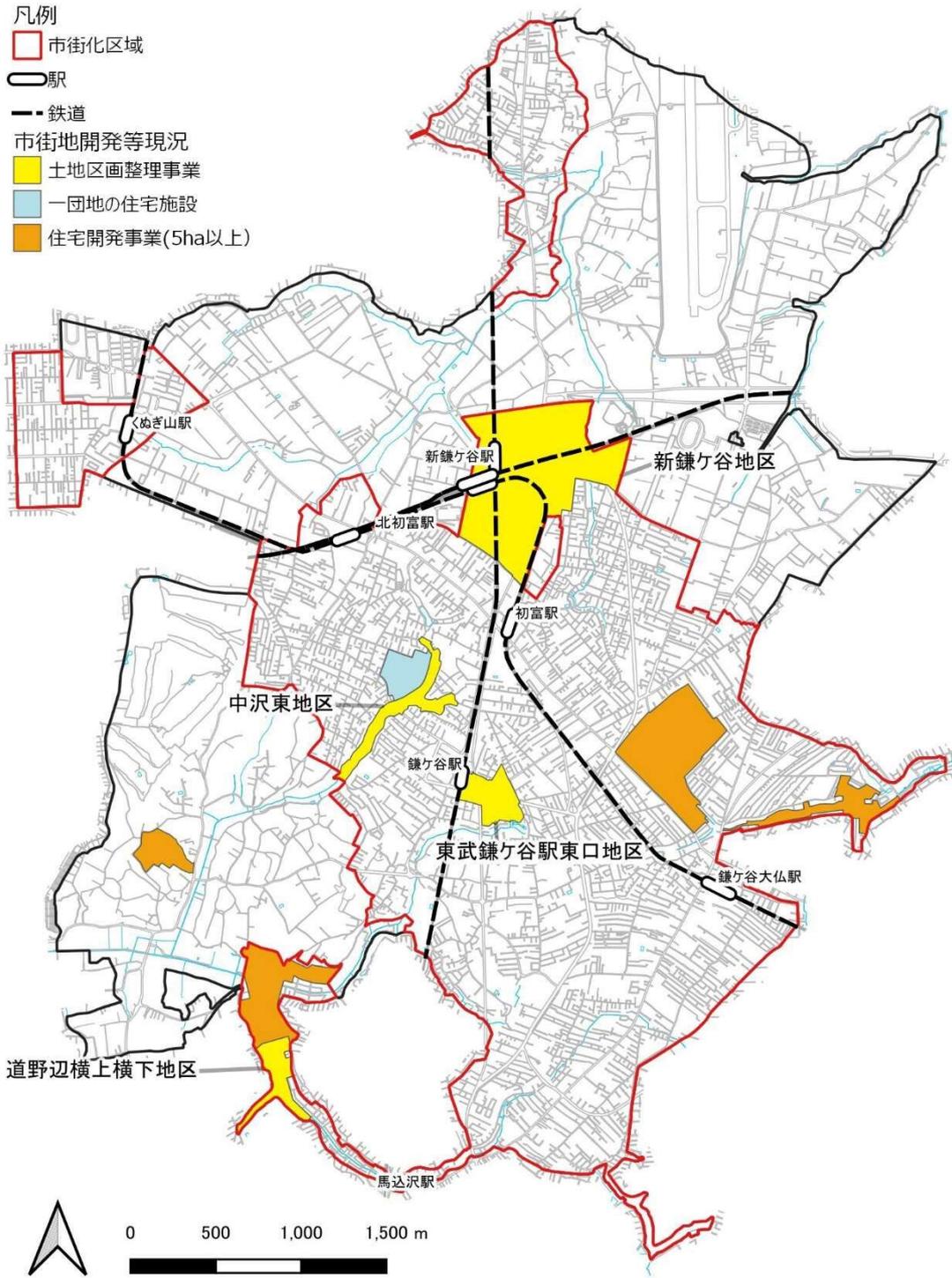
貝柄山公園

(4) 市街地開発事業等

市内では、東武鎌ヶ谷駅東口地区（約7.8ha）、道野辺横上横下地区（約6.4ha）、中沢東地区（約8.6ha）、新鎌ヶ谷地区（約59.1ha）の4地区について鎌ヶ谷市または組合等により土地区画整理事業が施行され、いずれも事業は完了しています。

これら全ての事業においては街区公園を整備しており、新鎌ヶ谷地区においては近隣公園も整備しています。

市街地開発事業等現況図



出典：令和3年度都市計画基礎調査「市街地開発事業等現況図」

(5) 景観の概況

ア 都市景観

本市においては、市全体での景観づくりを一体的に進めていくため、市全域を景観計画の区域としており、新鎌ヶ谷地区については景観重点地区に定めて景観形成を進めています。

新鎌ヶ谷駅周辺の市街地と住宅地は、土地区画整理事業が完了し、大規模商業施設などの建設が進み、にぎわいのある景観が形成されています。

また、新鎌ヶ谷駅、鎌ヶ谷駅及び初富駅をつなぐ道路沿道の地域は、小規模な店舗や兼用住宅などが建ち並び、鎌ヶ谷らしい産業やにぎわいが感じられ、これら以外の市街化区域においては、低層の戸建て住宅が建ち並ぶとともに、屋敷林や樹林地などの緑地、主要道路沿道には小規模な商業店舗や事務所もみられ、様々な要素が混在する景観が形成されています。



新鎌ヶ谷のショッピングセンター

イ 自然景観

北部では大津川、南部では大柏川が流れており、河川とその支流により谷津が形成されています。川沿いに見られる樹木や背丈を超える草地を含んだ空間により、豊かな景観が形成されています。

北部及び西部の市街化調整区域では露地栽培による畑や梨園が多く見られます。緩やかな起伏を有した畑は、ところどころに見られる社寺林や屋敷林等の樹林と相まって、広がりとお行きを感じられる景観が形成されており、4月には梨の開花を楽しむことができます。樹林は、主に谷津を囲む斜面林と台地上に残る平地林がみられ、平地林の多くは社寺林として保存されてきました。また、野馬土手の林は、市中心部近くに分布しており、市街地の良好な景観形成に寄与する貴重な緑となっています。



谷津（中沢）



梨園

3 緑地調査

(1) 緑地調査

緑地調査は、「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改定版」(日本公園緑地協会発行)に従い、表に示す区分ごとに調査しました。

調査は、市で所有する庁内資料等をもとに行い、緑地の配置状況や現況量を把握し、課題の抽出や施策の立案などに活用します。

調査結果は地理情報システム*(GIS)にとりまとめることで、目標の達成状況の評価にも活用します。

鎌ヶ谷市緑地区分表

※施設緑地	都市公園	1	都市計画公園
		2	都市公園
	公共施設緑地	3	児童遊園
		4	ふれあいの森
		5	野球場、グラウンド等(公共設置)
		6	市民農園
		7	公開している教育施設(公立)
		8	公共公益施設の植栽地
	準公共的施設緑地	9	寺院神社
	民間施設緑地	10	広場等(民間設置)
※地域制緑地	法による緑地	11	生産緑地地区
		12	河川
		13	地域森林計画対象民有林
	協定による緑地	14	緑地協定※区域
	条例等による緑地	15	文化財(緑地として扱うもの)
		16	保全林
		17	保存樹木

(2) 緑地の現況

ア 都市公園の状況

市内には203箇所(約35.9ha)の都市公園があり、このうち193箇所は地域住民の利用を目的とした街区公園です。街区公園の多くは宅地開発にともなって整備された都市公園で、180㎡前後の規模の小さい都市公園が多くを占めています。

また、都市公園の市民一人当たり面積は令和3年3月31日現在で3.3㎡/人であり、平成13年4月1日現在の1.8㎡/人と比較すると1.8倍程度に増加しています。

しかしながら、都市公園法施行令に定めている都市公園の市民一人当たりの標準面積10㎡以上と比較すると、都市公園の整備はまだ不足しています。

都市公園の整備状況

種別		平成13年4月1日現在		令和3年3月31日現在	
		箇所数	面積	箇所数	面積
住区基幹公園	街区公園	134箇所	7.9ha	193箇所	12.1ha
	近隣公園	1箇所	1.2ha	3箇所	4.0ha
	地区公園	2箇所	6.4ha	3箇所	13.7ha
都市基幹公園	運動公園	1箇所	2.9ha	1箇所	4.7ha
緩衝緑地等	都市緑地	—	—	3箇所	1.4ha
合計		138箇所	18.4ha	203箇所	35.9ha
一人当たり面積		1.8㎡/人		3.3㎡/人	

近隣自治体・東葛地域などの地域性や近年の人口動態を踏まえた比較対象都市12市で市民一人当たりの都市公園面積を比較すると本市は最も低く、その要因について分析すると、19ページのとおり、比較対象都市とは緩衝緑地等^{*}や国有地・県有地・県立公園の都市公園の面積で大きな差が生じています。

比較対象都市の緩衝緑地等の内訳では都市緑地がもっとも多く、本市を除いた比較対象都市の平均面積は46.8haですが、本市は0haであり、大きく乖離しています。

なお、都市緑地面積上位5市については、都市緑地だけで本市の都市公園面積（32.6ha）より多い面積を確保しています。

比較対象都市のそれぞれの都市緑地は、江戸川・利根川の河川敷、調節池、海岸の埋立地、沼など水辺が関連しているものに大規模なものが見受けられます。

また、所有者別の都市公園面積は、国有地・県有地・県立公園の本市を除いた比較対象都市の平均は36.8haとなっており、本市の0.1haとは大きく乖離しています。

一方、住区基幹公園^{*}について市民一人当たりの面積を比較すると、12市の中で6番目と、中位に位置しており、計画的に整備を行ってきたことが確認できます。

一人当たりの都市公園面積（平成29年度末時点）

市名	都市公園									
			うち住区基幹公園		うち都市基幹公園		うち大規模公園		うち緩衝緑地等	
	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)	順位	市民一人当たり面積(m ²)
印西市	1	16.82	1	7.69	1	6.3	3	0.0	4	2.8
野田市	2	12.72	9	1.96	5	1.2	3	0.0	1	9.6
我孫子市	3	11.48	3	3.43	11	0.0	3	0.0	2	8.1
白井市	4	9.50	2	4.55	2	3.1	3	0.0	6	1.8
習志野市	5	6.64	4	3.00	11	0.0	3	0.0	3	3.6
柏市	6	5.88	8	2.12	7	0.8	1	1.1	5	1.9
流山市	7	5.20	5	2.64	8	0.8	3	0.0	7	1.8
八千代市	8	4.92	7	2.40	6	1.2	2	0.3	9	1.0
市川市	9	3.55	12	1.30	9	0.6	3	0.0	8	1.7
松戸市	10	3.47	10	1.61	3	1.2	3	0.0	10	0.6
船橋市	11	3.30	11	1.45	3	1.2	3	0.0	10	0.6
鎌ヶ谷市	12	2.98	6	2.58	10	0.4	3	0.0	12	0.0

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書

緩衝緑地等の内訳と所有者別都市公園面積（平成29年度末時点）

市名	緩衝緑地等の内訳(ha)				所有者別都市公園面積(ha)		
	都市緑地	緑道	緩衝緑地	特殊公園	国有地 県有地 県立公園	市有地	民有地
印西市	27.4	0.0	0.0	0.0	41.4	126.4	0.4
野田市	141.8	3.9	0.0	0.0	62.1	70.9	61.1
我孫子市	94.1	5.5	0.0	5.9	93.2	52.7	4.3
白井市	11.2	0.2	0.0	0.0	1.8	56.5	0.8
習志野市	15.2	4.2	43.4	0.0	2.9	119.5	0.0
柏市	38.2	31.5	0.0	9.7	80.5	147.5	20.4
流山市	27.8	0.0	0.0	4.9	21.0	73.3	3.9
八千代市	19.7	0.2	0.0	0.0	7.4	86.1	2.8
市川市	76.1	0.0	0.0	6.2	55.4	114.1	4.8
松戸市	26.9	0.0	0.0	4.1	22.4	132.4	12.3
船橋市	36.6	0.0	0.0	3.0	17.1	177.7	14.4
鎌ヶ谷市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	31.3	1.2
鎌ヶ谷市を除いた平均	46.8	4.1	3.9	3.1	36.8	105.2	11.4

出典：鎌ヶ谷市総合基本計画基礎調査報告書

イ 都市公園以外の施設緑地の状況

都市公園以外の施設緑地は、公共施設緑地と民間施設緑地に区分されます。

公共施設緑地は、都市公園以外の公有地や、公的な管理のもとに緑地として利用されているものなど、都市公園法に基づく公園緑地と同様の機能を果たすものをいいます。市が設置している主な施設緑地としては、児童遊園16箇所、ふれあいの森9箇所、市民農園3箇所のほか野球場等があり、小学校の校庭も一般開放しています。

民間施設緑地は、民間が設置・管理を行っている施設で公園緑地に準じる機能を持つものをいいます。市内には、民間・地域管理の公園や広場、ゲートボール場や寺院神社などがあります。



栗野児童遊園



富岡二丁目ふれあいの森



東道野辺市民農園



八幡春日神社

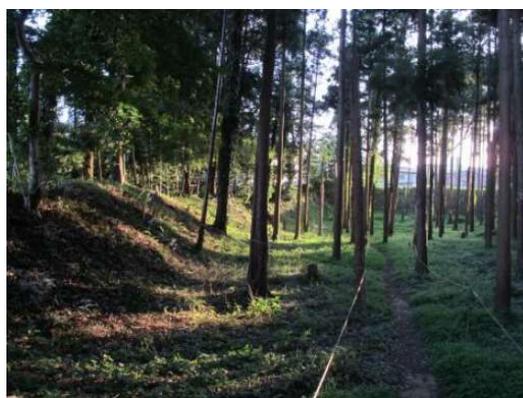
ウ 地域制緑地の状況

地域制緑地は、法律などにより緑地としての土地利用が担保されているものをいいます。生産緑地法に基づく生産緑地地区は約64haを指定しています。森林法に基づく地域森林計画対象民有林は約75haが県により指定され、その全ては市街化調整区域にあります。また、大津川や大柏川の一級河川および準用河川の区間は、河川法に基づく河川区域となっています。

このほか、緑地協定を締結している地区が2箇所、緑地として扱える文化財として、国史跡の下総小金中野牧跡（野馬土手）および下総小金中野牧跡（捕込）、市指定文化財の根頭神社の森および八幡春日神社の森があります。また、鎌ヶ谷市みどりの条例によって保存樹木10本、保全林10箇所（約2.9ha）を指定しています。

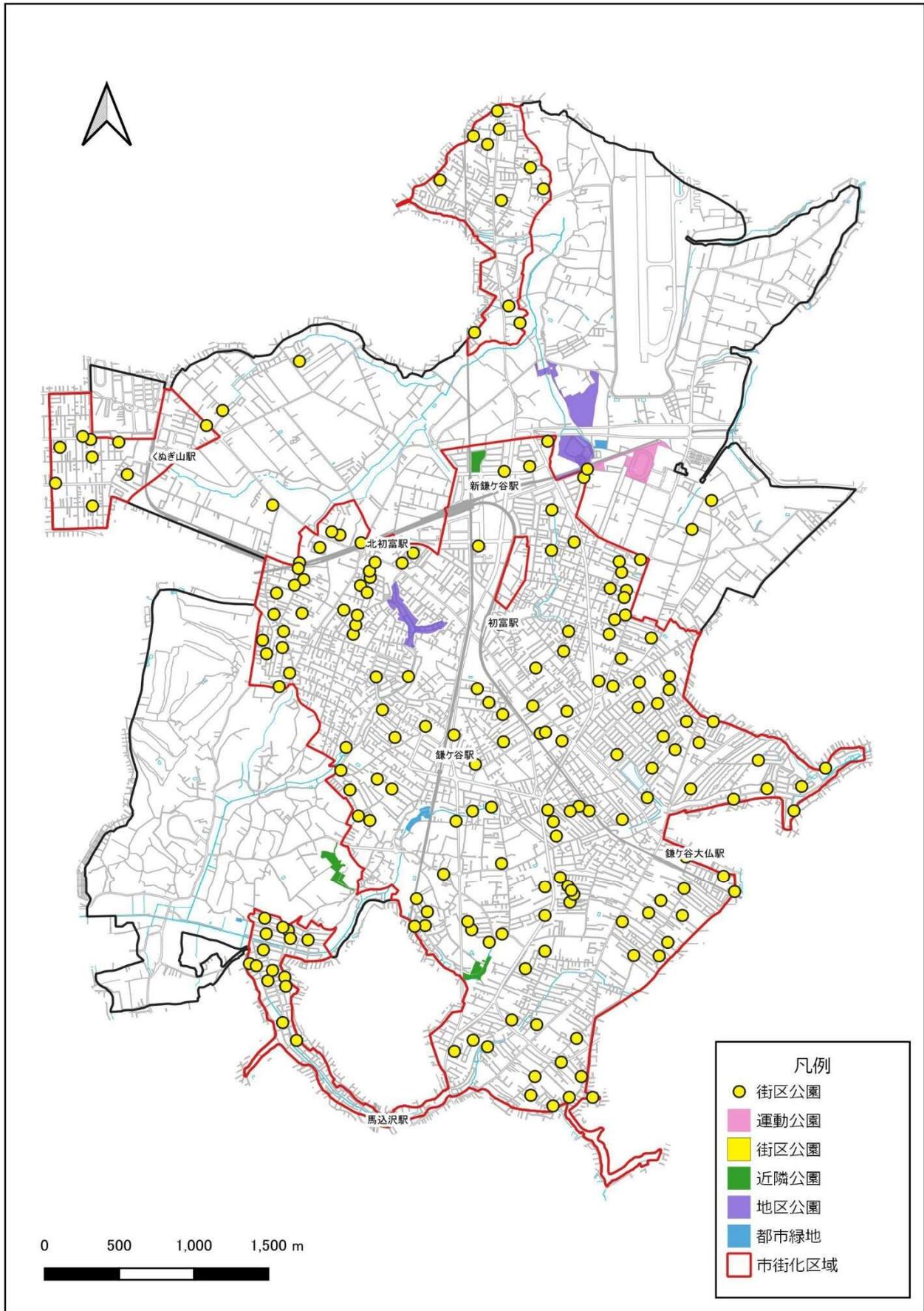


国史跡下総小金中野牧跡[野馬土手](東初富)

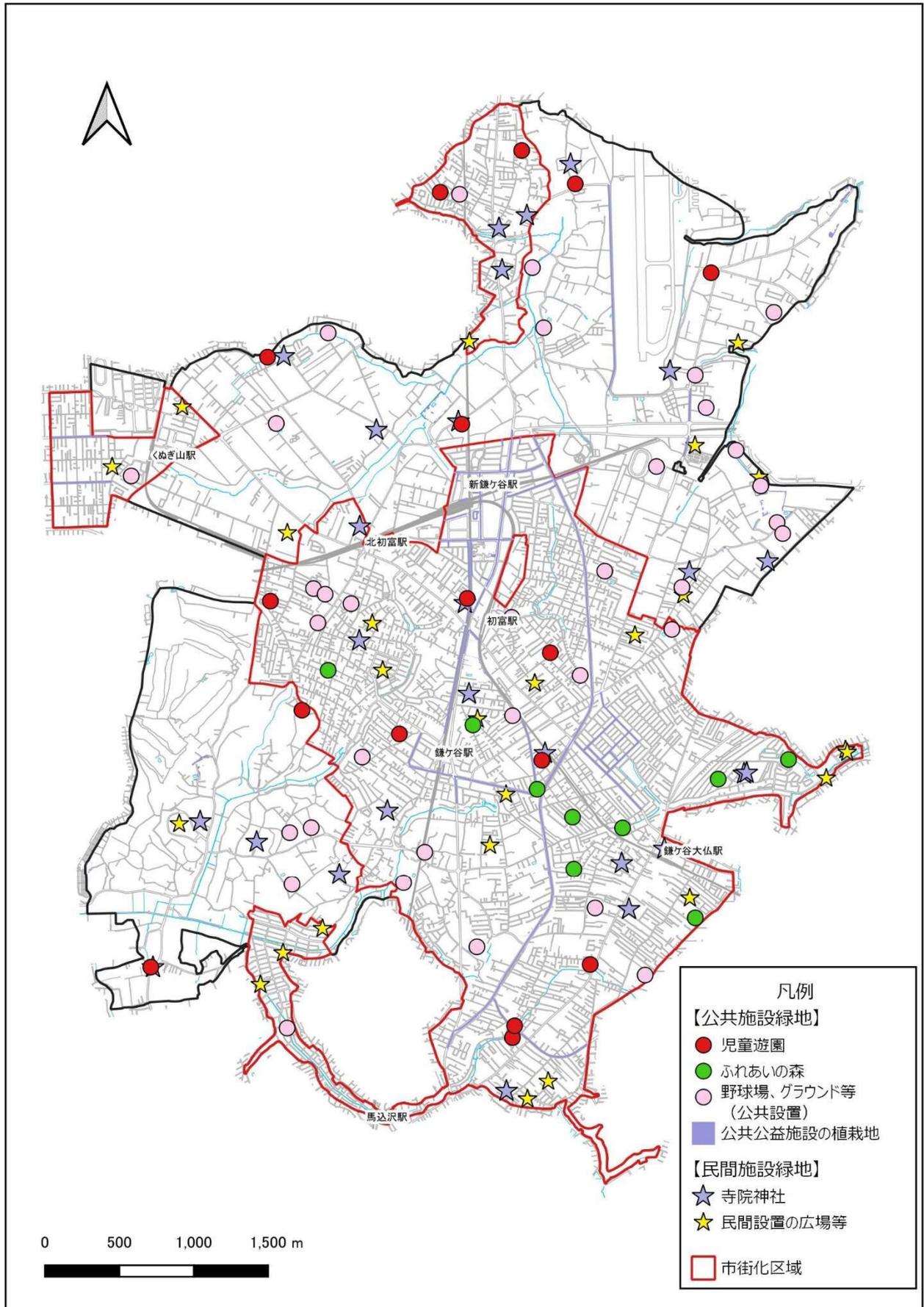


国史跡下総小金中野牧跡[捕込]（東中沢）

都市公園位置図(令和2年調査)



施設緑地現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

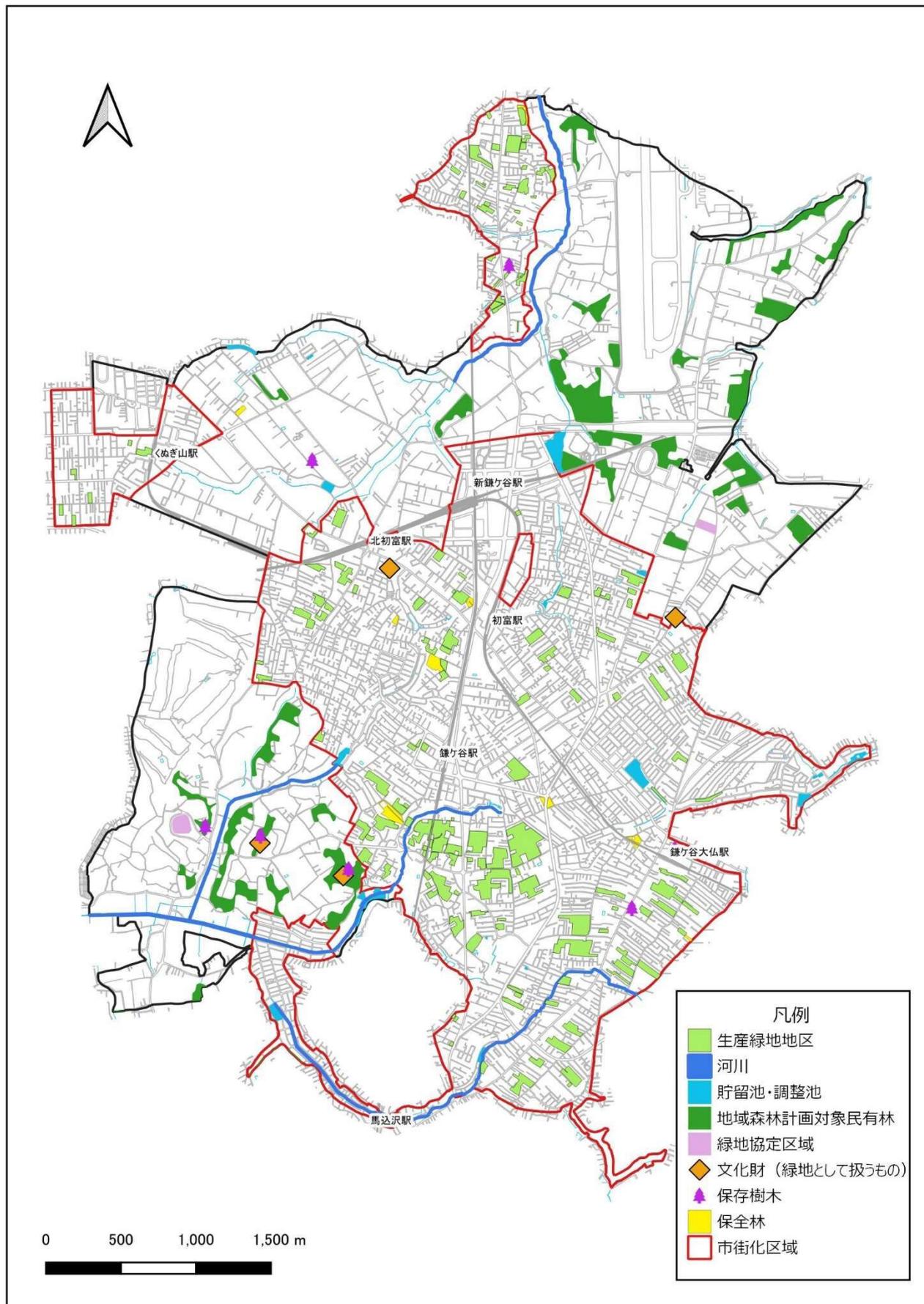
第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

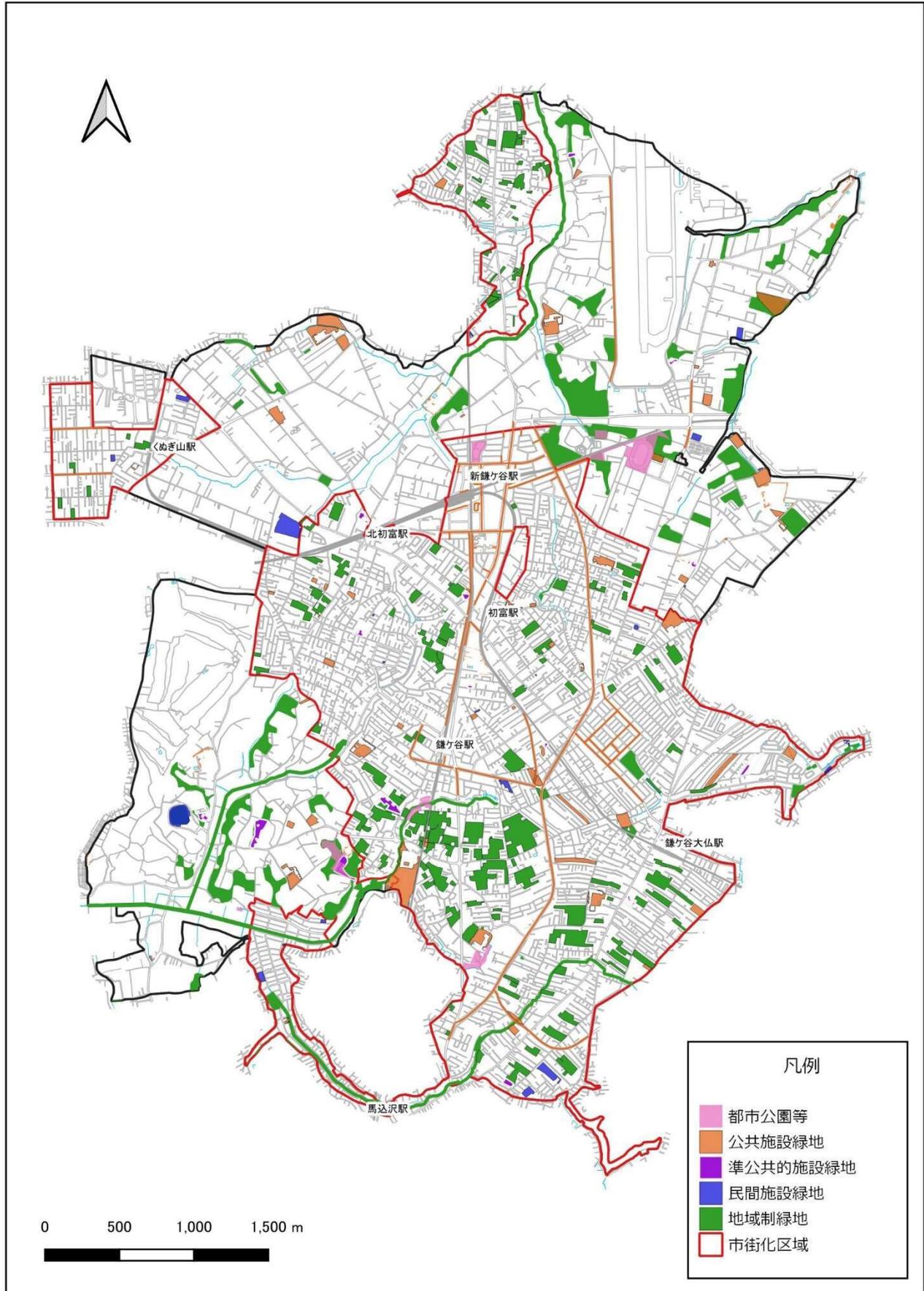
第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

地域制緑地現況図(令和2年調査)



緑地現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章 緑の将来像と目標

第4章 緑の配置方針

第5章 緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章 計画の推進に
向けた取り組み

4 緑被調査

(1) 緑被調査

緑被調査は、緑被地^{*}を抽出し把握する調査です。

緑被地とは、緑で覆われた土地のことで、「樹林地」・「草地」・「農地」・「水面」に区分して調査します。最小取得面積は100㎡を目安としています。

緑被地	
樹林地	樹木に覆われている土地
草地	芝生など草に覆われている土地
農地	農作物の生産に利用されている土地及び生産緑地地区
水面	河川や池などの水面に覆われている土地

調査方法は、最新のデジタル航空写真から判読して緑被地の区域を抽出し、判読した結果をとりまとめます。

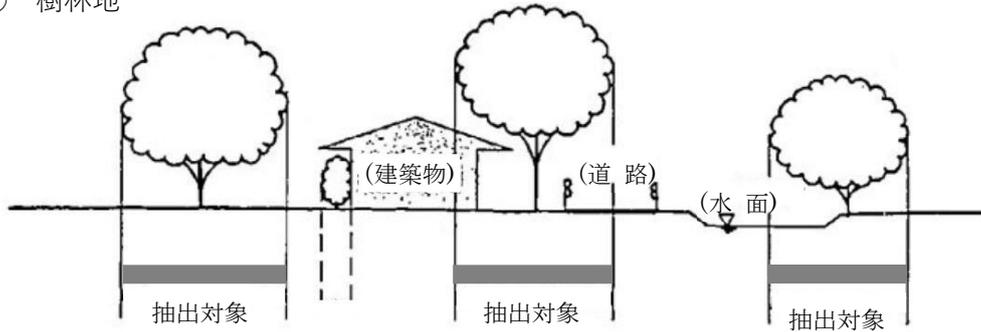
緑被地抽出の考え方は「東京都緑被率標準調査マニュアル」に準じて実施します。ただし、冬季の写真のため樹林地は枝張りを考慮して調査しています。

緑被調査を実施することで、市内の緑で覆われている土地の量や、地区面積に対する割合（緑被率）等を把握し、課題の抽出や施策の立案などに活用します。

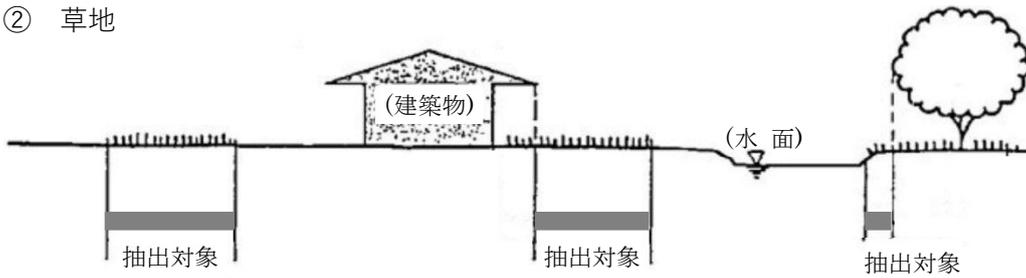
前回の基本計画では緑被調査を実施していませんが、今回の調査結果を地理情報システム（GIS）にとりまとめ、次回の計画策定時には時間経過で推移する緑の保全状況などの評価に活用していきます。

緑被地抽出の基本的な考え方

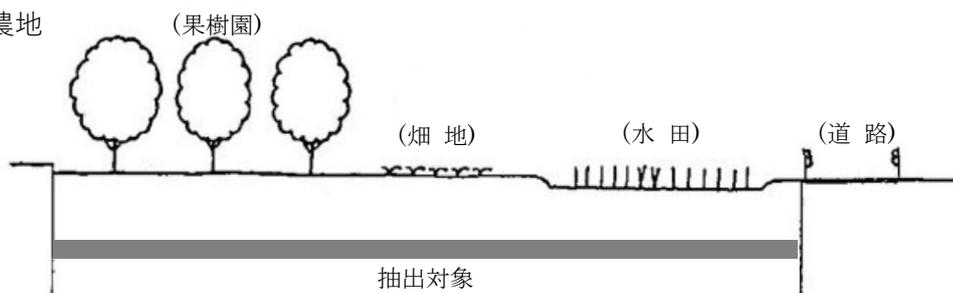
① 樹林地



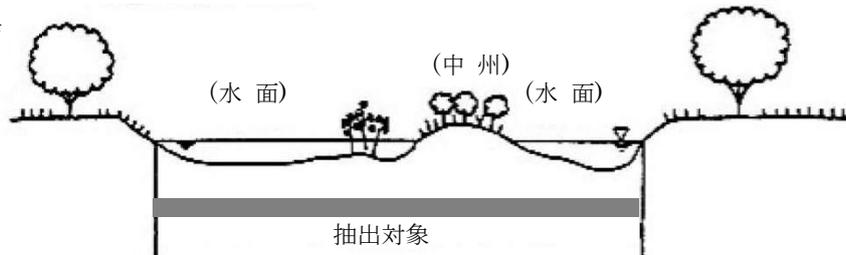
② 草地



③ 農地



④ 水面



出典：東京都緑被率標準調査マニュアル（昭和63年10月）をもとに修正

(2) 緑被の現況

調査した結果、樹林地や農地などの緑で覆われた面積割合は約43%です。

樹林地は、市北部及び南部に点在するかたちで残されており、市域面積の約12%を占めています。市内最大の自然林が残る栗野の樹林地は、栗野地区公園として一部を保全しています。また市街地内には規模の小さい樹林地がみられますが、主な樹林地は貝柄山公園の斜面林やふれあいの森として保全を図っています。

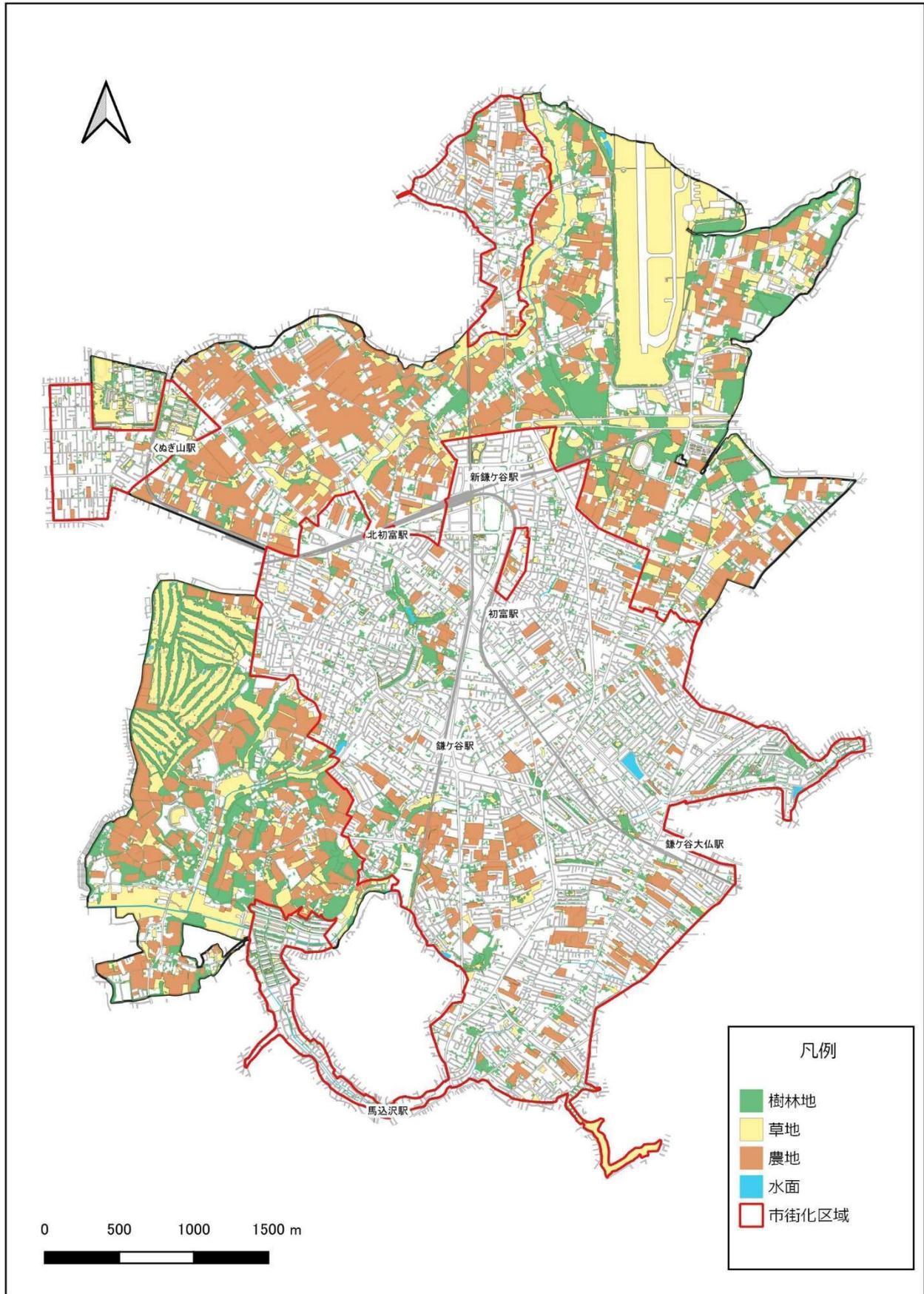
草地は、ゴルフ場や自衛隊用地でみられるほか、大津川沿いや大柏川沿いで分布がみられ、市域面積の約14%を占めています。大津川沿いや大柏川沿いの草地は、未耕作地が多く残されています。

農地は、市街化調整区域を主として市内各地に分布しており、市域面積の約17%と樹林地や草地よりも大きな面積を占めています。市街化区域内にも農地の分布がみられますが、その多くは生産緑地地区に指定されています。

緑被調査面積集計表(令和2年調査)

区分	判読区分	面積(ha)	構成比(%)	市域面積(21.08km ²) に対する割合(%)
1	樹林地	243.8	27.0%	11.6%
2	草地	301.7	33.5%	14.3%
3	農地	349.5	38.7%	16.6%
4	水面	6.9	0.8%	0.3%
総計		901.9	100.0%	42.8%

緑被現況図(令和2年調査)



第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に向けた取り組み

5 市民意識調査

緑に対する市民の皆さんの声を本計画の改定に反映させるため、平成30年度に実施した「鎌ヶ谷市市民意識調査」を活かすとともに、令和2年度には「鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン・鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査」を、令和3年度には市民ホールでオープンハウスを実施しました。なお、詳細は参考編にとりまとめています。

(1) 平成30年度市民意識調査

ア 実施概要

- ・対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
- ・期間 平成30年8月10日～8月31日

イ 結果の概要

現在の緑の多さについては半数以上が満足、将来の緑の多さについては、約76%の方が重要と回答しており、多くの方々が緑の多さを重要と考えていることが伺えます。

また、公園や緑地、街路樹などの整備は、満足度が比較的低く、今後の整備は約7割の方が重要視していることから、市民ニーズを把握したうえでより一層整備に取り組んでいく必要があると考えられます。

(2) 鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査

ア 実施概要

- ・対象者 市内在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)
- ・期間 令和2年12月18日～令和3年1月15日

イ 結果の概要

将来の緑については4割～5割の方が現状維持を望んでいますが、緑で重視するものについては、公園、児童遊園などの植栽、街路樹など道路の植栽、公共施設の植栽などとなり、総じて公共施設に係る植栽の充実が求められています。

公園の機能については、市民の防災意識の高まりから、防災的な機能が特に重要とされています。

また、公園の利用頻度は月に数回利用する方が約4割で、利用目的は、高齢者は「散歩などの健康づくり」、子育て世代である30歳代は「子どもと一緒に遊ぶ」の割合が高くなっているため、世代ごとのニーズに沿った公園整備が求められています。

公園施設については、防災施設、トイレの充実が主に望まれています。

公園利用のルールとしては、ボール遊びや自転車の練習などの要望が多く、これらに対するルール化は継続的な検討課題と考えられます。

(3) 鎌ヶ谷市緑の基本計画 オープンハウス

ア 実施概要

- ・実施会場 市民ホールでのパネル展示
- ・期間 令和4年1月24日～令和4年1月26日
- ・来場者数 133人

イ 結果の概要

オープンハウスでは緑の基本計画に関する現況や計画骨子のパネル展示とともに、以下のとおりシールアンケートを実施しました。

「身近な場所で緑を感じるのとはどのようなものか」については、「緑が多い公園」との回答が最も多く、公園が緑に果たす役割の高さが伺えます。

「緑に関してやってみたい(いる)ことはありますか」については、「自宅で草木の手入れ」との回答が最も多く、次に「駅前、公園、道路の清掃や花植え活動」が多い回答となり、今後の活動の展開が期待できます。

「緑に関する情報発信の方法で目にするもの」については、「市の広報紙、市のホームページ」が最も多くなっており、その内容の充実が求められます。

「公園ごとのルール決め」については、「公園利用者と近所の住民」で決めるべきとの意見が多く、今後の公園のルール決めを考慮すべき回答が得られました。

「手入れ不足の林(個人所有)の管理」については、「土地所有者」が管理すべきとの意見が最も多いものの、「土地所有者と地域の人達」との意見も2割程度あるなど、今後考慮すべき回答が得られました。

好きな緑、守りたい緑についての地図投票については、貝柄山公園と市制記念公園が多くなっており、これらの公園への関心の高さが伺えます。

また、公園施設の設置費用に関するシールアンケートも行い、市民の方が思っている以上に費用がかかることが伝わる機会となりました。

Q 費用に関するクイズ(4問)

高さ10m、幹回りが1.5mの樹木を伐採し、処分する費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 10万円	27	26.0%
(2) 20万円	43	41.3%
(3) 40万円 ←正解	34	32.7%
	104	回答合計

ベンチの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 5万円	27	27.3%
(2) 10万円	53	53.5%
(3) 30万円 ←正解	19	19.2%
	99	回答合計

すべり台の設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 50万円	18	17.8%
(2) 100万円	50	49.5%
(3) 150万円 ←正解	33	32.7%
	101	回答合計

トイレの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 500万円	55	53.9%
(2) 1000万円	35	34.3%
(3) 3000万円 ←正解	12	11.8%
	102	回答合計

6 前計画の評価

(1) 前計画の目標水準と達成状況

ア 都市公園の整備目標水準と達成状況（面積）

都市公園については、前計画以降17ha整備されましたが、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		達成状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
18.4ha	129.8ha	35.9ha

イ 都市公園の整備目標水準と達成状況（市民一人当たり面積）

本市の市民一人当たり都市公園面積は、1.8㎡/人から3.3㎡/人に向上していますが、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		達成状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
1.8㎡/人	11.2㎡/人	3.3㎡/人

ウ 緑地の都市計画区域面積に対する確保目標水準

本市の都市計画区域面積に対する確保目標水準は、農地や樹林地等の減少から、44ha減少しており、前計画の目標水準と達成状況には大きな乖離が生じています。

前計画		確保状況（令和2年）
現況（平成13年）	目標水準（令和2年）	
268.2ha	352.8ha	223.9ha

(2) 前計画の施策評価

前計画の施策の取組み状況について、関係各課に調査し、実態を把握しました。施策は4つの基本方針、19の基本施策、113の個別施策で構成しておりますが、前計画の4つの基本方針ごとに、以下のとおり主なものを整理します。

ア 身近な自然を守り親しむ（基本方針1）

(ア) 取り組んだ内容

- ・栗野地区公園における第一期整備区域の整備及び第二期整備区域の計画策定
- ・樹林地を活用したふれあいの森公園の整備及び保全
- ・保全林及び保存樹木の指定及び助成による保全
- ・市街地にある農地を生産緑地地区制度により保全
- ・びゃくしん類植栽禁止の周知及び指導
- ・根頭神社の森及び八幡春日神社の森を市の指定文化財として保全
- ・中沢のワクワクピオトープの整備
- ・白旗緑地、蛍の里の保全
- ・学校内の農園で野菜作り等の体験学習
- ・開発行為等における雨水の流出抑制を事業者に依頼

(イ) 取り組めなかった内容

- ・谷津、屋敷林等の民有地の保全
- ・未耕作地や低利用農地を公園や花畑として活用
- ・谷津、屋敷林、社寺林等の市民参加による維持管理
- ・屋敷林等の樹木医による定期診断などの支援を検討
- ・生態系の保全として、郷土の植物種の使用を推進

イ まちをみどりの快適空間にする（基本方針2）

(ア) 取り組んだ内容

- ・総合運動公園内の緑道及び広場、栗野地区公園、くぬぎ山公園及びふれあいの森公園の整備
- ・既存公園の一部をバリアフリー化
- ・軽井沢多目的グラウンド、四本們多目的グラウンド、中沢多目的グラウンドを整備
- ・公共施設に緑のカーテン、屋上庭園、観葉植物等の設置
- ・新規に建設される住宅及び商業施設等に緑化の指導

(イ) 取り組めなかった内容

- ・民有地の小さな空地などを市民の憩いと交流の場として活用
- ・駅前にもくせい、ききょうなどを植栽
- ・避難場所となる公共公益施設の敷地境界部分に耐火性のある樹種の植栽
- ・秋から冬の季節風をさえぎるよう公共公益施設の敷地北側に樹木の植栽
- ・駐輪場や駐車場のデッドスペースなどを利用した緑化
- ・鉄道敷地の土手など、列車の運行等に支障のない範囲について緑化を要望
- ・壁面緑化、ベランダ緑化、生垣づくり等住宅地の緑化推進
- ・生き物に配慮した農薬の使用などについて、鎌ヶ谷カントリー倶楽部等のゴルフ場へ要望

ウ 自然を感じる、人にやさしいネットワークをつくる（基本方針3）

（ア） 取り組んだ内容

- ・ 新規の道路整備による植樹帯の整備
- ・ ヤマモモ等の鳥の餌になる街路樹を植樹
- ・ 電線の地中化による街路樹の成長に支障のない空間の確保
- ・ 道路愛護活動による、市民参加の道路植栽の花植え

（イ） 取り組めなかった内容

- ・ 幹線道路沿道の民有地の協力による歩道整備の検討
- ・ 国道や県道などの避難路・輸送路となる道路に、耐火性のある樹種の使用を検討
- ・ 十分な広さがない幹線道路に、場所を取らない植栽の検討、緑豊かな道路景観を演出
- ・ 生活道路等の沿道緑化によるネットワークづくり
- ・ 治水機能に配慮した生き物が棲める河川及び水路の整備
- ・ 水生植物などを利用した河川及び水路の水質浄化の検討
- ・ 斜面林、河川及び水路に沿った緑道の整備によるネットワークづくり

エ 協働でみどりを創り守る（基本方針4）

（ア） 取り組んだ内容

- ・ 公園等サポーター制度による市民参加の公園管理
- ・ ふるさとづくり連絡会による駅前広場等の花植活動
- ・ 梨の剪定枝のチップ化、堆肥化によるリサイクルの推進
- ・ 緑化事業や緑地の取得を進めるための資金として『みどりの基金』を充実
- ・ 不要となった樹木や草花などを希望する人に無償提供できるグリーンリサイクルバンク制度の創設
- ・ 真間川流域で既に行われている親水イベントの充実として、新鎌ヶ谷駅前広場にて啓発活動を実施
- ・ 環境団体との協働による環境講座の実施
- ・ 環境団体の活動を紹介するパネル展及び環境フェアを実施
- ・ 自然のゆたかさや仕組みを理解するために小学生を対象とした、自然観察会等を実施

（イ） 取り組めなかった内容

- ・ 緑化事業に関する庁内の横断的な連絡調整
- ・ 個人管理の樹林地、草地、農地等の市民参加による保全活動等の推進
- ・ 樹木医などの専門知識を有する人の人材登録制度の検討
- ・ 緑化活動の支援を行う団体設立の支援
- ・ 市民と企業と行政との協働による公園等の維持管理運営システムの検討
- ・ 公園から発生する剪定枝や落ち葉等の再利用の検討
- ・ 市民が使える苗圃等の整備

7 課題の整理

緑を取り巻く社会情勢の変化、緑の現状、市民意向及び前計画の評価等、現況調査の結果に基づき、問題点や課題を整理しました。緑地の保全及び緑化の目標の設定においては、これらの課題等を踏まえ、基本理念、緑の将来像及び基本方針などを定めていきます。

(1) 緑の面積、配置に関する課題

- ア 都市公園は17ヘクタール増加したものの、樹林地は38ヘクタール、生産緑地地区は18ヘクタール減少しており、樹林地及び生産緑地地区などの都市農地は宅地化の影響により確実に減少しているため、保全していく必要があります。
- イ 前計画の目標水準は、施設として整備すべき緑地を目標水準にするなど、新たに緑を増やすことが計画の方向性と考えられていましたが、32ページに記載のとおり目標水準と現状値には大きな乖離が生じており、今後の方向性について検討する必要があります。
- ウ 緑とオープンスペースは、社会資本の整備等により、全国的には都市公園法の標準面積である一人当たり都市公園面積10㎡/人を超える水準となったことから、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」など、緑の持つ多様な機能を高め活かしていく新たなステージへの移行が求められていますが、本市の市民一人当たり都市公園面積は3.3㎡/人となっていることから、引き続き都市公園面積の確保を進めるとともに、緑の持つ機能の活用について検討する必要があります。
- エ 市内の南北それぞれに、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備するなど、緑とふれあいのある空間を形成していく必要があります。
- オ 東京10号線延伸新線跡地について、緑のネットワークの形成を図る必要があります。

(2) 緑の主要系統別の課題（緑の主要系統の詳細は第4章をご参照下さい。）

ア 環境保全系統

- (ア) 自然環境の形成、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和など、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの推進が求められています。
- (イ) 宅地化が進み、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなっており、緑地の保全と創出により、生物の生息環境のネットワークを形成していく必要があります。

イ レクリエーション系統

- (ア) 感染症に対応する「新たな生活様式」の中で、健康的なライフスタイルを支える緑地の力が求められています。
- (イ) ボール遊びなど、子どもたちが安心して自由に遊べる公共的なオープンスペースとしての緑地が求められます。
- (ウ) 高齢化に伴い、高齢者も利用しやすい、地域に密着した公園づくりが求められています。

ウ 防災系統

- (ア) 市民意識調査の結果からも、延焼の防止、避難地、災害活動の拠点、自然災害の緩和及び防止などの防災機能が求められています。また、災害時に役立つかまどベンチ[※]や防災トイレの設置も求められています。

エ 景観形成系統

- (ア) 鎌ヶ谷市総合基本計画における土地利用の方向性のゾーン区分に基づく緑地の配置方針等の検討が必要となります。
- (イ) 市街地における自然景観の形成には、開発行為等における公園、緑地の設置に限らず、各家庭、事業者による敷地内の緑化への取り組みも重要と考えられます。
- (ウ) 保全林、屋敷林など個人が管理する林は、適正な管理が望まれています。

(3) 公園等の管理に関する課題

- ア 約7割の都市公園は、供用開始から20年以上が経過しています。多くの遊具やフェンスなど、施設の老朽化が目立つようになってきており、利用者が安全に安心して利用できるよう日常の点検と早期の改善が求められています。
- イ 開設時、苗木だった樹木は大きく成長し、適正な管理が追いつかないのが現状となっています。樹木の剪定、伐採には膨大な費用がかかるため、その経費面の確保と計画的な対応が課題となっています。これと同様に、個人が管理する樹林地や庭の樹木などについても、費用負担の問題は大きいと考えられます。
- ウ 公園等の管理では、日々様々な要望が寄せられますが、令和2年度の実績では、草木に関する要望が約3割、公園利用のマナーに関する要望が約1割となっており、改善が求められています。
- エ バリアフリー法などが制定される以前に開設した都市公園においても、高齢者や障がいのある人が安全に安心して利用できるユニバーサルデザイン^{*}による都市公園への転換が求められています。
- オ 公園等サポーター制度により、市民の方々と協働で、公園の清掃、利用マナーの指導などを行っていますが、サポーターの高齢化による担い手不足が課題となっています。

(4) その他の課題

- ア 少子高齢化に伴う負担の増加により、公園等を含む公共施設の維持管理等が課題となっています。
- イ 緑は適正に管理されていなければ、機能は十分に発揮されず、市民は緑とのふれあいを通して緑の魅力を感じることができず、緑の大切さについての意識も醸成されないものと考えられます。
- ウ 市民、企業等の参画・協働により、一人ひとりが緑の保全と創出に取り組んでいく仕組みづくりが必要となります。
- エ 庁内の様々な部署が関係する施策について、担当部署と実施状況を確認していく必要があります。
- オ 前計画策定直後は広報に掲載するなど計画策定について広く周知したのと考えられますが、時間の経過とともにホームページに掲載するのみとなり、市民や事業者への周知も不足していました。新たな計画策定後は、継続的に広く周知していく必要があります。
- カ 都市公園の維持管理費については、年間で1㎡あたり500円以上必要となる（平成28年度から令和2年度までの決算額から算出）ことから、都市公園を新たに整備する際には、この整備に伴う維持管理費の確保についても考慮する必要があります。

第3章 緑の将来像と目標

1 基本理念

昭和53年に制定した市民憲章では、『わたしたちは、自然と歴史を大切にし、緑ゆたかなまちをつくりましょう。』と定めています。また、平成3年に制定した緑の都市宣言では、全ての市民が力を合わせて緑の都市とすることを宣言しています。

さらに、令和3年に策定した本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画である総合基本計画では、本市が目指す将来の姿（都市像）を『人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷』としています。まちが一段とにぎわいを増していく中でも、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の人々が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし、学び、活躍するとともに、これまで受け継いできた緑を大切にしたいという思いが込められています。

本市は、春には梨の花が咲き、四季折々の自然に恵まれた緑あふれるまちです。

わたしたちの願いは、このうるおいとやすらぎを与える緑を守り、自然につつまれた美しいまちなみのなかで住み続けることです。

こうした思いを込めて緑のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。

緑豊かな自然環境を次の世代に残します

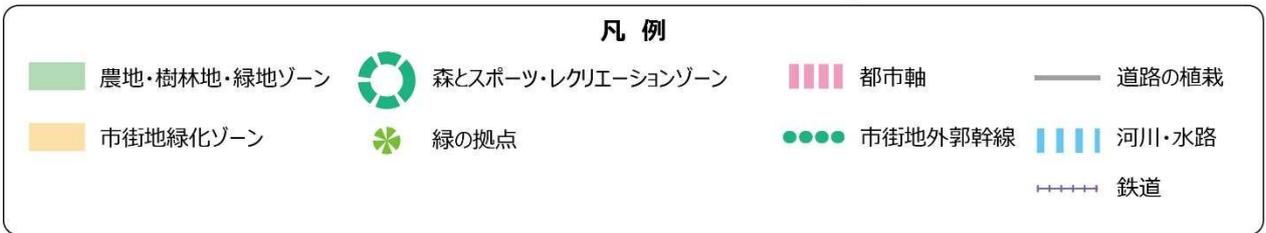
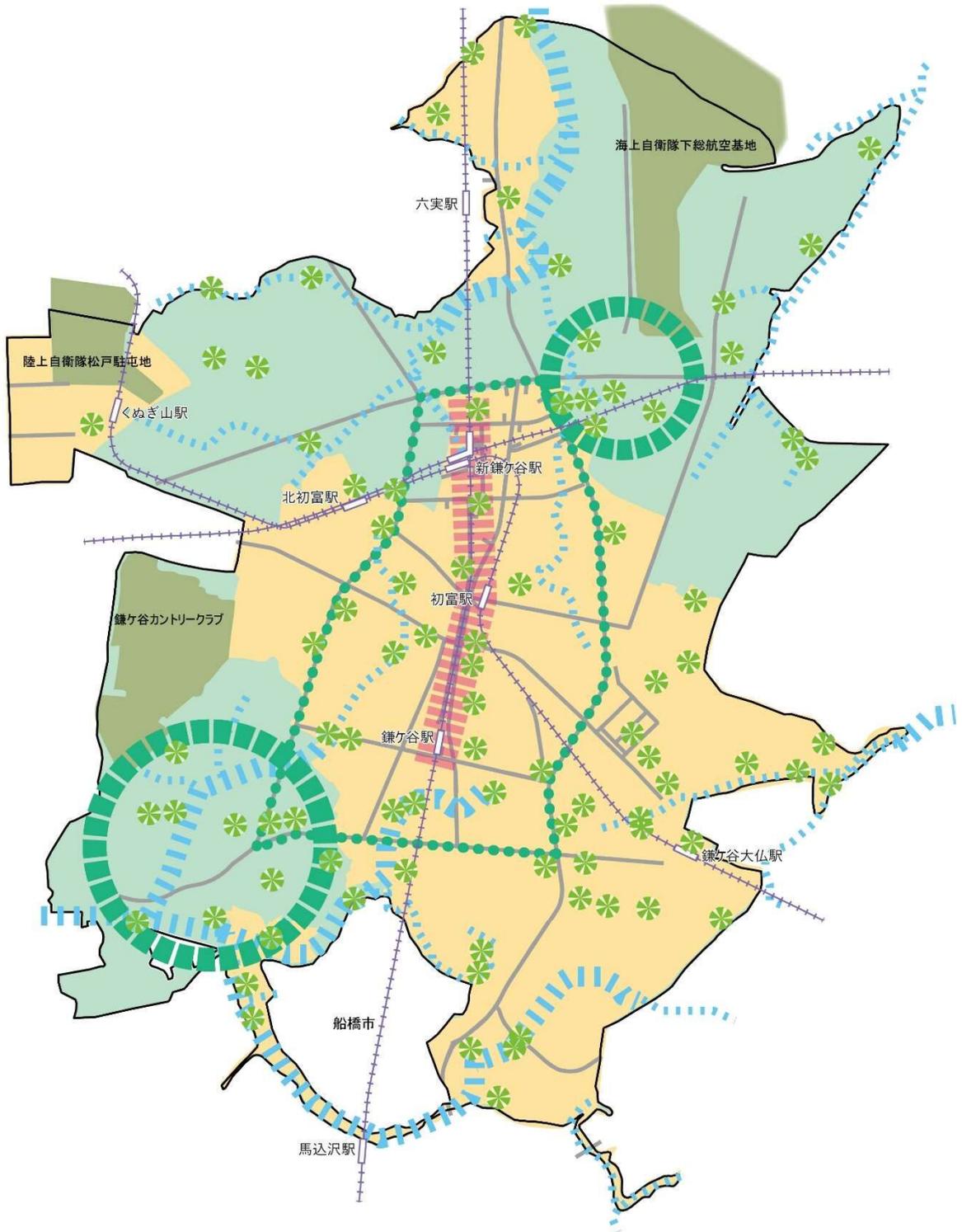
2 緑の将来像

緑のまちづくりの基本理念『緑豊かな自然環境を次の世代に残します』の思いから、目指すべき緑の将来像を『みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち』とします。

この将来像には、緑豊かな自然環境を次の世代に残すことがわたしたちの使命であり、子供からお年寄りまでのみんながこれまで受け継いできた緑を大切に、次の世代につなげていくことで、誰もが幸せと希望を感じることで自然につつまれた美しいまちであり続けていく思いを込めています。

みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち

緑の将来像図



農地・樹林地・緑地ゾーン

農地、樹林地、河川を中心に広がる谷津の緑など豊かな自然環境が保全される地域です。

市街地緑化ゾーン

商業施設や住宅地が緑化され、生産緑地地区の農地や樹林地、公園等の緑とオープンスペースにより良好な生活環境が確保され、人々の生活と自然が共存し、緑豊かな住環境を形成する地域です。

森とスポーツ・レクリエーションゾーン

緑に囲まれた中でスポーツやレクリエーションが楽しめる施設等が集まる場所です。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園と生物の生息環境として貴重な栗野地区公園や丸山台緑地が連なります。

南部地区は、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等スポーツ・レクリエーションが楽しめる公園等のほか、河川を中心に農地、樹林地が広がる谷津に、白旗緑地、蛍の里等の水辺の生物の生息環境として貴重な場所も点在します。



拠点

人々の様々な活動の場や生物の生息場所となる緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など様々な機能があり、特徴的な緑や一定以上の規模の緑は地域の重要な拠点です。



都市軸[※]

公園、駅前広場、道路及び商業地の植栽等により、魅力ある都市機能の充実を図ります。

市街地外郭幹線[※]

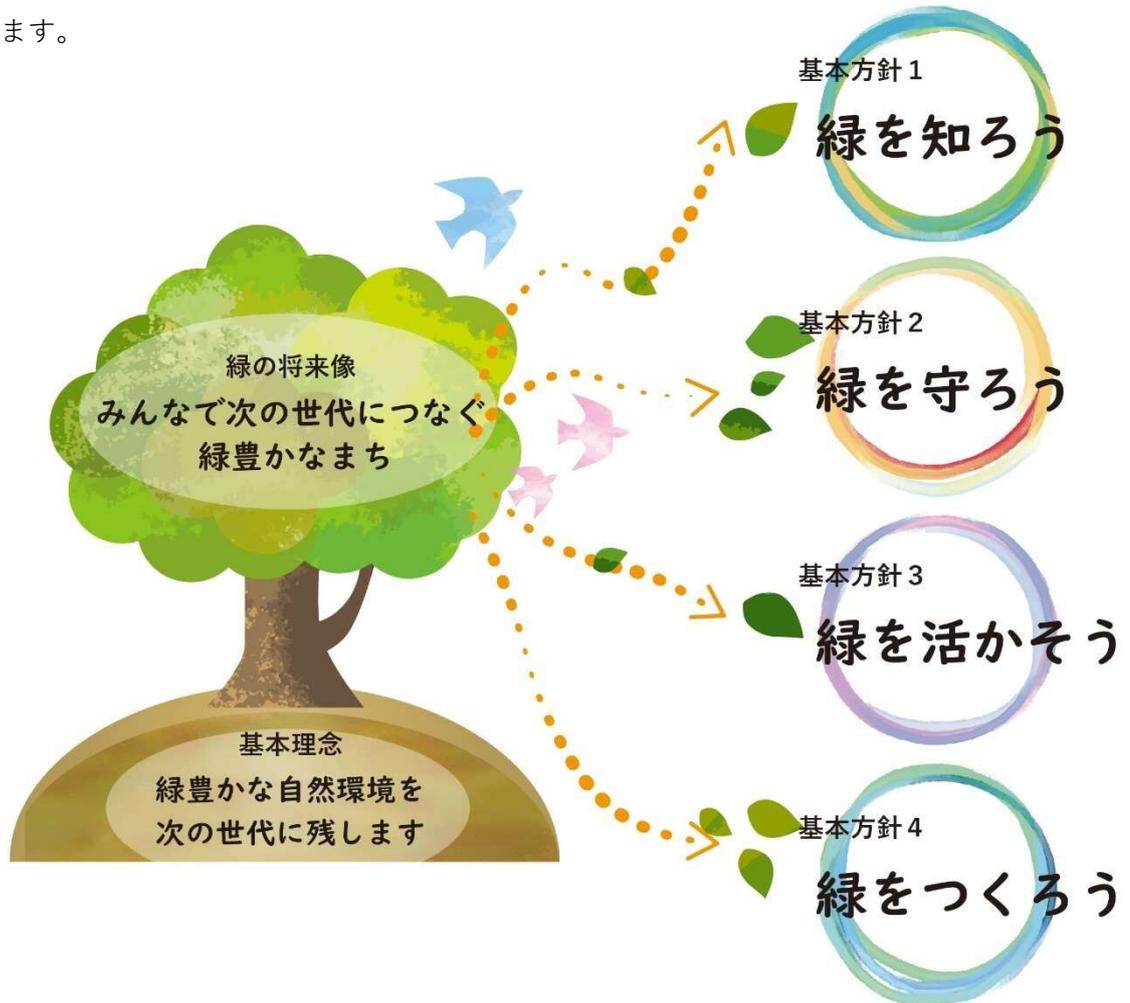
道路の植栽

河川・水路

市街地外郭幹線をはじめとした都市計画道路等の植栽、河川・水路により、樹林地、農地、緑の拠点やゾーンを相互に結びつけ、生物の移動経路の確保等を行うことで生態系のネットワークを形成します。

3 基本方針

緑の将来像「みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち」を実現するため、4つの基本方針を定めます。



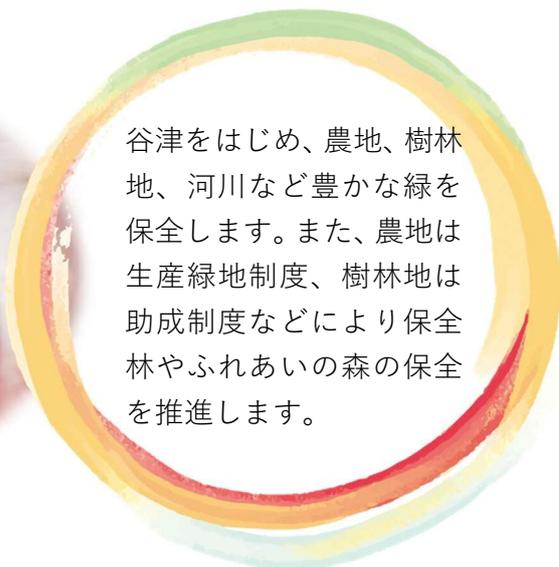
基本方針1
緑を知ろう

緑を次の世代に残していくためには一人ひとりが緑の持つ様々な機能を知り、緑の大切さを理解することが必要です。そのうえで、一人ひとりが緑を守り、活かし、つくる活動を広げていくことで緑を次の世代へとつなげていきます。



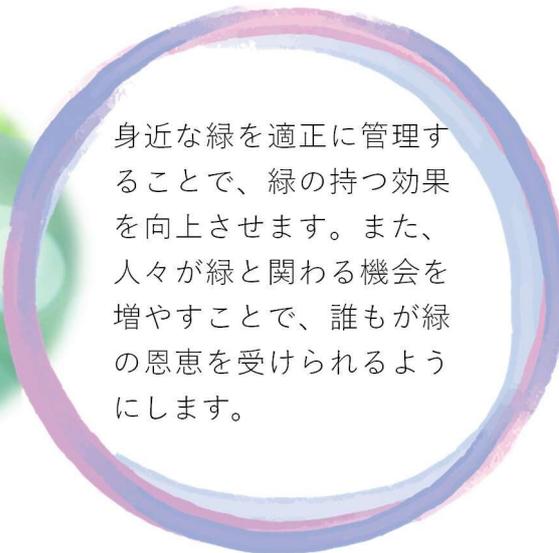
基本方針2 緑を守ろう

谷津をはじめ、農地、樹林地、河川など豊かな緑を保全します。また、農地は生産緑地制度、樹林地は助成制度などにより保全林やふれあいの森の保全を推進します。



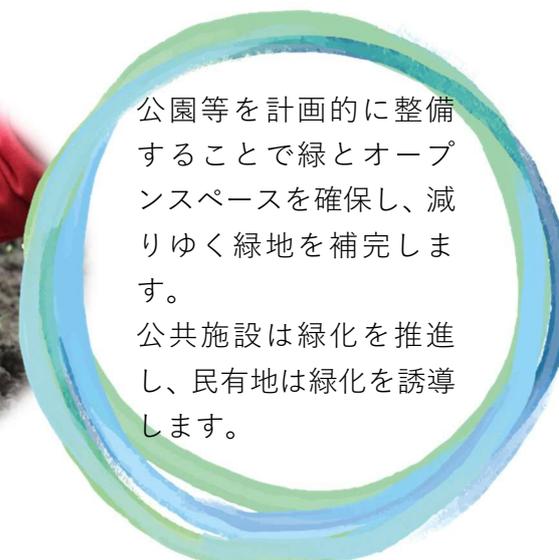
基本方針3 緑を活かそう

身近な緑を適正に管理することで、緑の持つ効果を向上させます。また、人々が緑と関わる機会を増やすことで、誰もが緑の恩恵を受けられるようにします。



基本方針4 緑をつくろう

公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補完します。公共施設は緑化を推進し、民有地は緑化を誘導します。

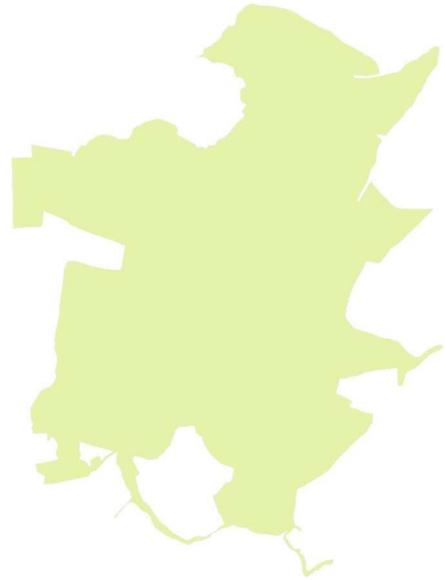


4 計画期間及び計画対象区域等

本計画の計画期間、計画対象区域及び人口を次のように定めます。

(1) 計画期間

計画期間（12年間）
令和5年度から令和16年度まで



(2) 計画対象区域

計画対象区域
鎌ヶ谷市全域 (2, 108ha)

(3) 人口

緑地調査等を実施した令和2年度と、本計画の最終年度である令和16年度の人口です。

人口	
109,887人 (令和2年)	105,900人 (令和16年)

出典：令和2年は「住民基本台帳人口（10月1日時点）の実績値」、令和16年は「総合基本計画に係る人口推計値（10月1日時点）」



5 計画の目標

緑の基本計画では、緑に関する取り組みの効果や緑の豊かさを確認するために、量に着目した目標を定めます。

(1) 緑地の確保目標

緑地面積（施設緑地と地域制緑地の計）は、平成13年と令和2年で比較すると268haから224haに大きく減少しています。このため、減少傾向の農地や樹林地を可能な限り保全し、都市公園を計画的に整備していくことで緑地を確保します。

緑地の確保目標については、具体的な数値を目標とせず、現状維持していくことを目指す方向性として定めます。

■緑地の確保目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目指す方向性 (令和16年度)
緑被率	43%	→
緑地面積 (施設緑地と地域制緑地の計)	224ha	→

(2) 都市公園の整備目標

都市公園を計画的に整備し、令和16年度までに市民一人当たり都市公園面積を3.3㎡/人から4.1㎡/人にすることを目標として定めます。

■都市公園の整備目標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和16年度)
市民一人当たり 都市公園面積	3.3㎡/人	4.1㎡/人

※市民一人当たりの都市公園面積を3.3㎡/人から4.1㎡/人に増やすには、令和2年度の都市公園面積35.9ha(359,227㎡)から約7.0ha(70,000㎡)、およそ東京ドーム(4.7ha)の1.5倍の面積を整備する必要があります。

第4章 緑の配置方針

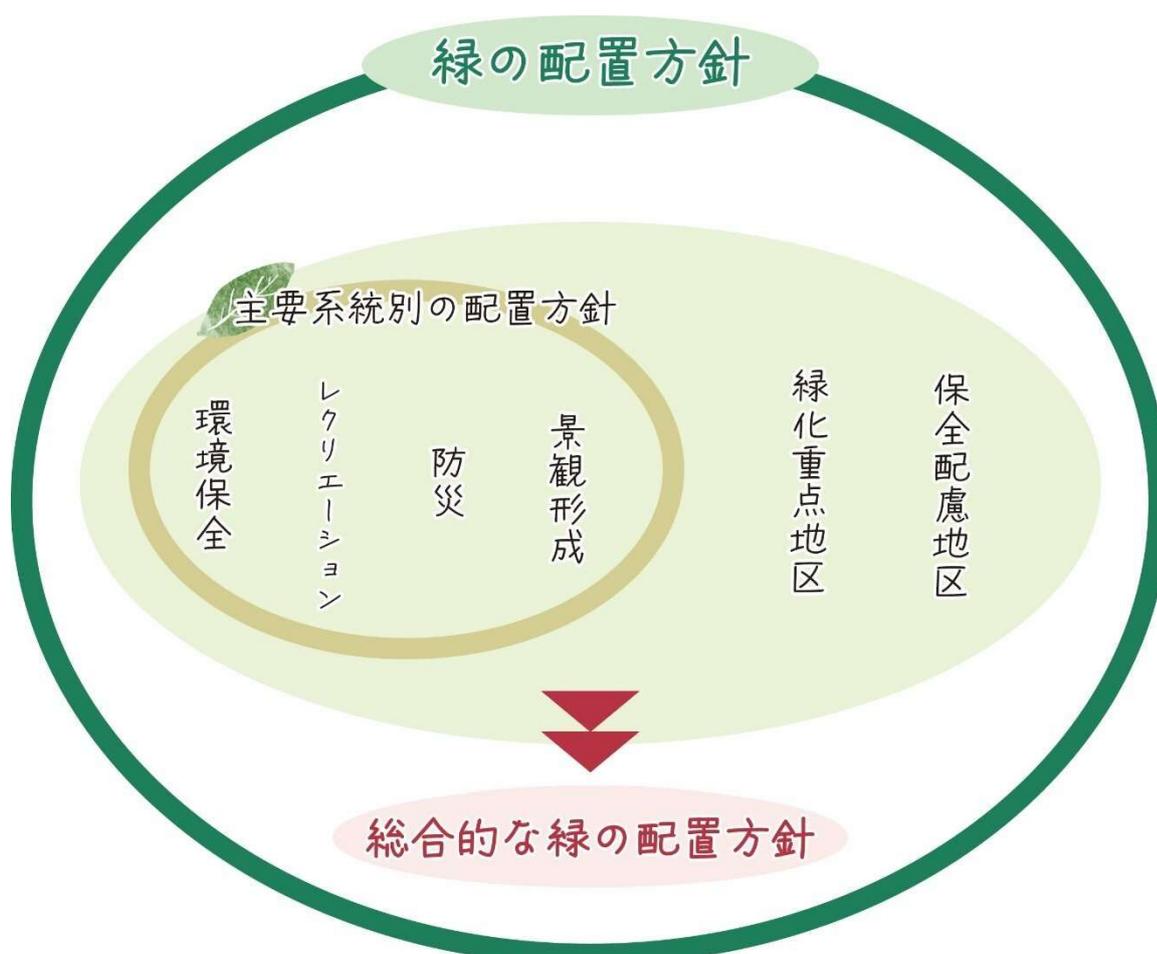
緑は、私たちの生活に深く結びついており、身近に楽しめるレクリエーションの場や生物多様性の確保に資する動植物の生息・生育環境を形成するとともに、大規模災害の発生時における避難場所や避難路、防災拠点となる等の防災性の向上に大きな役割を果たしています。

また、温室効果ガスである、二酸化炭素（CO₂）の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や蒸散作用等によるヒートアイランド現象等の都市環境の改善にも大きく寄与しています。

さらに、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観を形作り、本市の文化形成等にも重要な役割を果たしています。

このように、緑は多様な機能を有しており、これを大きくとらえると、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの主要系統に整理できます。

緑の将来像を実現するためには、緑が有する様々な機能を効果的に発揮できるよう、それぞれの緑を連結させネットワークを形成するよう配置することが重要です。そのため、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4系統別の緑の配置方針を定めるとともに、本市が定める緑化重点地区*や保全配慮地区*等を踏まえ、総合的な緑の配置方針を設定します。



1 主要系統別の配置方針

(1) 環境保全系統

緑は、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の抑制、大気の浄化、多様な動植物の生育・生息環境の確保、騒音・塵の飛散・騒音の防止等、環境分野が抱える複雑で多様な課題に対して多面的な機能を発揮します。

環境保全系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 緑豊かな自然環境を保全します。

市内最大級の自然林を有する栗野地区公園をはじめとし、樹林地、水環境、農地等の優れた自然環境を保全するとともに、市民が自然を身近に感じ、親しめるようにします。

イ 良好な生活環境を創出します。

人々が生活する中で自然を感じられるように、身近な緑を積極的に創出します。また、緑の効果を高めるために、様々な緑によるネットワーク化を図ります。

ウ 生物多様性に資する緑やエコロジカル・ネットワーク※を確保します。

優れた自然環境に加え、白旗緑地（蛍の里）等のビオトープを保全することで、生物の生息環境を確保するとともに、都市計画道路等の植栽や河川・水路の整備により、エコロジカル・ネットワークを確保します。

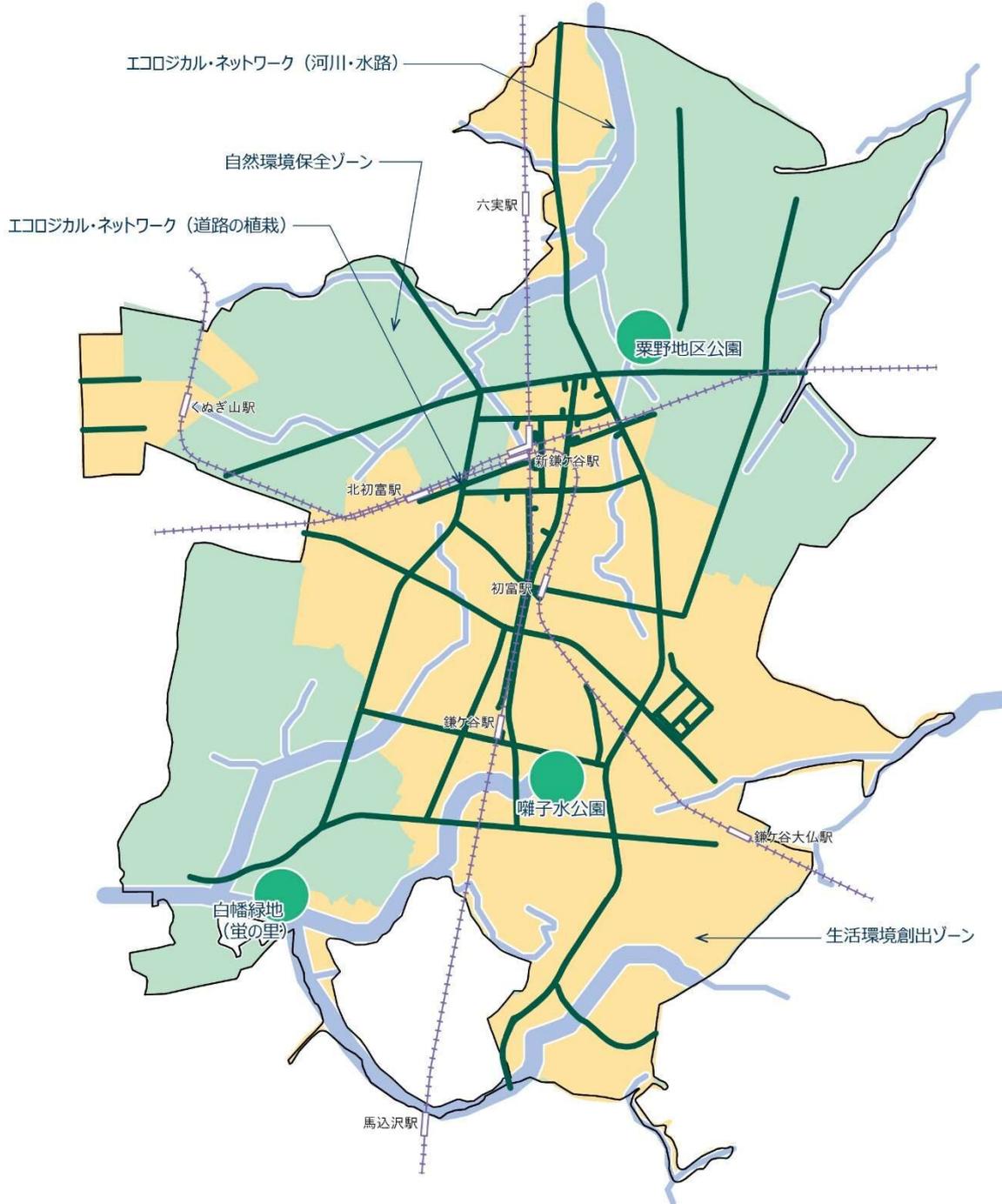
生物多様性と生態系サービス

人間の生活は、食料や水、気候の安定等の生物多様性の恵みによって支えられており、これらの恵みは生態系サービスと呼ばれ、以下のとおり分類されます。

- ①供給サービス（食料、医薬品、衣類等）
- ②調整サービス（気候調整、水量調整、災害軽減等）
- ③生育・生息地サービス（生物の生息環境、遺伝的多様性の維持等）
- ④文化的サービス（レクリエーションの場、精神的な充足等）

生物多様性が豊かであるほど生態系サービスの向上が見込まれることから、将来にわたり生態系サービスを受け続けるためには、その源となる生物多様性を保全していくことが重要です。

環境保全システムの配置方針図



凡例	
 自然環境保全ゾーン（農地・樹林地・緑地ゾーン）	 エコロジカル・ネットワーク（道路の植栽）
 生活環境創出ゾーン（市街地緑化ゾーン）	 エコロジカル・ネットワーク（河川・水路）
 生物多様性に資する代表的な緑	 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に向けた取り組み

(2) レクリエーション系統

緑は、散策、趣味活動、自然とのふれあい、スポーツや文化交流活動、家族や住民相互のコミュニティ等レクリエーションの場として、人々の肉体的・精神的な疲労を癒す機能を持ちます。また、近年では、新型コロナウイルス感染症の流行により、運動不足や精神的なストレスを解消する屋外の貴重なスペースとして、この緑が持つレクリエーション機能の重要性が再認識されています。

レクリエーション系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 自然とふれあえるレクリエーションの場を活用します。

栗野地区公園や白旗緑地(蛍の里)等の豊かな自然環境である緑の整備・保全を進め、様々な世代の人が参加できる緑の環境学習の場として活用していきます。また、市民農園制度の活用により、土との触れ合いが楽しめる場を確保します。

イ 日常的なレクリエーションの場を確保します。

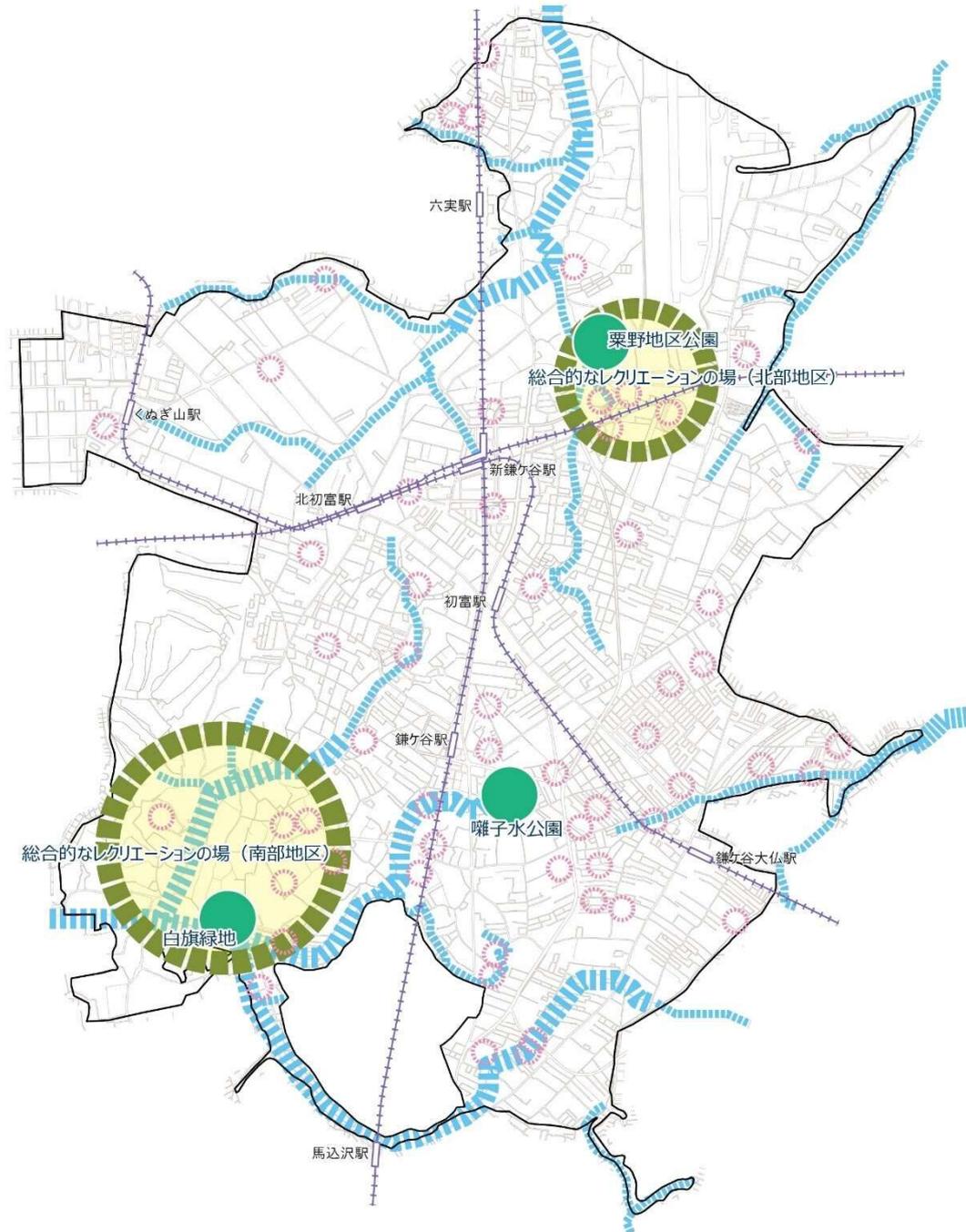
暮らしに身近な公園については地域住民のニーズに対応した整備や公園のルールづくりを検討し、ふれあいの森については都市公園として整備する等、生活環境の中で日常的なレクリエーションの場となる緑を確保します。また、都市公園や児童遊園における施設の計画的な改修を行い、利用者の安全を確保します。

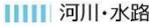
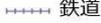
ウ 総合的なレクリエーションの場を創出します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園の整備を検討するとともに、栗野地区公園は第二期区域の整備を進めます。

南部地区は、地域資源であるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図るとともに、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等、スポーツ・レクリエーションが楽しめる公園等の充実を図ります。

レクリエーションシステムの配置方針図



凡例	
	総合的なレクリエーションの場 (森とスポーツ・レクリエーションゾーン)
	日常的なレクリエーションの場
	自然とふれあえるレクリエーションの場
	河川・水路
	鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(3) 防災系統

緑は、人々の避難場所、火災の延焼防止、災害復旧の活動拠点、仮設住宅地、水害防止、斜面地の崩落被害防止、様々な防災的な機能を持ちます。

防災系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 避難場所や避難経路となる緑を確保します。

災害時に避難場所、災害復旧の活動拠点、仮設住宅地となる緑を確保するとともに、都市公園においては、かまどベンチを整備する等、緑の防災機能の充実を図ります。

また、東京10号線延伸新線跡地の緑道等の整備を推進することで、災害時の避難路としての機能を確保します。

イ 延焼防止帯となる緑を確保します。

大規模地震等に伴い発生する火災等から生命・財産を守るため、都市公園の整備・充実等により、延焼遮断機能を有する緑の確保を図ります。

ウ 防災効果を有する緑を確保します。

豪雨等による水害等を軽減するため、保水機能を有する緑地の保全を図ります。また、急傾斜地の崩落による被害を軽減するため、がけ崩れ防止効果を有する樹林地の保全を図ります。



防災システムの配置方針図



凡例		
● 広域避難場所	■ 防災効果を有する緑（農地）	— 避難路や延焼遮断帯となる道路
● 避難場所	■ 防災効果を有する緑（樹林地）	— 避難経路となる緑
● 土砂災害警戒区域等	■ 都市公園	▨ 河川・水路
		--- 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

(4) 景観形成系統

緑は、都市にうるおいを与え、見る人の心を和ませます。また、歴史や文化と結びつき郷土の風景を構成する緑は地域の資産として大切な景観構成要素となります。

景観形成系統の緑については、以下のとおり配置します。

ア 自然的景観を保全します。

市街化調整区域にあるまとまった畑・梨園、大津川や大柏川等の水環境、谷津を囲む斜面林や台地上に残る平地林の樹林地等の自然的景観を保全します。

イ 魅力ある緑の都市景観を創出します。

当市のシンボル空間となる都市軸においては、公園や道路、商業地の植栽を推進することで、魅力ある景観の形成を促進します。特に、鎌ヶ谷市の顔となる新鎌ヶ谷駅周辺や都市軸として位置づけられている鎌ヶ谷駅及び初富駅の周辺については、四季折々の草花を植栽し、みどりあふれる憩いの景観形成を促進します。また、公共施設については、季節に即した緑の植栽を進めるとともに、植栽を適正に保全し良好な景観を保ちます。

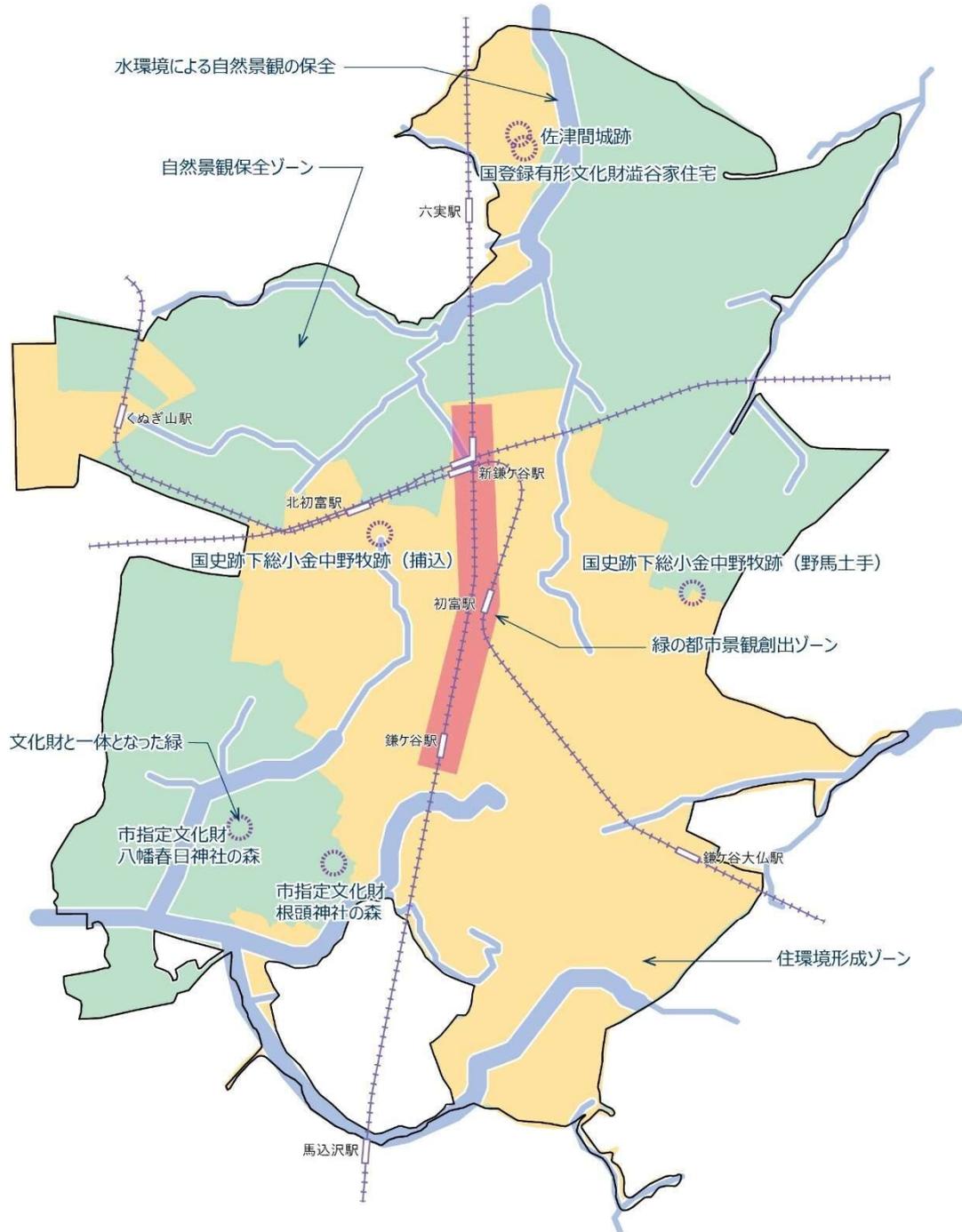
ウ うるおい・やすらぎを感じる住環境の景観の形成を進めます。

都市軸を囲うように広がる住宅地を中心とした地域においては、公共施設及び民有地の積極的な緑化を図るとともに、市街地に残された貴重な樹林地であるふれあいの森を都市公園として整備し、保全することで、市民がうるおいとやすらぎを感じられる住環境の景観形成を促進します。

エ 歴史を活かした緑の景観形成を進めます。

文化財と一体となった緑については、指定文化財や都市公園等として保全することにより、歴史を活かした緑の景観形成を進めることで、本市の魅力の充実を図ります。

景観形成系統方針図



凡例	
 自然景観保全ゾーン (農地・樹林地・緑地ゾーン)	 文化財と一体となった緑
 住環境形成ゾーン (市街地緑化ゾーン)	 緑の都市景観創出ゾーン (都市軸)
 水環境による自然景観の保全	 鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

2 緑化重点地区と保全配慮地区

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致*の維持が特に重要な地区等、緑化の必要性が高い地区等について、状況等を勘案し必要に応じておおむねの位置を定めるものです。

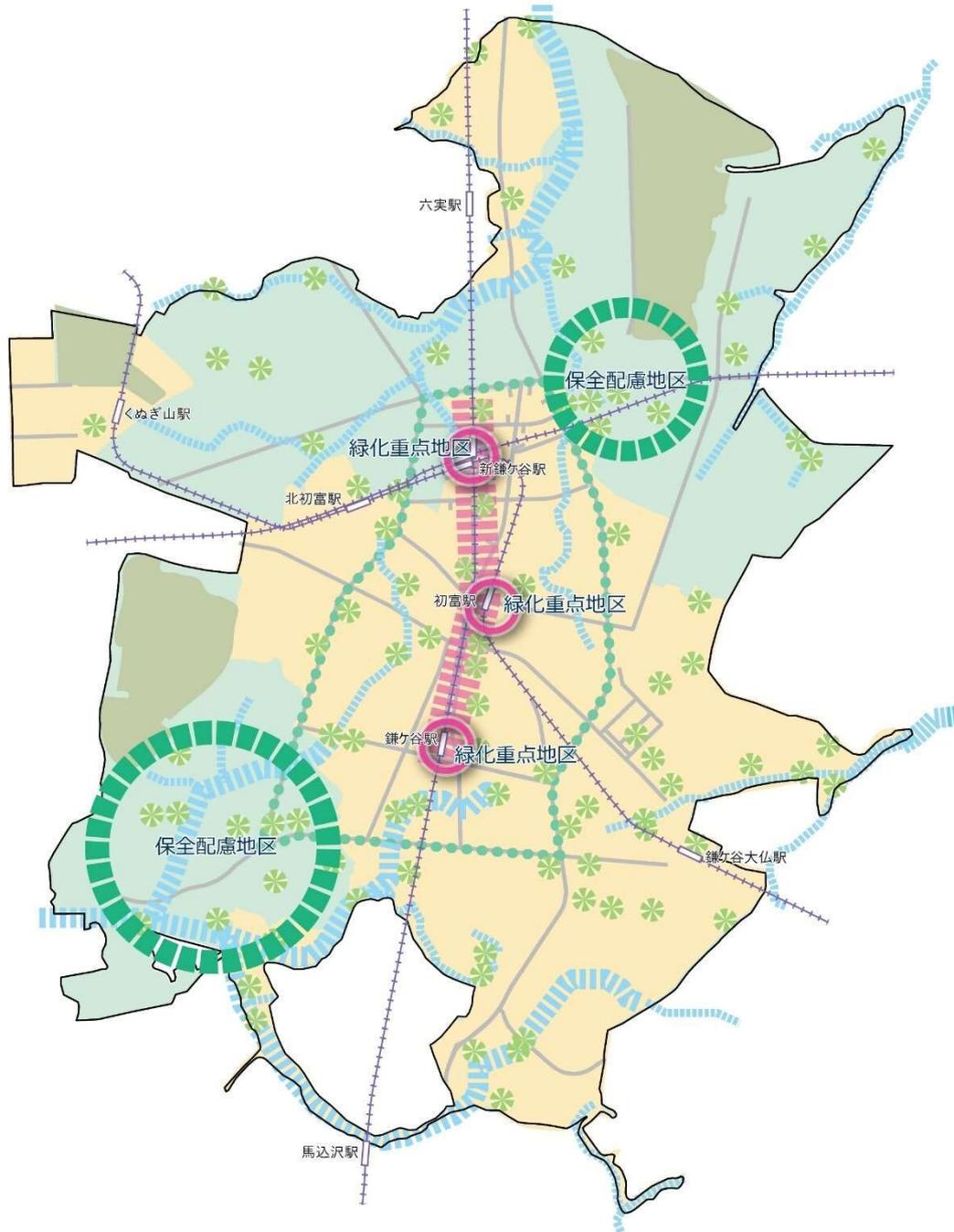
前計画の緑化重点地区については、緑が少ない地区として「くぬぎ山地区」・「鎌ヶ谷、南鎌ヶ谷地区」、都市のシンボルとなる地区として「(仮称)総合運動公園周辺地区」・「都市軸地区」としていましたが、都市公園等の整備に加え様々な施策により重点的な緑化を行ったことや、都市農業振興基本法の改正により農地を緑として保全することに位置づけが転換されたことから、本計画では、本市の中心部で鉄道4路線が結節し、行政機能や商業・文化・情報・娯楽等の多様な機能が集積する、鎌ヶ谷市の顔となる新鎌ヶ谷駅周辺と、日常的な買い物や市民サービス等のふれあいやにぎわいが提供される鎌ヶ谷駅及び初富駅周辺について、魅力的な緑化空間の形成を進め本市のイメージアップを図るため、この3駅の駅前広場を中心としたエリアを緑化重点地区に位置づけます。

(2) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、風致景観の保全、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んでいる地区等について、状況等を勘案し必要に応じておおむねの位置を定めるものです。

前計画においては保全配慮地区の設定はありませんが、総合基本計画をはじめ、都市計画マスタープラン、本計画において、緑に囲まれた中でスポーツやレクリエーションが楽しめる施設等が集まるエリアとして定めている北と南の「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」を保全配慮地区に位置づけます。

緑化重点地区と保全配慮地区



凡 例			
	緑化重点地区（新鎌ヶ谷駅、初富駅、鎌ヶ谷駅の駅前広場を中心としたエリア）		農地・樹林地・緑地ゾーン
	保全配慮地区（森とスポーツレクリエーションゾーン）		市街地緑化ゾーン
			緑の拠点
			都市軸
			市街地外郭幹線
			道路の植栽
			河川・水路
			鉄道

第1章
計画策定にあたって

第2章
鎌ヶ谷市の現状と課題

第3章
緑の将来像と目標

第4章
緑の配置方針

第5章
緑地の保全及び
緑化の推進のための施策

第6章
計画の推進に
向けた取り組み

3 総合的な緑の配置方針

(1) 総合的な緑の配置方針

主要系統別の緑地配置方針や緑化重点地区及び保全配慮地区を踏まえ、市街化等の都市の発展動向や緑の配置バランス等を考慮し、総合的な緑の配置方針を定めます。

なお、当該方針の推進にあたっては、地域が抱える様々な課題を解決するための有効な手段として、グリーンインフラの導入を進めていきます。

ア 中心市街地から東西に広がる緑のラインの形成を推進します。

北初富駅、貝柄山公園、東京10号線延伸新線跡地の緑道等、新鎌ヶ谷地区の一部、市制記念公園、森と公園やスポーツ施設等を中心とした総合的な公園を含む空間の整備・充実を進め、本市の中心市街地である新鎌ヶ谷地区から東西に広がる緑のラインを形成することで、都市生活の安全性や快適性、利便性を高め、緑のネットワークの実現を目指します。

イ 森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成を推進します。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園の整備を検討します。また、栗野地区公園は環境学習の場等として活用するとともに、まとまりある貴重な樹林地を保全するため、第二期区域の整備を進めます。

南部地区は、河川を中心に農地、樹林地が広がる谷津の自然を保全します。特に、蛍の生息が確認されている白旗緑地（蛍の里）は、自然のままで生息できる環境を作るための整備を進めます。また、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図るとともに、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等の充実を図ります。

これらの取り組みにより、貴重で豊かな緑（保全配慮地区）の保全と、スポーツ・レクリエーションの場の確保を図ります。

ウ にぎわいを生む魅力ある緑を創出します。

本市のまちづくりの中心となる都市軸に含まれる、新鎌ヶ谷駅、初富駅、鎌ヶ谷駅の3駅の駅前広場を中心としたエリア（緑化重点地区）に四季折々の草花を植栽し、みどりあふれる憩いの景観を形成することで、人々のさらなるにぎわいの創出を図ります。

エ エコロジカル・ネットワークの形成を推進します。

優れた自然条件を有する緑を拠点とし、野生動物の移動・分散を可能とする道路植栽や河川・水路等の緑のラインで繋がられた空間の整備・充実を進めることで、生物多様性の保全を進めます。

オ 自然豊かな水環境を保全します。

河川や水路、調整池等を整備及び適正に管理することで、水害対策や景観形成等の多面的な機能の向上を図ります。

特に、大津川や根郷川については、南北の森とスポーツ・レクリエーションゾーンと市街地外郭幹線を結ぶ重要な水環境であるため、この河川の保全を推進し、エコロジカル・ネットワークの機能の向上を図ります。

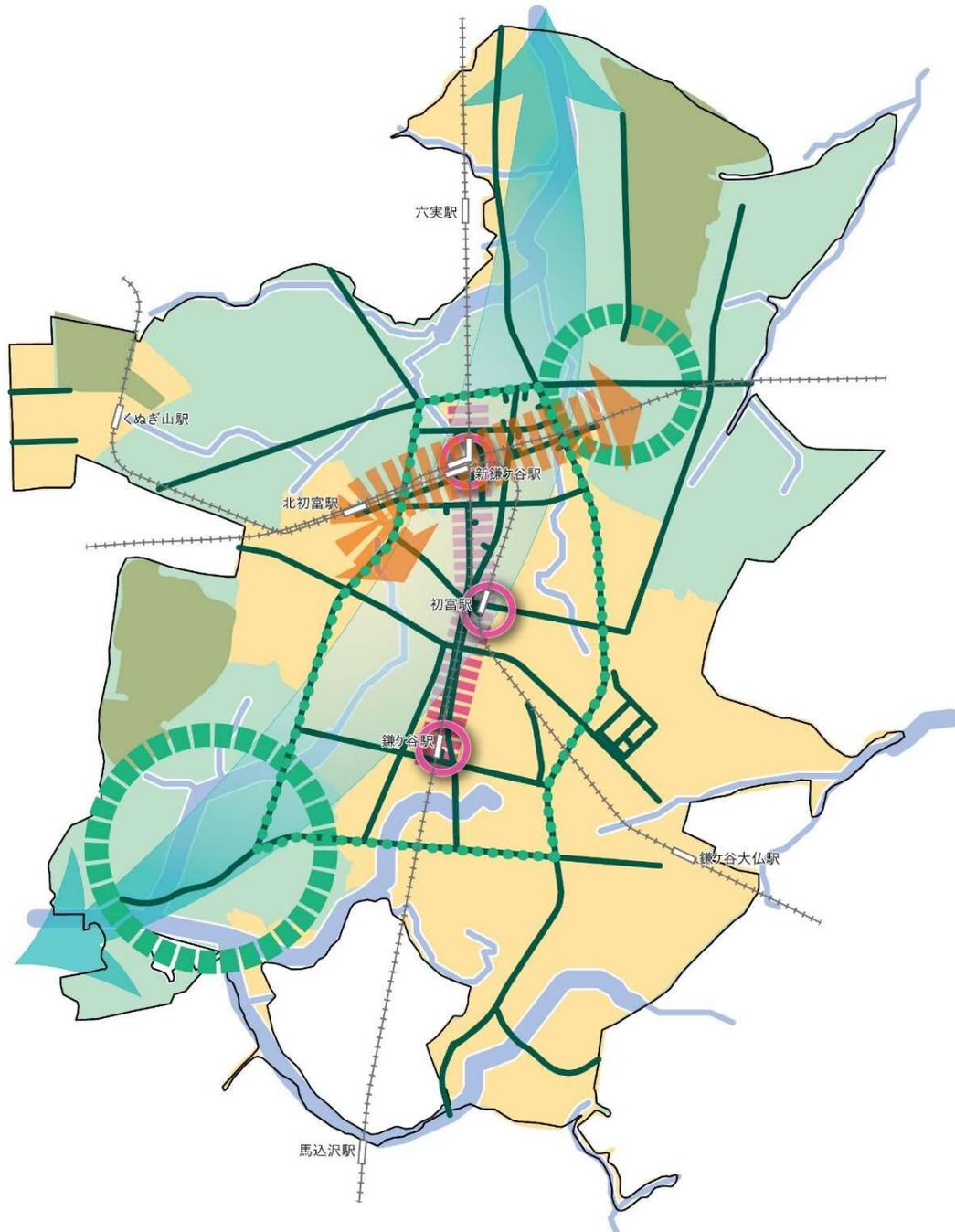
グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもので、近年では、持続可能な社会と経済の発展に寄与するものとして注目されています。



出典：国土交通省 HP

総合的な緑の配置方針図



凡例		
	にぎわいを生む魅力ある緑 (緑化重点地区)	
	森とスポーツ・レクリエーションゾーン (保全配慮地区)	
	水環境・道路の植栽による緑の環境ライン	
	中心市街地から東西に広がる 緑のライン	
	エコロジカル・ネットワーク (道路の植栽)	
	エコロジカル・ネットワーク (河川・水路)	
	農地・樹林地・緑地ゾーン	
	市街地緑化ゾーン	
	都市軸	
	市街地外郭幹線	
	鉄道	

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

緑の将来像の実現に向けて、行政が推進していく施策に係る体系と内容を設定します。なお、施策を推進することはSDGsの達成に寄与することから、施策ごとに関連するSDGsのゴールを示しています。

基本方針1

緑を知ろう

基本方針2

緑を守ろう

基本方針3

緑を活かそう

基本方針4

緑をつくろう

施策

1-1	緑に関するPR
1-2	環境学習の実施
1-3	ボランティア体制の支援
2-1	樹林地の保全
2-2	緑と一体となった文化財の保全
2-3	水環境の保全
2-4	白旗緑地（蛭の里）の保全
2-5	雨水の地下浸透化
2-6	農地の保全
2-7	農業の支援
2-8	様々な主体による緑地の管理
2-9	開発行為等に伴う緑化
2-10	都市公園の防犯対策
3-1	計画的な都市公園施設の維持管理
3-2	都市公園の再整備
3-3	都市公園の防災機能向上
3-4	新たな日常や新しい生活様式に合わせた都市公園の活用
3-5	都市公園のルールづくり
3-6	駅前広場の緑化
3-7	都市軸の景観形成
3-8	公共施設の緑化
3-9	児童遊園の充実
3-10	緑と一体となった文化財の活用
3-11	スポーツ施設の充実
3-12	ビオトープの整備
3-13	伐採木の活用
3-14	民間団体による緑地の活用
4-1	森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成
4-2	都市公園の整備
4-3	暮らしに身近な公園の整備
4-4	ふれあいの森の整備
4-5	東京10号線延伸新線跡地の活用
4-6	誰もが利用できる都市公園整備
4-7	河川沿いの緑道整備
4-8	道路植栽の整備（緑のネットワーク）

2 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

基本方針1 緑を知ろう

緑を次の世代に残していくためには一人ひとりが緑の持つ様々な機能を知り、緑の大切さを理解することが必要です。

そのために、緑の情報を積極的に発信するとともに、緑について学ぶ環境を整えていきます。また、緑の保全や緑化活動等に参加しやすい環境を構築することにより、一人ひとりが緑を守り、活かし、つくる活動を広げていくことで緑を次の世代へとつなげていきます。

基本方針1

緑を知ろう

【基本方針1 緑を知ろう】のための施策体系

施策	
1-1	緑に関する PR
1-2	環境学習の実施
1-3	ボランティア体制の支援



1-1	緑に関する PR	
内容	<p>広報、ホームページ及びSNSを活用するとともに様々な機会を通じて、緑に関する情報やイベント情報について、こどもにも親しみやすく、緑に関心を持ちやすい内容を本市が発信することで、緑を大切にすることを高めます。</p>	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画の周知【公園緑地課】 ・ 緑の持つ機能の周知【公園緑地課】 ・ イベントや情報の発信【公園緑地課、文化・スポーツ課、こども支援課】 	



鎌ヶ谷市ホームページでの公園の紹介



緑に関するパネル展示

1-2	環境学習の実施	
内容	<p>緑の大切さと緑への関心を高めるきっかけとして、子どもから大人まで様々な世代の人が参加できる緑の環境学習を実施します。</p>	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境講座や環境フェアの実施【環境課】 ・ 学校教育における環境学習【学校教育課】 ・ カブトムシプロジェクトの実施（生命の大切さや自然環境への関心の醸成）【商工振興課】 ・ 緑に関するイベントの後援【公園緑地課】 ・ 樹名板の設置【公園緑地課】 	



栗野地区公園の植物案内板



カブトムシプロジェクトでの特別授業

1-3	ボランティア体制の支援	
内容	緑に関するボランティア活動等を支援し、市民と協働で緑化や保全に取り組みます。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等サポーターの支援【公園緑地課】 ・緑化活動団体の支援【公園緑地課】 ・道路愛護団体の支援【道路河川管理課】 ・マッチング制度の構築（団体と活動に参加したい人）【環境課】 ・既存の表彰制度の活用【公園緑地課】 ・援農ボランティアの育成【農業振興課】 	



公園サポーター



花植活動

基本方針2 緑を守ろう

谷津をはじめ、農地、樹林地、河川等豊かな緑を保全します。
また、農地は生産緑地制度、樹林地は助成制度等により保全林やふれあいの森の保全を推進します。

基本方針2

緑を守ろう

【基本方針2 緑を守ろう】のための施策体系

施策	
2-1	樹林地の保全
2-2	緑と一体となった文化財の保全
2-3	水環境の保全
2-4	白旗緑地（蛍の里）の保全
2-5	雨水の地下浸透化
2-6	農地の保全
2-7	農業の支援
2-8	様々な主体による緑地の管理
2-9	開発行為等に伴う緑化
2-10	都市公園の防犯対策



2-1	樹林地の保全  
内容	<p>都市公園及びふれあいの森の樹木を計画的に維持管理し、健全な樹木を保全します。</p> <p>また、民有地の樹林地は土地所有者の協力を得ながら、良好な樹木を保存樹木又は保全林として指定します。</p>
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な管理に基づく樹木の適正管理【公園緑地課】 ・ 樹木の診断【公園緑地課】 ・ 樹木の病害虫対策【公園緑地課】 ・ 保存樹木の指定【公園緑地課】 ・ 保全林の指定【公園緑地課】



栗野地区公園の樹林地



保存樹木 チャボヒバ（宝泉院）

2-2	緑と一体となった文化財の保全   
内容	<p>豊かな緑と一体となった文化財を保全しつつ、市内に残る自然環境を状況把握する調査を実施し、その結果をもとに保全の方策を検討します。</p>
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木や下草の剪定等（国史跡下総小金中野牧跡（捕込・野馬土手）、佐津間城跡、国登録有形文化財澁谷家住宅の屋敷林、その他管理地（野馬土手等）【文化・スポーツ課】 ・ 市指定の文化財として保全（根頭神社の森、八幡春日神社の森）【文化・スポーツ課】 ・ 文化財保存活用地域計画に基づく自然環境保全の方策を検討【文化・スポーツ課】 ・ 根頭神社の森を都市公園として保全【公園緑地課】



国史跡下総小金中野牧跡（捕込）



国史跡下総小金中野牧跡（捕込）

2-3	水環境の保全	
内容	多様な植物や生物の生息地だけではなく、緑のネットワークとしての機能を担う河川や谷津等の豊かな水環境を保全します。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案協働モデル事業【道路河川整備課】 ・大柏川第二調節池の整備【道路河川整備課】 ・串崎新田貯留池の整備【道路河川整備課】 ・河川及び水路の適正な管理（清掃等）【道路河川管理課】 ・栗野地区公園の整備【公園緑地課】 ・囃子水公園の保全【公園緑地課】 	



大津川



根郷川

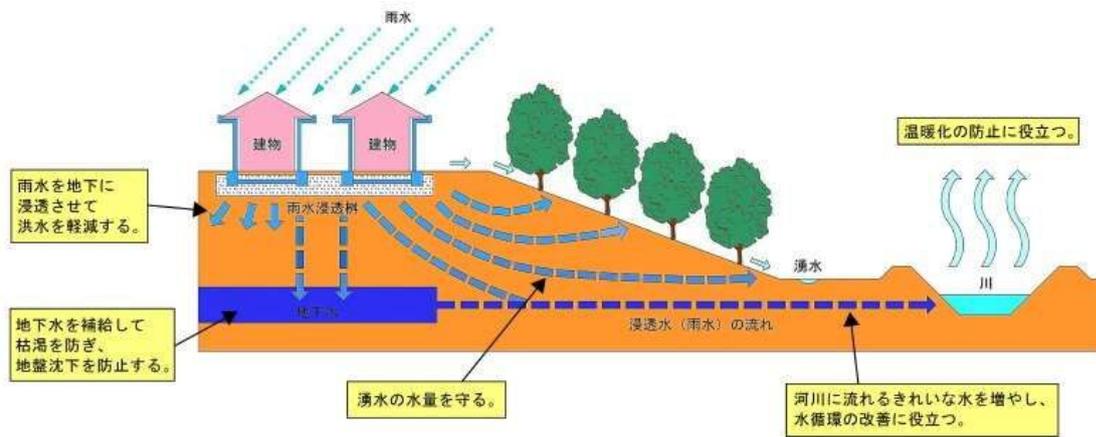
2-4	白旗緑地（蛍の里）の保全	  
内容	<p>蛍の生息が確認されている白旗緑地（蛍の里）は、自然のままで生息する環境を作るための整備を進めます。</p> <p>また、ビオトープ利活用検討会議に諮りつつ、環境学習の場としても活用を図ります。</p>	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・白旗緑地（蛍の里）の整備【公園緑地課】 ・学校教育における環境学習（再掲）【学校教育課】 ・大柏川第二調節池の整備（再掲）【道路河川整備課】 ・ビオトープ利活用検討会議の運営【環境課】 	



白旗緑地の整備

2-5	雨水の地下浸透化	 
内容	公共施設、道路、駐車場及び宅地での雨水流出抑制を図り、緑の水源地の涵養や水害の軽減を図ります。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透柵モニター【道路河川整備課】 ・透水性舗装（大地の呼吸の復活）【道路河川整備課】 ・浸透施設の設置【道路河川整備課】 	

雨水浸透柵の働き



雨水浸透柵の働きについて

2-6	農地の保全	   
内容	都市農業の安定的な継続を図るため、多面的な機能を有する農地を保全します。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園制度等の活用による農地の保全【農業振興課】 ・鎌ヶ谷市なし赤星病防止条例の遵守【農業振興課】 ・生産緑地制度及び特定生産緑地制度の活用による農地の保全【都市計画課】 	



梨畑



農地

2-7	農業の支援	   
内容	県内屈指の梨の生産地となる本市の農業を安定して経営できるよう次代を担う後継者や担い手の確保と育成を図ります。また、梨やぶどう等の観光農園や直売所を奨励、朝市やイベント等で農産物の販売を通して市民がふるさとの農業に親しみをもつようにします。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援農ボランティアの育成（再掲）【農業振興課】 ・ 農業青少年クラブ会員相互の連携【農業振興課】 ・ 観光農園や直売所を奨励【農業振興課】 ・ 朝市やイベント等で農産物の販売【農業振興課】 	



秋満月（あきみつぎ）

2-8	様々な主体による緑地の管理	  
内容	市民をはじめとする様々な団体と、緑地の協働管理を継続し、新たな管理方法として指定管理者制度やPark-PFI※等の導入を必要に応じて検討していきます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園等サポーターの支援（再掲）【公園緑地課】 ・ 道路愛護団体の支援（再掲）【道路河川管理課】 ・ 社会福祉協議会による都市公園の管理【公園緑地課】 ・ NPO団体による緑地の管理【公園緑地課】 ・ 指定管理者制度及びPark-PFIの導入検討【公園緑地課】 	

● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



Park-PFIについて

出典：国土交通省 HP

(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001329492.pdf>)

2-9	開発行為等に伴う緑化	  
内容	宅地造成の開発行為等については、みどりの条例及び開発指導要綱に基づく緑化を誘導することで、元々ある緑の減少を軽減させ、地域の緑化を促進します。	
具体的な 取り組み 【担当課】	・開発行為等の緑化誘導【公園緑地課】	

表-2 接道緑化
接道緑化の延長は、敷地のうち接道している部分(車等の出入口を除く)の延長に、下表の率を乗じて得た長さとし、奥行き、高さについては特に問わない。

敷地面積 (㎡)	500以上 1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上 10,000未満	10,000以上
率	3/10	5/10	6/10	7/10

表-3 空地緑化
緑化する面積は、敷地面積から施設の建築面積を控除し、残った面積に対し下表の緑化率を乗じて得た面積とし、葉張(投影面積)をもって算出する。

施設名	事務所	店舗	工場
空地に対する緑化率	2/10	2/10	5/10

3 緑地の整備基準
(1) 緑地は、極力まとまりのある形とする。なお、緑地の植栽基準は原則として表-5によるものとする。

表-5 緑地

申請緑地面積	植栽等の内容
	申請緑地面積の80%以上に相当する面積を植栽の対象緑地とし、別に定める緑地保全計画書に記載の樹木等を植栽する。 なお、植栽密度については、前記の計算で得られた植栽の面積に対し、1㎡当たり、高木0.1本、中木0.2本、低木0.7本割合でそれぞれ植栽するものとする。 また、申請緑地面積の内、植栽の対象緑地以外の部分については、芝生等による緑化を行うものとする。

※ 高木：高さ3m以上の樹木
 中木：高さ1m以上3m未満の樹木
 低木：高さ1m未満の樹木
 ※ 例えば、高木を中木に替える場合は、高木1本を中木2本に替えることができる。

鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱における鎌ヶ谷市宅地開発施設設置基準 公園・緑地基準(抜粋)

2-10	都市公園の防犯対策	
内容	都市公園内の植栽の適切な管理等により、都市公園利用者の安全性向上及び迷惑行為等の抑制を図ります。	
具体的な 取り組み 【担当課】	・防犯カメラの設置【公園緑地課】 ・都市公園内の死角を軽減する剪定等【公園緑地課】 ・公園等サポーターの支援(再掲)【公園緑地課】	



防犯カメラの設置

基本方針3 緑を活かそう

身近な緑を適正に管理することで、緑の持つ効果を向上させます。また、人々が緑と関わる機会を増やすことで、誰もが緑の恩恵を受けられるようにします。

基本方針3

緑を活かそう

【基本方針3 緑を活かそう】のための施策体系

施策	
3-1	計画的な都市公園施設の維持管理
3-2	都市公園の再整備
3-3	都市公園の防災機能向上
3-4	新たな日常や新しい生活様式に合わせた都市公園の活用
3-5	都市公園のルールづくり
3-6	駅前広場の緑化
3-7	都市軸の景観形成
3-8	公共施設の緑化
3-9	児童遊園の充実
3-10	緑と一体となった文化財の活用
3-11	スポーツ施設の充実
3-12	ビオトープの整備
3-13	伐採木の活用
3-14	民間団体による緑地の活用



3-1	計画的な都市公園施設の維持管理	
内容	本市の都市公園の多くは供用開始から多くの年月が経過しているため、予防保全の観点から計画的な管理を継続し、誰もが安心して利用・活用できるように取り組めます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の法定点検【公園緑地課】 ・公園施設長寿命化計画の改訂【公園緑地課】 ・計画的な公園施設の更新【公園緑地課】 	



市制記念公園の遊具

3-2	都市公園の再整備	 
内容	既存の都市公園の個性や特徴を活かし、魅力の向上や地域の活性化を図るため、都市公園の再整備に取り組めます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市制記念公園の桜の更新【公園緑地課】 ・貝柄山公園にある池の水質改善の検討【公園緑地課】 	



市制記念公園の桜



貝柄山公園

<p>3-3</p>	<p>都市公園の防災機能向上</p> 
<p>内容</p>	<p>都市公園における避難場所、火災の延焼防止、復旧の活動拠点、仮設住宅地等の多様な防災機能を向上させ、災害時に活用できる場の確保を図ります。</p>
<p>具体的な 取り組み 【担当課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の仮設住宅の建設候補地の確保【公園緑地課】 ・避難場所としての活用【公園緑地課】 ・ドクターヘリの発着地の確保【公園緑地課】 ・かまどベンチの整備【公園緑地課】



ドクターヘリの発着場となっている
福太郎野球場（市制記念公園内）



ドクターヘリ（イメージ）

<p>3-4</p>	<p>新たな日常や新しい生活様式に合わせた都市公園の活用</p>  
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛や活動制限の中、運動不足や精神的なストレスを解消する屋外の貴重なスペースとして都市公園の価値が再認識されています。社会の変化に伴う多様なニーズに応じて柔軟な活用を検討します。</p>
<p>具体的な 取り組み 【担当課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや情報の発信（再掲）【公園緑地課】



出典：New Normal Park Life(全国都市公園整備促進協議会ポスター)

3-5	都市公園のルールづくり	 
内容	都市公園の利用者や近隣住民、自治会と連携し、既存の統一的なルールにとられない、地域ニーズに対応した柔軟な都市公園の利用等のルールづくりを検討します。	
具体的な取り組み【担当課】	・都市公園のルール検討【公園緑地課】	



道野辺本町公園

3-6	駅前広場の緑化	  
内容	鎌ヶ谷市の顔となる駅前については、更なるイメージアップを図るため、駅前広場に四季折々の草花を植栽するとともに、樹木等の適切な維持管理を継続し、快適な景観を形成します。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の植栽【道路河川管理課、公園緑地課】 ・樹木等の維持管理【道路河川管理課】 	



駅前広場の緑化

3-7	都市軸の景観形成	  
内容	鎌ヶ谷市のシンボル空間となる都市軸において、魅力ある景観形成の充実を図ります。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・桜の保全【公園緑地課】 ・駅前広場の植栽（再掲）【道路河川管理課、公園緑地課】 ・樹木等の維持管理（再掲）【道路河川管理課】 ・景観条例施行【都市計画課】 	



新鎌ヶ谷駅前の植栽



鎌ヶ谷駅前の植栽

3-8	公共施設の緑化	  
内容	ゴーヤを使った緑のカーテン、季節に即した緑の植栽等により公共施設の緑化を進め、樹木や草花を適正に保全し、公共施設の景観を保ちます。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の緑化【契約管財課】 ・ゴーヤを使った緑のカーテンの設置（地球温暖化対策の推進）【環境課】 ・児童センター、こども発達センターの緑化【こども支援課】 ・小中学校の緑化【学校教育課】 ・生涯学習推進センター、公民館の緑化【生涯学習推進課】 ・コミュニティセンターの緑化【市民活動推進課】 ・消防署の緑化【消防総務課】 	



緑のカーテン



市庁舎敷地内の緑化

3-9	児童遊園の充実	 
内容	子ども達にとって身近な魅力ある遊び場となる児童遊園とするため、土地所有者や自治会等の地域住民と協力して適切な管理に努めます。また、施設の計画的な改修を行って、環境の整備及び利用者の安全確保を図ります。	
具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園の適切な管理【こども支援課】 ・児童遊園の改修【こども支援課】 	



アカシア児童遊園



道野辺中央三丁目児童遊園

3-10	緑と一体となった文化財の活用	  
内容	緑と一体となった文化財に親しむ環境を作るため、文化財保存活用地域計画に基づいた整備や活用を進めます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財澁谷家住宅と屋敷林の整備と活用【文化・スポーツ課】 ・南部公民館隣接の林の整備と活用【文化・スポーツ課】 ・国史跡及び市指定の文化財として保全【文化・スポーツ課】 	



国登録有形文化財澁谷家住宅と屋敷林

3-11	スポーツ施設の充実	
内容	既存のスポーツ施設については、定期的な点検及び改修等を実施し、施設や周辺の植栽の適切な維持管理に努めるとともに、誰でも気軽に使用することができるようにします。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検及び改修等の実施【文化・スポーツ課】 ・誰でも気軽に使用することができる運動施設の整備【文化・スポーツ課】 	



中沢みんなのスポーツ広場



軽井沢多目的グラウンド

3-12	ビオトープの整備	  
内容	生物の生息空間を確保し、生物とふれあえる機会を創出するため、ビオトープの保全や活用に努めます。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・白旗緑地（蛍の里）の整備（再掲）【公園緑地課】 ・大柏川第二調節池の整備（再掲）【道路河川整備課】 ・ワクワクビオトープの整備【生涯学習推進課】 ・学校教育における環境学習（再掲）【学校教育課】 ・ビオトープ利活用検討会議の運営（再掲）【環境課】 	



ワクワクビオトープ

3-13	伐採木の活用	
内容	<p>果樹園から発生する剪定枝を利用した堆肥・チップの市民向け販売及び配付を行うとともに、剪定枝をチップ化した家畜用糞用吸着剤としてのリサイクルを進めます。</p> <p>都市公園の伐採木や剪定枝について、環境に配慮した資源の有効活用について、検討していきます。</p>	
具体的な取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹園の剪定枝をリサイクル【農業振興課】 ・都市公園の伐採木について有効活用の検討【公園緑地課】 	



剪定枝の積み上げ



積み上げから2年目の剪定枝（堆肥）

3-14	民間団体による緑地の活用	  
内容	<p>緑地保全・緑化推進法人制度（みどり法人制度）を活用し、意欲のある民間団体を緑地保全・緑化推進法人に指定し、きめ細やかな緑地保全・創出策を進めることについて、必要に応じ検討します。</p>	
具体的な取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地認定制度の導入検討【公園緑地課】 	

みどり法人制度の拡充 国土交通省

概要

○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。
 ○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がっており、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

みどり法人制度の拡充

改正類型	従前	改正
名称	緑地管理団体	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 その他の公益法人(例:認定NPO法人) 都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○みどり法人として実施できる活動（例:指定された市域内の緑地内において実施）

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全等

○みどり法人による緑地の設置・管理イメージ





みどり法人制度
 出典：国土交通省 HP

基本方針4 緑をつくろう

公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補完します。

公共施設は緑化を推進し、民有地は緑化を誘導します。

基本方針4

緑をつくろう

【基本方針4 緑をつくろう】のための施策体系

施策	
4-1	森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成
4-2	都市公園の整備
4-3	暮らしに身近な公園の整備
4-4	ふれあいの森の整備
4-5	東京10号線延伸新線跡地の活用
4-6	誰もが利用できる都市公園整備
4-7	河川沿いの緑道整備
4-8	道路植栽の整備（緑のネットワーク）



4-1	森とスポーツ・レクリエーションゾーンの形成	   
内容	北部地区は、森と公園やスポーツ施設等を中心とした一連の区域を計画的に整備します。 南部地区は、農地、樹林地、緑地等の保全やスポーツ施設等との連携強化を図ります。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・栗野地区公園の整備（再掲）【公園緑地課】 ・森と公園やスポーツ施設等を中心とした総合的な公園の整備内容を検討【公園緑地課】 ・白旗緑地（蛸の里）の整備（再掲）【公園緑地課】 ・南部公民館隣接の林の整備（再掲）【文化・スポーツ課】 	



市制記念公園



ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム

4-2	都市公園の整備	   
内容	自然を感じる憩いの場、散策や動植物等の観察を通じた自然体験、環境学習の場等、市民に潤いややすらぎをもたらす空間としての公園整備を進めます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道等の整備【公園緑地課】 ・栗野地区公園の整備（再掲）【公園緑地課】 ・都市公園内の死角を軽減する剪定等（再掲）【公園緑地課】 ・計画的な公園施設の更新（再掲）【公園緑地課】 	



雪の貝柄山公園



栗野地区公園

4-3	暮らしに身近な都市公園の整備	
内容	暮らしに身近な公園は、地域の暮らしに潤いややすらぎをもたらす空間として、整備を図るとともに、地域住民のニーズに対応した公園としての検討も併せて行います。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・仮称3号街区公園の整備【公園緑地課】 ・大津川緑道の整備【公園緑地課】 ・都市公園内の死角を軽減する剪定等（再掲）【公園緑地課】 ・計画的な公園施設の更新（再掲）【公園緑地課】 	



三井公園



丸山第五公園

4-4	ふれあいの森の整備	
内容	ふれあいの森は、市街化区域に残された貴重な樹林地であり、緑を感じる憩いの場として保全するため、都市公園としての整備を進めます。	
具体的な取り組み【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森の整備【公園緑地課】 ・丸山三丁目ふれあいの森の整備【公園緑地課】 	



鎌ヶ谷一丁目ふれあいの森

4-5	東京10号線延伸新線跡地の活用	
内容	北初富駅から新鎌ヶ谷駅までの東京10号線延伸新線跡地は、公共公益施設等を結ぶ緑のネットワークを実現するために緑道等として整備します。	
具体的な取り組み 【担当課】	・緑道等の整備（再掲）【公園緑地課】	



東京10号線延伸新線跡地

4-6	誰もが利用できる都市公園整備	
内容	都市公園を整備する際には、高齢者や障がいのある人を含めて、誰もが安全に安心して利用できる都市公園の整備に取り組みます。	
具体的な取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの導入【公園緑地課】 ・インクルーシブデザイン[※]の導入検討【公園緑地課】 	



ユニバーサルデザインに配慮したトイレ
(市制記念公園)

4-7	河川沿いの緑道整備	
内容	市民の憩いや水辺のふれあいの場となるよう、管理用通路の緑化等について検討します。	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・管理用通路の植栽帯整備（二和川拡幅予定地）【道路河川整備課】 ・大柏川第二調節池の整備（再掲）【道路河川整備課】 ・大津川緑道の整備（再掲）【公園緑地課】 	



大津川緑道

4-8	道路植栽の整備（緑のネットワーク）	   
内容	<p>都市計画道路の整備に合わせ、道路幅員に応じた街路樹や植樹帯を整備し、快適な道路景観の形成を推進します。</p> <p>また、樹林地、農地、緑の拠点等を相互に結びつける緑のネットワークを形成します。</p>	
具体的な 取り組み 【担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・新鎌ヶ谷西側地区都市計画道路整備事業【道路河川整備課】 	



街路樹



街路樹

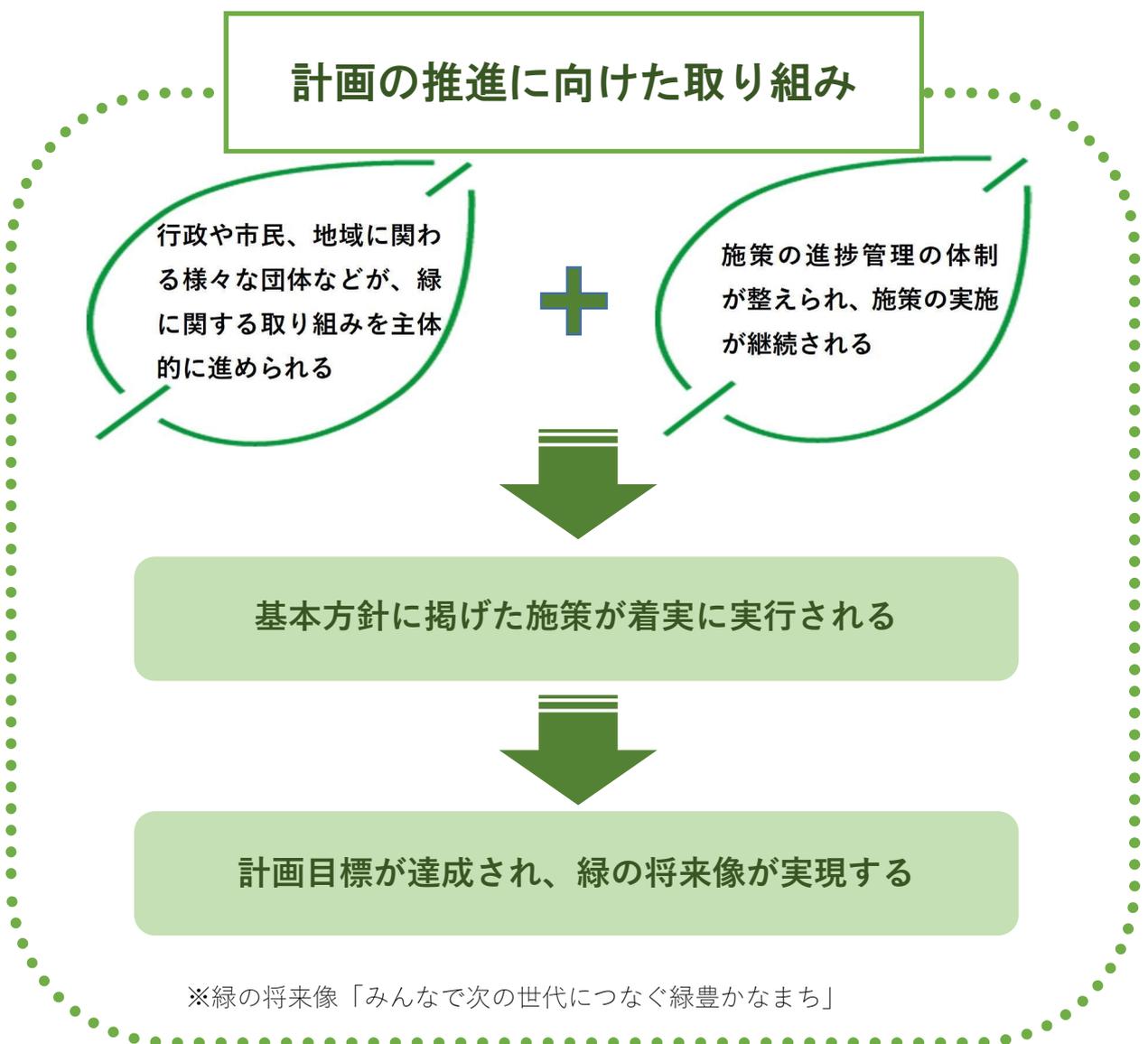
第6章 計画の推進に向けた取り組み

これまで、本市における緑化の推進や緑地の保全については、市民や様々な団体などの協力を得ながら行政が主体となり、公園緑地の整備、樹林地等の保全、開発行為等に伴う緑化の誘導、公共施設の緑化などの取り組みを進めてきました。

しかし、少子高齢化の進展や地域社会のニーズや価値観の多様化等を背景とする行政需要の増大などにより、行財政資源（財源・人材・資産）の拡大は難しい状況になりつつある中で、今後も少子高齢化のさらなる進展や国の経済動向等による財政状況の逼迫を想定しなければなりません。

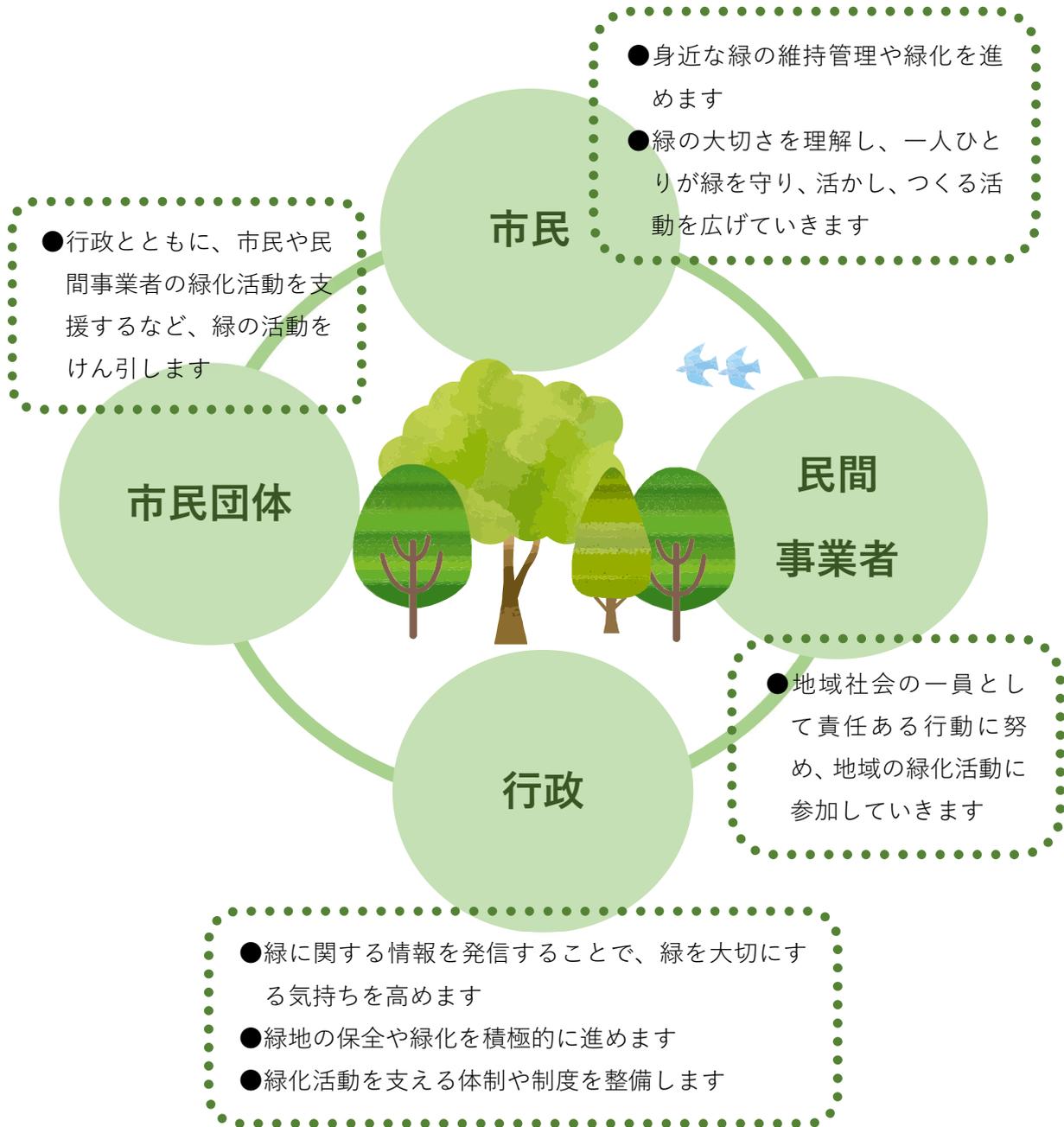
このような状況で本計画を効果的に推進していくためには、行政だけでなく、市民や地域に関わる様々な団体などが緑の大切さを認識し、緑に関する取り組みを主体的に進めていく必要性が高まっています。

また、本計画で定めた施策については、環境部門、教育部門または福祉部門など、取り組みを行う担当課が多岐にわたるため、庁内横断的な体制を整え、施策の進捗管理を行うことで、施策に係る取り組みの継続を図り、本計画で定めた緑の将来像である「みんなで次の世代につなぐ緑豊かなまち」の実現を目指していきます。



1 主体ごとの役割

行政や市民、地域に関わる団体（民間事業者、市民団体）などの様々な主体が目指すべき方向性を理解し、それぞれの役割を担っていくことで、本計画の円滑な推進を目指します。

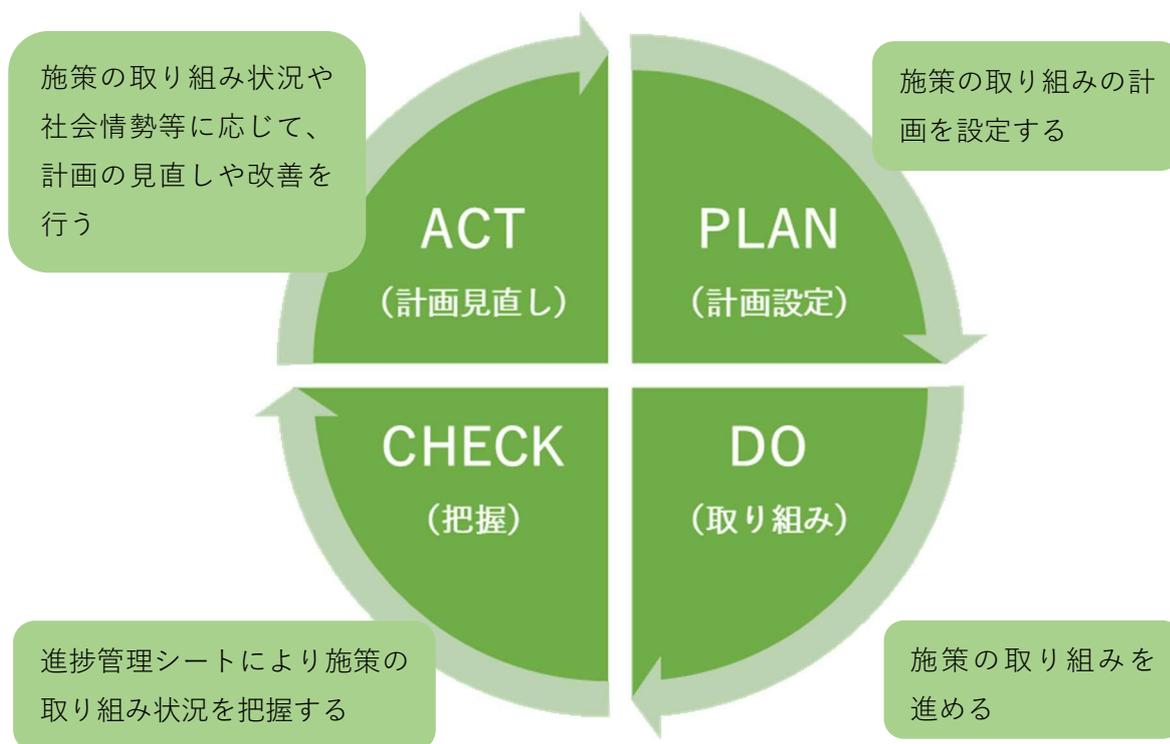


主体ごとの役割のイメージ

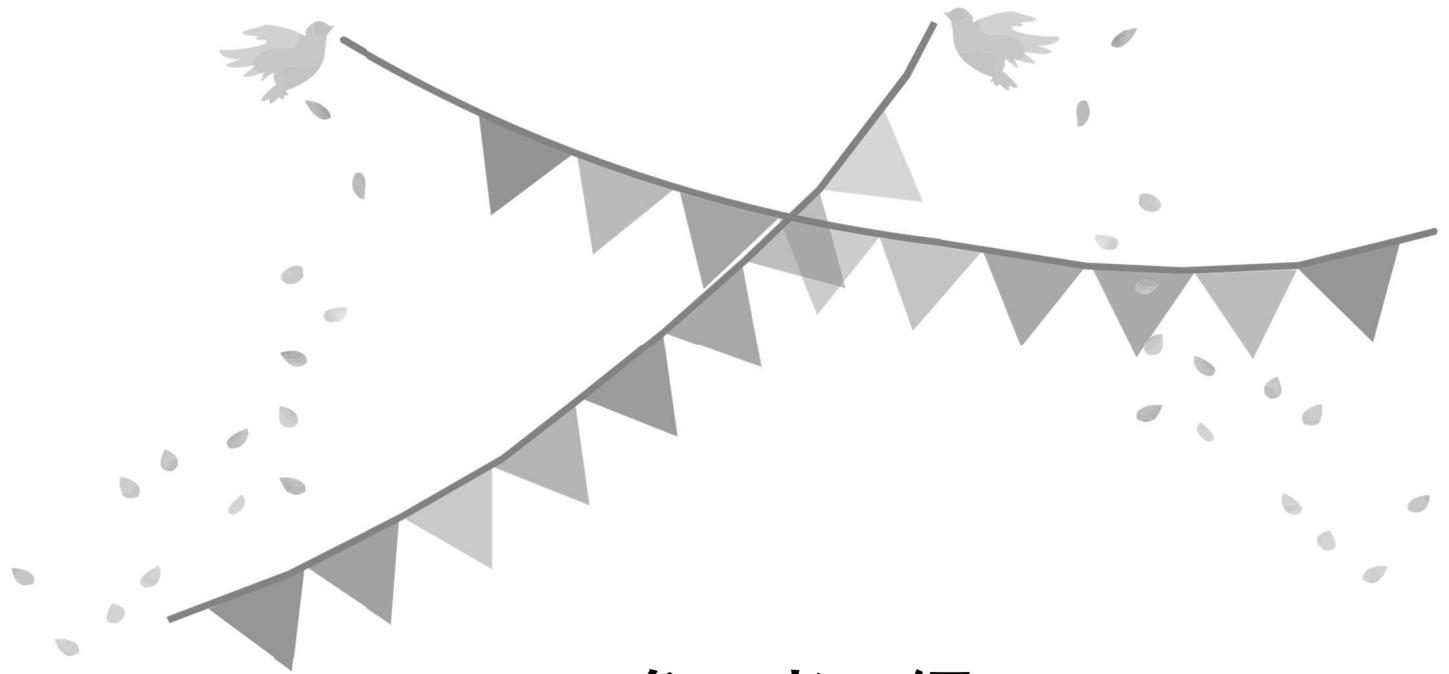
2 施策の進捗管理

施策に係る取り組みを継続するため、計画の設定（Plan）、施策の取り組み（Do）、進捗状況の把握（Check）、計画の見直し（Action）からなる「PDCA サイクル」に基づき、施策の進捗管理を実施していきます。

施策の進捗管理にあたっては、目標年度の令和16年度まで毎年、担当課の取り組み状況を把握するとともに、社会情勢の変化や法改定、地域状況の変化などに応じ、適宜、計画の見直しや改善を行います。



PDCA サイクルのイメージ



参 考 編

1	用語解説	2
2	計画策定の体制と経過.....	5
3	関連法、関連計画等の整理.....	8
4	市民意識調査.....	17

第1章 用語解説

	用語	解説
【ア行】	インクルーシブデザイン	インクルーシブには、包含性、すべてを含むという意味があります。インクルーシブデザインとは、様々な課題を持つユーザーを、早い段階からデザインプロセスに巻き込んでいくというデザイン手法です。 公園などにおいては、障害の有無や国籍などにかかわらず、あらゆる子ども達と一緒に遊べるデザインを指します。
	エコロジカル・ネットワーク	人と自然の共生を確保していくため、野生動物が生息・生育する様々な空間（樹林地、農地、市街地内の緑地、水辺、河川等）をつないだ生態系のネットワークのことです。
	SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のことです。2015年の国連サミットで採択され、17のゴール、169のターゲットから構成されています。
	オープンスペース	公園や広場、運動場など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称のことです。
【カ行】	かまどベンチ	平常時はベンチとして利用され、災害時には座版を外され炊き出し等の用途として利用されるベンチのことです。
	緩衝緑地等	緩衝緑地、都市緑地、緑道、特殊公園などのことです。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。
【サ行】	市街化区域	都市計画法により定められた、既に市街地を形成しているところと、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところのことです。
	市街化調整区域	都市計画法により定められた、市街化を抑制すべきところです。市街化調整区域の中では、農林漁業用の建物の建築や、一定規模以上の計画的開発以外は許可されません。
	市街地外郭幹線	本市の中心市街地の外縁にあって、環状に形成され、中心市街地の発生集中交通を円滑に幹線道路に誘導する役割を担います。
	施設緑地	都市公園及び公園に準じる機能を持つものです。本市では都市公園のほか、ふれあいの森、児童遊園、グラウンドなどを指します。
	住区基幹公園	地区公園、近隣公園、街区公園のことです。

	用語	解説
【サ行】	生物多様性	生きものに関する多様性を示す概念で、生き物にはそれぞれ豊かな個性があり、相互のつながりで共存していることを指し示すものです。
【タ行】	地域制緑地	法律などにより緑地としての土地利用が担保されているものをいいます。
	地理情報システム	Geographic Information System のことで、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。
	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。
	都市軸	市の中央部に位置する「新鎌ヶ谷駅」「初富駅」「鎌ヶ谷駅」の3駅周辺とその間を結ぶ街路等を利用した一連の空間です。
【ハ行】	P a r k－P F I (パーク・ピー・エフ・アイ)	民間資金等を活用した公園利用者の利便性の向上、公園管理者の財政負担の軽減を目的とした制度のことです。
	ヒートアイランド現象	郊外に比べ、都市部ほど気温が高くなる現象のことです。ヒートアイランド現象の影響は、一般的に、夏季よりも冬季が、日中よりも夜間から明け方にかけての時間帯が顕著になるといわれています。
	風致	自然がもつ風景などのおもむきのことです。
	保全配慮地区	都市緑地法第4条第2項第5号の規定に基づき定められた緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことです。
【ヤ行】	ユニバーサルデザイン	高齢であることや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるようなデザインのことです。

	用語	解説
【ラ行】	緑化重点地区	都市緑地法第4条第2項第7号の規定に基づき定められた緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことです。
	緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。これにより効果的に緑を創出することができます。
	緑地協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。
	緑被地	緑で覆われた土地のことで、本計画で実施した調査では「樹林地」・「草地」・「農地」・「水面」に区分しています。

第2章 計画策定の体制と経過

1 検討委員会

鎌ヶ谷市緑の基本計画検討委員会設置要綱により、鎌ヶ谷市緑の基本計画検討委員会が設置されました。委員会は、本市における緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、都市公園の整備及び管理等計画の策定に関し必要な事項を掌握事務としています。

鎌ヶ谷市緑の基本計画策定にあたり、住民の意見や専門的な見地からの意見を反映させ、緑の基本計画に定める内容について、検討を行っていただきました。

2 委員名簿

(順不同／敬称略)

No.	氏名	役職	備考
1	山崎誠子	日本大学短期大学部建築・生活デザイン学科 准教授	
2	伊東英幸	日本大学理工学部交通システム工学科 教授	
3	鈴木弘行	樹木医	
4	齊藤清光	鎌ヶ谷市庭園業組合	
5	小金谷茂子	とうかつ中央農業協同組合 経営管理委員	
6	榎本美紅	子育て支援コーディネーター	
7	三浦弘	鎌ヶ谷市自治会連合協議会北部地区代表	
8	江川堯	鎌ヶ谷市自治会連合協議会西部地区代表	前任者
	佐藤誠		後任者
9	神尾豊彦	鎌ヶ谷市自治会連合協議会中央東地区代表	
10	尾辻亨	鎌ヶ谷市自治会連合協議会中央地区代表	
11	高野武	鎌ヶ谷市自治会連合協議会東部地区代表	
12	浅海光三	鎌ヶ谷市自治会連合協議会南部地区代表	前任者
	岡野正		後任者
13	村越太長	公募委員	
14	浅海靖弘	公募委員	

3 策定の流れ

	時期	庁内調整	検討委員会	市民参加
令和2年度	令和2年5月22日	計画策定事務処理方針 市長決裁		
	令和2年12月18日			市民意識調査(アンケート)
令和3年度	令和3年6月10日	第1回会議資料を各課照会		
	令和3年7月9日		第1回検討委員会会議	
	令和3年8月19日		第2回検討委員会会議(書面開催)	
	令和3年9月24日	計画骨子案 各課照会		
	令和3年10月12日	計画骨子案 政策調整会議付議		
	令和3年10月25日	計画骨子案 政策会議付議		
	令和3年10月27日	計画骨子案策定 市長決裁		
	令和3年11月12日	第3回検討委員会会議		
	令和3年11月24日	計画骨子策定 市長決裁		
	令和4年1月24日~26日			オープンハウス
	令和4年3月1日	計画改定に伴う施策(第四回資料)各課照会等		

	時期	庁内調整	検討委員会	市民参加
令和4年度	令和4年4月22日		第4回検討委員会会議	
	令和4年6月中旬		第5回検討委員会会議 (書面開催)	
	令和4年7月1日	計画案 各課照会		
	令和4年8月9日	計画案 政策調整会議		
	令和4年8月22日	計画案 政策会議		
	令和4年10月7日		第6回検討委員会会議	
	令和4年11月(30日間)			パブリックコメント
	令和5年1月中旬	都市計画審議会へ報告(都市計画課と調整中)		
	令和5年1月下旬	計画策定 市長決裁		
	令和5年2月上旬	議会報告、委員報告、計画書印刷		

第3章 関連法、関連計画等の整理

緑の基本計画に係る主な法令及び計画について、本計画との関連を整理しています。

1 緑の政策大綱（建設省（現 国土交通省））

基本目標と施策の総合的展開

21世紀初頭を目途として道路、河川、公園等の緑の公的空間量を3倍にすることを基本目標としており、都市公園等については住民1人当たり面積を20㎡とすることを長期的な目標とします。



緑の基本計画との関係

長期的な目標として、都市公園等の一人当たり面積を20㎡とすることを念頭に置き、都市公園等の配置を進めていく必要があります。

2 千葉県総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」

東葛・湾岸ゾーン

えだまめ、かぶ、ほうれんそう、梨など、本県の産出額のトップクラスを誇る農産物の主要産地でもあることから、収益力強化とともに、防災機能や教育機能など農地の持つ多面的な機能への理解を深め、農地の保全に努めるとされています。

また、農地や公園などの都市に残された緑地空間や水辺空間といったうるおいとやすらぎのある恵まれた環境をアピールすることで、地域の活性化を図っていきます。



緑の基本計画との関係

農地や公園などの都市に残された緑地空間や水辺空間の保全に努める必要があります。

3 鎌ヶ谷都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（千葉県）

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るため、「緑の基本計画」により、自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるまちの実現を目指すための指針とします。

緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (令和17年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約8% (約82ha)	約13% (約277ha)

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	令和7年	令和17年
都市計画区域人口 一人当たり目標水準	5.4 m ² /人	6.6 m ² /人	10.2 m ² /人



緑の基本計画との関係

主要な緑地の配置の方針に基づき、都市公園の配置や斜面緑地の保全等に努める必要があります。

4 生物多様性ちば県戦略

生物多様性の保全及び持続可能な利用のための取組

原生的な自然環境の保護・復元やこれに伴うネットワークの形成、多様な里山環境の保全・再生、市町村と連携した都市に残された自然環境の保全・回復の推進、生物多様性をはぐくむ都市緑化の推進などに取り組みます。



緑の基本計画との関係

里山環境の保全・再生や都市に残された自然環境の保全・回復に努める必要があります。

5 千葉県環境基本計画

目指す将来の姿と基本目標

1 目指す将来の姿

「みんなで作る『恵み豊かで持続可能な千葉』～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～」を目指す将来の姿とし、持続可能な社会を構築するため、地球温暖化対策の推進や豊かな自然環境の保全と自然との共生を目指します。

2 基本目標

(1) 地球温暖化対策の推進

森林整備・都市緑化などの地域環境の整備・改善などに取り組みます。

(2) 豊かな自然環境の保全と自然との共生

地域の特性に応じて、生物多様性など自然環境の保全に努めるとともに、森林、農地、都市における緑地などの自然を活用し、自然とふれあう機会・場の確保を図ります。



緑の基本計画との関係

生物多様性の保全、森林の保全、農地の保全、都市における緑の空間・水辺空間の整備等を推進する必要があります。

6 千葉県農林水産業振興計画

施策の展開方向

緑豊かで活力ある農村を実現するため、農村の持つ多面的な機能を活かした農村環境の維持向上を図り、集落における農業の持続的発展を図ります。

都市農業の振興を実現するため、限られた農地を有効活用し、農地が有する様々な機能の発揮により、都市農業への理解の醸成を図ります。森林整備活動の促進、農地を大規模災害時の一時避難場所等として活用するための防災協力農地の周知、生産緑地制度の一層の活用などが掲げられています。



緑の基本計画との関係

地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動により、里山の保全を図る必要があります。生産緑地地区などの都市農地の保全が求められます。

7 千葉県地域森林計画（千葉北部森林計画区）

「ちばの森林づくり」の実現に向けて

環境的持続性、経済的持続性、社会的持続性が相互に関連して森林管理を続けていくことが必要です。

環境と経済が両立する森林政策を進めます。地球温暖化防止や生物多様性の保全・公益的機能の発揮等を確保する森林管理を促進します。

市町村と連携した“ちばらしい”地域組織の形成により、多様な主体が合意形成のもとで協働した持続的森林管理が行われていくようにします。



緑の基本計画との関係

水源涵養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能など、森林の持つ多面的な機能の保全に配慮し、森林の保全につながる緑地の確保を図ることが求められます。

8 鎌ヶ谷市みどりの条例

条例の概要

市内の良好なみどりを保全するとともに、みどりの創出並びに緑化の普及及び啓発を図ることを目的として、保存樹木又は保全林の指定、ふれあいの森の設置、緑化協定の締結、公共施設の緑化基準等について定めています。



緑の基本計画との関係

保存樹木又は保全林の指定、ふれあいの森の設置、緑化協定の締結、公共施設等の緑化基準を施策等に掲げる必要があります。

9 鎌ヶ谷市都市公園条例

条例の概要

都市公園の設置及び管理について定められている条例です。都市公園の標準規模は、住民1人当たり10㎡以上としており、また、市街地の都市公園については住民1人当たり5㎡以上を標準規模としています。



緑の基本計画との関係

都市公園の整備及び管理は、この条例に基づく必要があります。

また、この条例では都市公園の確保目標量を定めています。

1 0 鎌ヶ谷市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

条例の概要

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市が管理する都市公園に係る移動円滑化基準を定めています。



緑の基本計画との関係

都市公園の整備及び管理は、バリアフリーに関する基準に基づく必要があります。

1 1 鎌ヶ谷市総合基本計画

基本構想（政策）、基本計画（施策）等

将来の都市像「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を実現するため、5つの基本目標を踏まえ、3つの重点プロジェクトを設定しています。

重点プロジェクトの1つである「人が集い、住みたい魅力あふれるまちづくり」では、「快適な公園・緑地空間の創出」を重点施策の一つとして、緑の保全と創出に取り組みます。

また、土地利用については、公園・緑地を「農地・樹林地・緑地ゾーン」と「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」に区分して配置し、土地利用を計画的かつ効率的に誘導します。

施策の状態指標

指標名	現状値（令和元年度）	目指す方向
市民1人当たりの都市公園面積	3.3㎡/人	↑
緑地の面積	607ha	→

施策の成果指標

指標名	現状値（令和元年度）	目標値（令和14年度）
保全林指定数	10か所	10か所
公園等設置数	240か所	256か所



緑の基本計画との関係

緑の基本計画の目標水準の設定は、施策の状態指標、成果指標に即す必要があります。

また、公園緑地の配置方針についても、土地利用の2つのゾーンの配置に即していく必要があります。

1 2 鎌ヶ谷市都市計画マスタープラン（改定中）

1 将来都市像

総合基本計画に定める「みんなで作るふるさと鎌ヶ谷」を基本理念に、「人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷」を共通の都市像としたまちづくりを進めていきます。

2 都市づくりの方向性

(1) 大規模な災害への備えなど、都市の安全性の向上

ア 市民意向では、災害に強いまちづくりに対する意見が多く、近年の災害の激甚化、頻発化への対応が望まれます。

イ 防災・減災のまちづくりにハード・ソフト両面から取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要です。

(2) 鎌ヶ谷市の魅力となる豊かな緑と水の保全・活用

ア 鎌ヶ谷市は豊かな緑と水に恵まれた都市であり、これを守り・活かすことが重要です。

イ 梨などの農業の振興とともに、観光農業の展開など、都市農業の魅力を活かすことが望まれています。

3 将来都市構造

(1) 農地・樹林地・緑地ゾーン

農地は、農産物の供給や観光農園等の機能のほか、良好な環境の保全や景観の形成、緑の確保等、多様な機能を有しており、この機能を最大限発揮するとともに、都市農業の振興を図るため、農地の有効な活用及び適正な保全を推進します。

緑は、本市を特徴づける重要な要素の一つであるとともに、良好な都市環境の形成や災害時の防災機能を有することから農地、樹林地、緑地等については重要な資源として保全を推進します。

(2) 森とスポーツ・レクリエーションゾーン

市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心に、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する総合的な公園を計画的に整備するとともに、栗野地区公園と連なる区域を「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。

農地、樹林地、緑地等について保全に努めつつ、地域資源となるファイターズ鎌ヶ谷スタジアムとの連携強化を図り、弓道場・アーチェリー場、市民の森等の施設を有する区域を「森とスポーツ・レクリエーションゾーン」として形成します。



緑の基本計画との関係

都市計画マスタープランが掲げる緑に関する方針等に基づき、公園等の適正配置、緑と水の保全と活用、避難場所や避難路としての緑地の活用等を進めていくことが必要です。

現在改定中の都市計画マスタープランと計画の内容について整合を図ります。

1 3 鎌ヶ谷市景観計画

基本目標と方針

郊外に残る斜面林の保全と活用を進めるとともに、住宅地付近に残る樹林地や神社林の保全や、土地の起伏を活かした農地の広がりを感じられる景観づくりを進めていきます。

暮らし・やすらぎ共感ゾーンでは、骨太で樹高の高い木々が密生する樹林地や手入れが行き届いた美しい神社林等、地域に残る貴重な緑を活かした魅力ある自然景観を形成します。

みどり・うるおい共生ゾーンでは、河川や谷津、樹林地、湧水地等では多様な生物が生息できる自然環境を保全し、多様な生物が生息する親しみの持てる自然景観を形成します。



緑の基本計画との関係

樹林地や手入れが行き届いた美しい社寺林等の樹林地の保全と、まちなかで見られる緑地の保全と活用が求められます。また、河川や谷津、樹林地、湧水地等についても保全が求められます。

1 4 鎌ヶ谷市環境基本計画（改定中）

重点目標と行動指針

目指す環境像「自然と社会が調和する環境共生都市」の実現に向けて、重点目標のひとつとして「林や畑を守り 緑と身近にふれあえる まち」を掲げ、谷津や斜面林、そこに生息する生き物、また梨園などの緑の風景を守り、緑と身近に触れ合える町をつくっていきます。



緑の基本計画との関係

谷津や斜面林とそこに生息する生き物や、梨園などの畑の環境を守りながら、緑と身近にふれあえるまちづくりが求められます。

1 5 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）

鎌ヶ谷市における地球温暖化対策・施策

脱炭素型のまちづくりの推進につながる緑化の推進として、花とみどりのふれあい空間づくりの推進、パートナーシップによる緑づくりと保全の推進、うるおいある水辺環境づくりの推進、道路緑化の推進を掲げています。



緑の基本計画との関係

地球温暖化対策が求められており、様々な主体との連携により公園、道路、水辺などを中心に公共空間の緑づくりを進めていくことが必要です。

1 6 鎌ヶ谷市地域防災計画

防災空間の確保

災害に強い市街地の整備に向けて、良好な緑地を保全することで防災空間の整備、拡大を図る。また、既設公園の整備・拡充を図るとともに、ふれあいの森設置・保全林指定、みどりの基金等の活用により、緑地の保全に努めます。

公共施設や住宅・事業所等における緑化を推進するとともに、開発行為等による公園、緑地の確保に努めます。



緑の基本計画との関係

土砂災害防止、延焼防止、避難場所、災害活動の拠点など、緑には、様々な防災・減災の役割あり、災害に強い市街地の整備に向けて公園の整備と緑地の保全が必要です。

1 7 鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画

大規模地震等に伴い発生する火災等から住民の生命・財産を守るため、避難地となる公園や緑地等のオープンスペースの確保を図ります。

良好な緑地の保全や都市公園の整備・充実により、防災空間の整備・拡充を図ります。

農地は、農産物の供給や観光農園等の機能のほか、良好な環境の保全や景観の形成、緑の確保等、多様な機能を有しており、この機能を最大限発揮するとともに、都市農業の振興を図るため、農地の有効活用及び適切な保全策を推進します。

水源のかん養や地球温暖化防止等、樹林地の有する多面的機能を発揮させるため、間伐等の維持管理を推進し、計画的で適切な樹林地の環境保全を進めます。



緑の基本計画との関係

大規模自然災害発生リスクを考慮して、公園・緑地等のオープンスペースの確保、農地の有効活用と保全、樹林地の環境保全に取り組むことが必要です。

1 8 鎌ヶ谷市みどりあふれる都市農業創造プラン

市民が農業とふれあえる空間・体験の場づくり

将来像を「市民が支える都市農業のまち かまがや」とし、持続性のある農業経営の確立や農家と市民の共存共栄を基本方針として、農地の確保と市民農園の推進を図ります。



緑の基本計画との関係

都市緑地法における緑地の定義に農地が追加されたため、今回の緑の基本計画には農地に関する計画と整合を図る必要があります。

農業従事者以外の方にも、農業の大切さについて理解してもらうとともに、生産緑地地区の保全、耕作放棄地対策などが必要です。

1 9 鎌ヶ谷市森林整備計画

森林の総合利用の推進に関する事項

緑豊かな空間を生かした自然を感じる憩いの場・散策や動植物等の観察を通じた環境学習の場・自然とふれあい親しむレクリエーションの場を創出して、自然を体験できる機会の充実を図り、利用推進と施設の整備を行います。具体的な整備箇所として、栗野地区第二期整備区域を位置付けています。



緑の基本計画との関係

森林の持つ多面的な機能を踏まえて、公園や緑地の確保、整備を進めていく必要があります。

2 0 鎌ヶ谷市文化財保存活用地域計画

「基本方針3 文化財を“のこす”」にかかわる施策

「文化財及び自然環境の維持管理」を取り組みの一つとして挙げており、市で管理している野馬土手、佐津間城跡、市指定文化財となっている森林などについて、除草・剪定などの維持管理を行うとともに、林（南部公民館横）の活用方法について関連部局と検討します。



緑の基本計画との関係

文化財（緑地として扱うもの）については、状態を維持するための維持管理や地域資源等として活用するための環境づくりを進めていく必要があります。

第4章 市民意識調査

1 調査概要

緑に対する市民の皆さんの声を本計画の改定に反映させるため、平成30年度に実施した「鎌ケ谷市市民意識調査」の緑に関する質問の調査結果を活用するとともに、「鎌ケ谷市都市計画マスタープラン・鎌ケ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査」を令和2年度に実施いたしました。

(1) 平成30年度市民意識調査

市民の皆さんの声をまちづくりに反映させることを目的に5年ごとに実施しているアンケート調査で、本計画では緑に関する設問について活用しています。

ア 調査対象者	市内在住の18歳以上の市民
イ 対象者数	3,000人
ウ 対象者抽出	住民基本台帳等により無作為抽出
エ 配布・回収方法	郵送
オ 調査期間	平成30年8月10日～8月31日
カ 回収結果	回収数：1,729件、回収率：57.6%

(2) 鎌ケ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査

本計画の改定にあたり、緑に対する市民の皆さんの声を本計画の改定に反映させることを目的に、鎌ケ谷市都市計画マスタープランのアンケート調査と合同で実施したものです。

本計画では、回答者の属性（問1～問7）、鎌ケ谷市の緑（問21～29）に関する設問について活用しています。

ア 調査対象者	市内在住の18歳以上の市民
イ 対象者数	3,000人
ウ 対象者抽出	住民基本台帳等により抽出（6地域の人口比率から地域毎に抽出）
エ 配布・回収方法	郵送
オ 調査期間	令和2年12月18日～令和3年1月15日
カ 回収結果	回収数：1,473件、回収率：49.1%
キ 設問内容	<ul style="list-style-type: none">・回答者の年齢、居住年数等の属性（問1～問7）・将来の鎌ケ谷市のイメージ（問8～問9）・これからのまちづくりのあるべき方向（問10～問14）・地域の課題（問15～問20）・鎌ケ谷市の緑（問21～問29）・自由意見

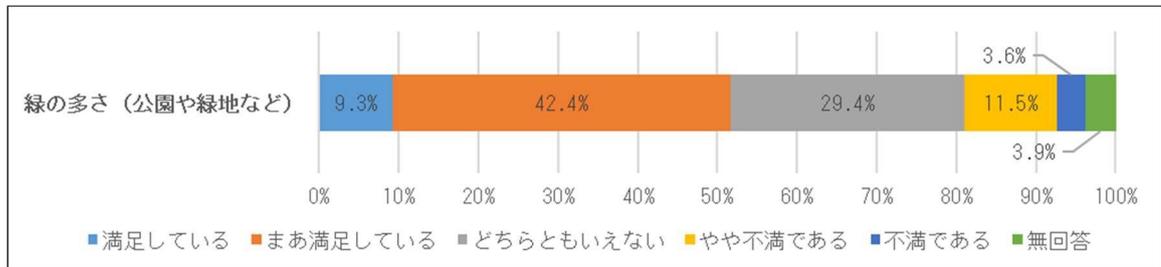
2 平成30年度市民意識調査

(1) 住まいをとりまく環境に対する質問

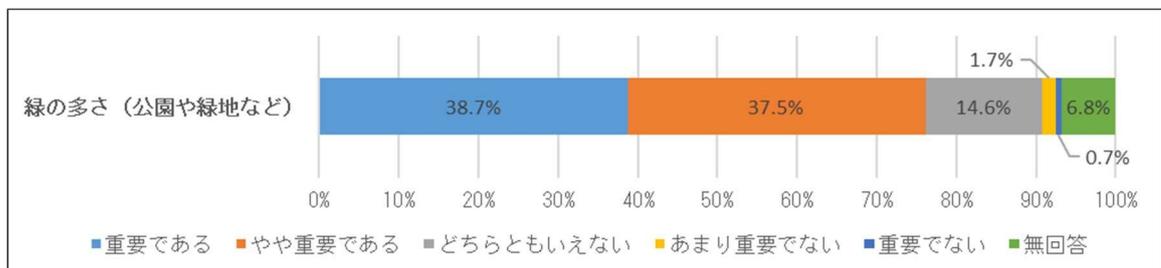
緑の多さの現在の満足度については、「満足」または「まあ満足」は約52%となり、「不満」または「やや不満」は約15%となりました。なお、平成20年からの5年毎の経年変化では、毎回、満足度が上昇しています。公園は整備により年々増加していますが、農地や樹林地などの緑地は、宅地化の影響により年々減少しています。このような状況でも満足度が上昇しているのは、公園における緑の多さに満足を感じていることが伺えます。

緑の多さの今後の重要度については、「重要」または「やや重要」は約76%となり、「重要でない」または「あまり重要でない」は約2%となりました。いかに多くの方々が今後の緑の多さについて重要と考えているかが伺える結果となっております。

現在の満足度（問2-3）



今後の重要度（問2-3）



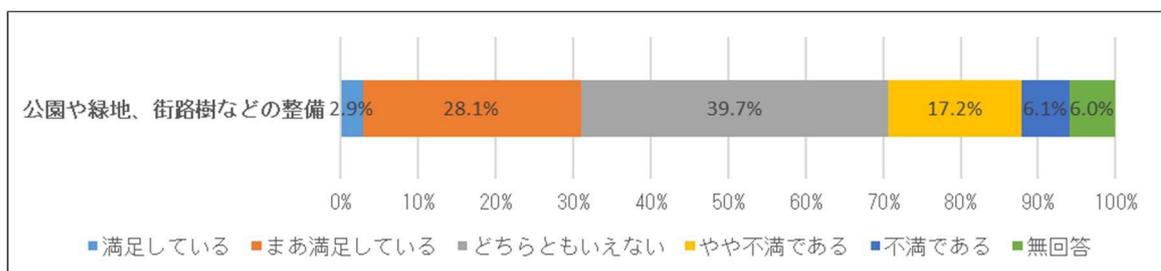
(2) 鎌ヶ谷市の施策・サービスに対する質問

公園や緑地、街路樹などの整備の現在の満足度については、「満足」または「まあ満足」は31%、「不満」または「やや不満」は約23%、「どちらともいえない」が約40%と最も高い割合になりました。

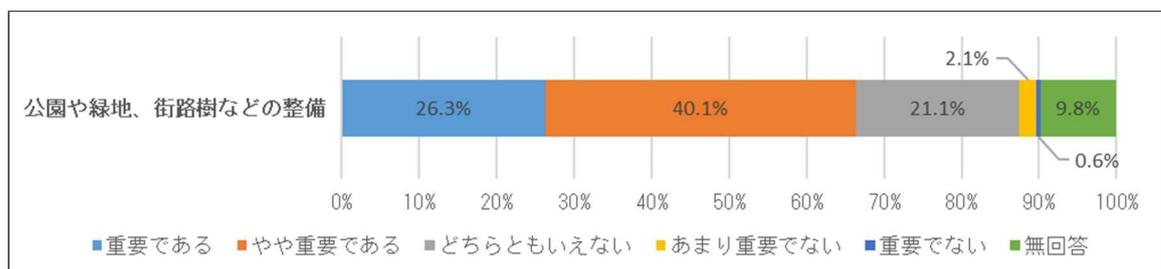
公園等の整備の今後の重要度については、「重要」または「やや重要」は約66%となり、「重要でない」または「あまり重要でない」は約3%となりました。

公園や緑地、街路樹などの整備は、満足度が比較的低く、今後の整備は重要視されていることから、市民ニーズを把握したうえでより一層整備に取り組んでいく必要があると考えられます。

現在の満足度（問10-2）



今後の重要度（問10-2）



3 鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査

(1) 本市の緑の感じ方全般に対する質問

ア 将来の緑について

「増えて欲しい」や「質を高めて欲しい」よりも「今のままが良い」とする回答が多く、いづれについてもおよそ4割～5割が「今のままが良い」と回答しています。

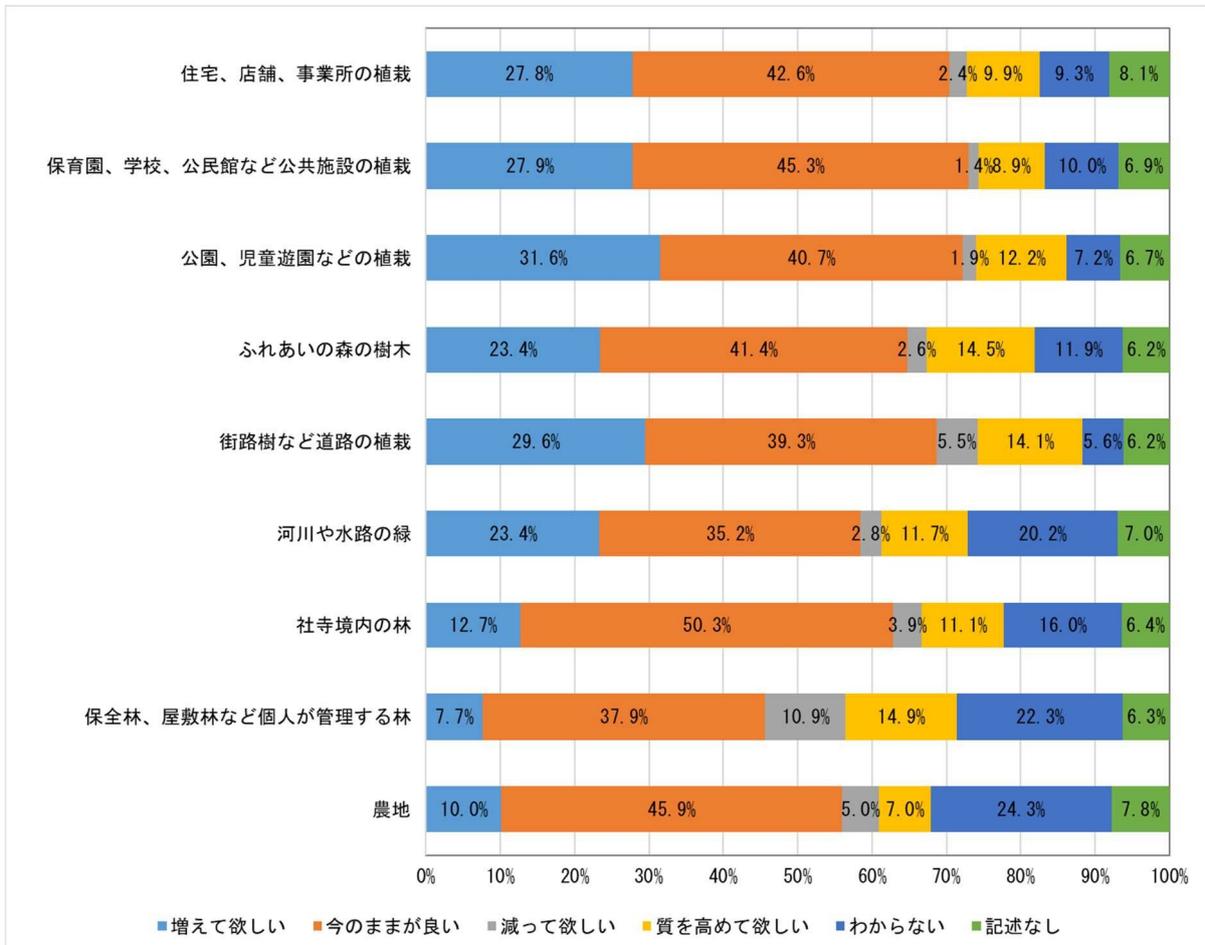
「増えて欲しい」と感じる緑としては、生活空間のなかで触れ合う機会の多い「公園、児童遊園などの植栽」や「街路樹など道路の植栽」が他の緑を上回っていました。

「保全林、屋敷林など個人が管理する林」は「減って欲しい」または「質を高めて欲しい」とする割合が約26%と他の項目を上回っていました。

地区別で見ると、大津川が流れる北部地区では「河川や水路の緑」が他の地区よりも重視される傾向がみられました。

自由意見では、「梨などの農地が減り宅地化が進んでいるため、ある程度は農地をはじめとする緑を残して欲しい」など、緑の保全を望む声が多く寄せられました。

将来の緑について（問2 1 1つを回答）



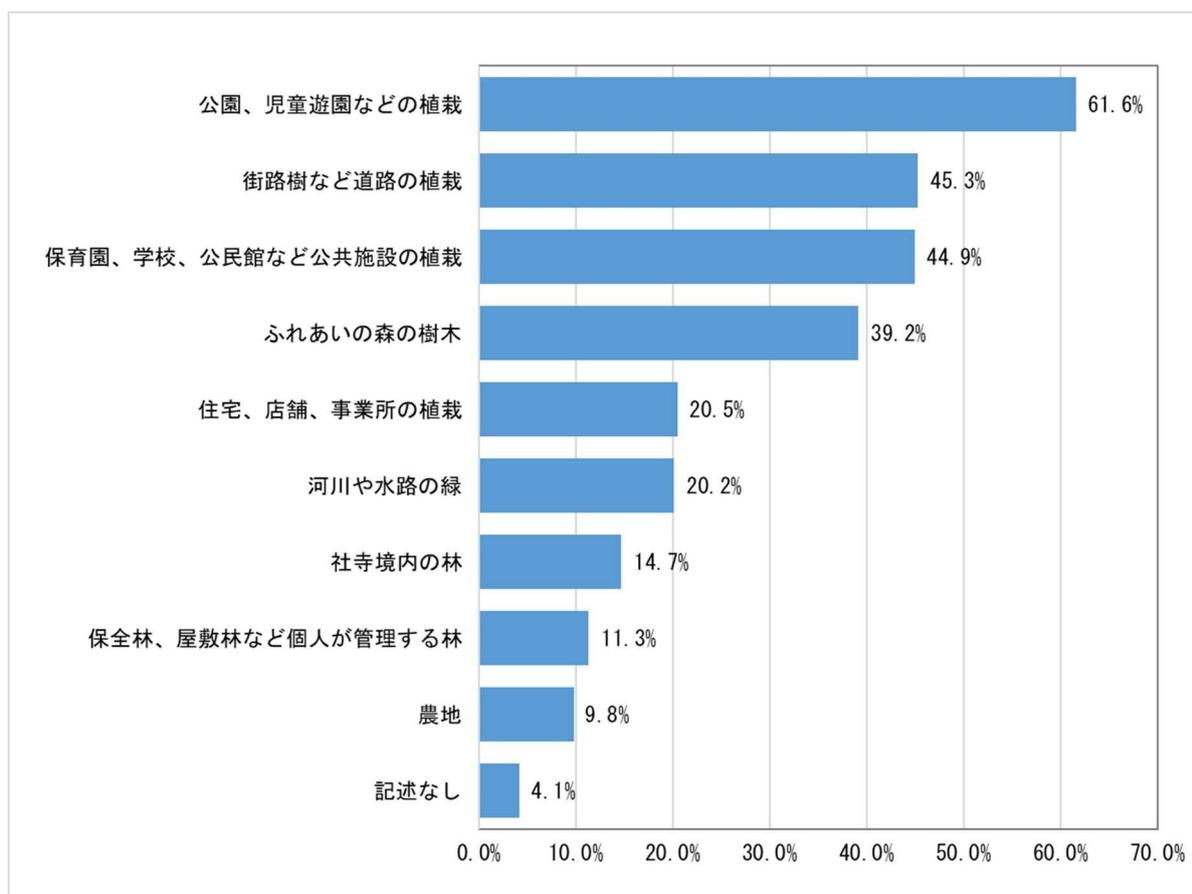
イ 緑で重視するもの

回答数が多かったものから順に「公園、児童遊園などの植栽」、「街路樹など道路の植栽」、「保育園、学校、公民館など公共施設の植栽」、「ふれあいの森の樹木」となりました。

これらは、問21においては「今のままが良い」との回答が最も多く、次いで「増えて欲しい」となっていることから、現状の保全と量的な充実が求められていると考えられます。

また、自由意見においては「街路樹を増やしてほしい」との意見が多く寄せられました。

緑で重視するもの（問22 3つまでの複数回答）

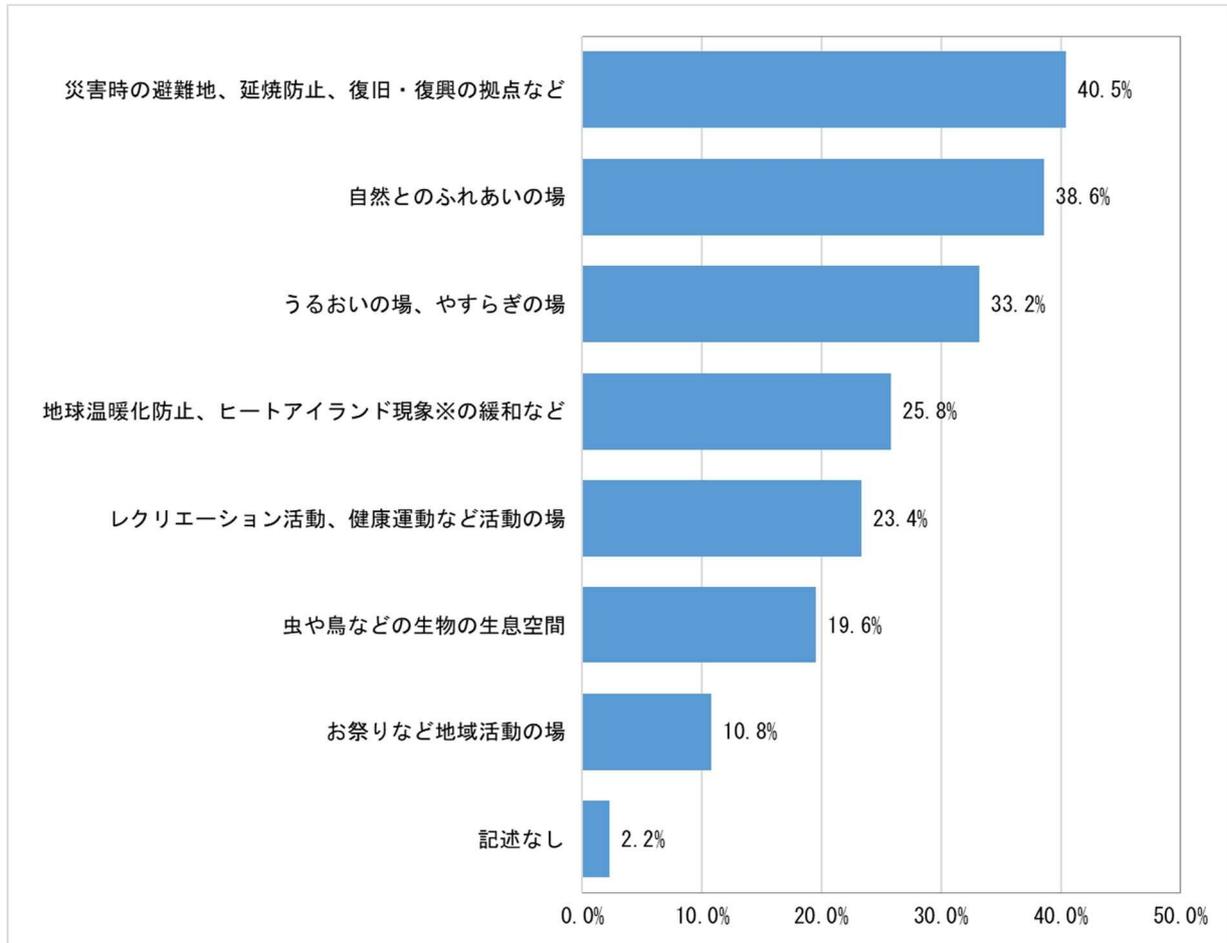


(2) 公園の機能に対する質問

ア 公園の機能で重要なもの

公園の機能で重要なものについては、災害時の避難地、延焼防止、復旧・復興の拠点などの機能の充実が特に望まれており、後述する問28においても「災害時に役立つかまどベンチ、防災トイレなど」を望む声が最も高い割合となっているため、近年、頻発化・激甚化する自然災害に対する市民の防災意識の高さが伺えます。

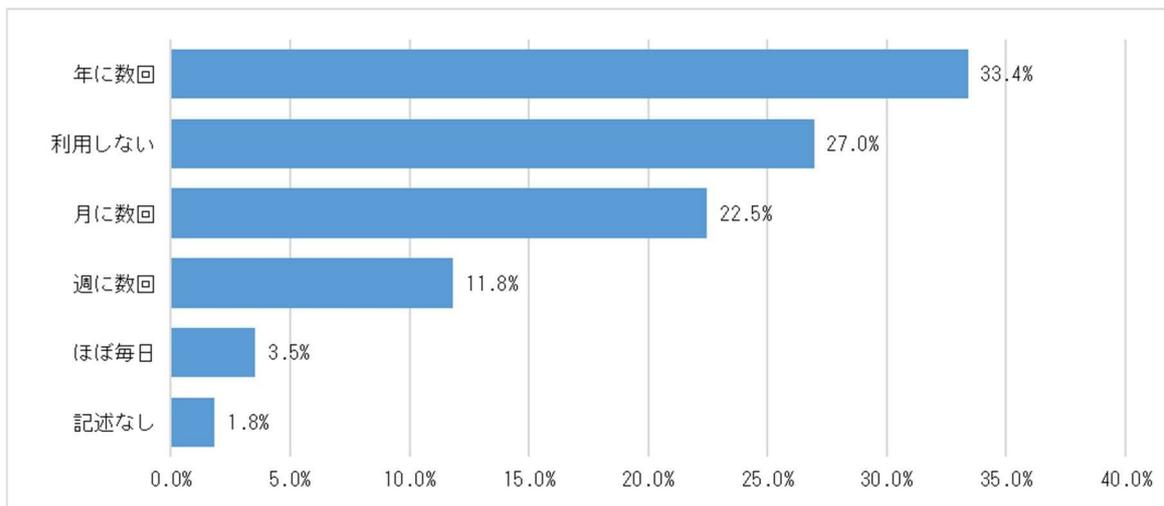
公園の機能で重要なもの（問23 2つまでの複数回答）



イ 公園を利用する頻度

公園の利用頻度で最も高い割合を占めているのは「年に数回」で約33%となりますが、月に数回以上利用する市民の割合（「月に数回」「週に数回」「ほぼ毎日」の合計）が約38%となることから、今後も公園の整備や維持管理が重要と考えられます。

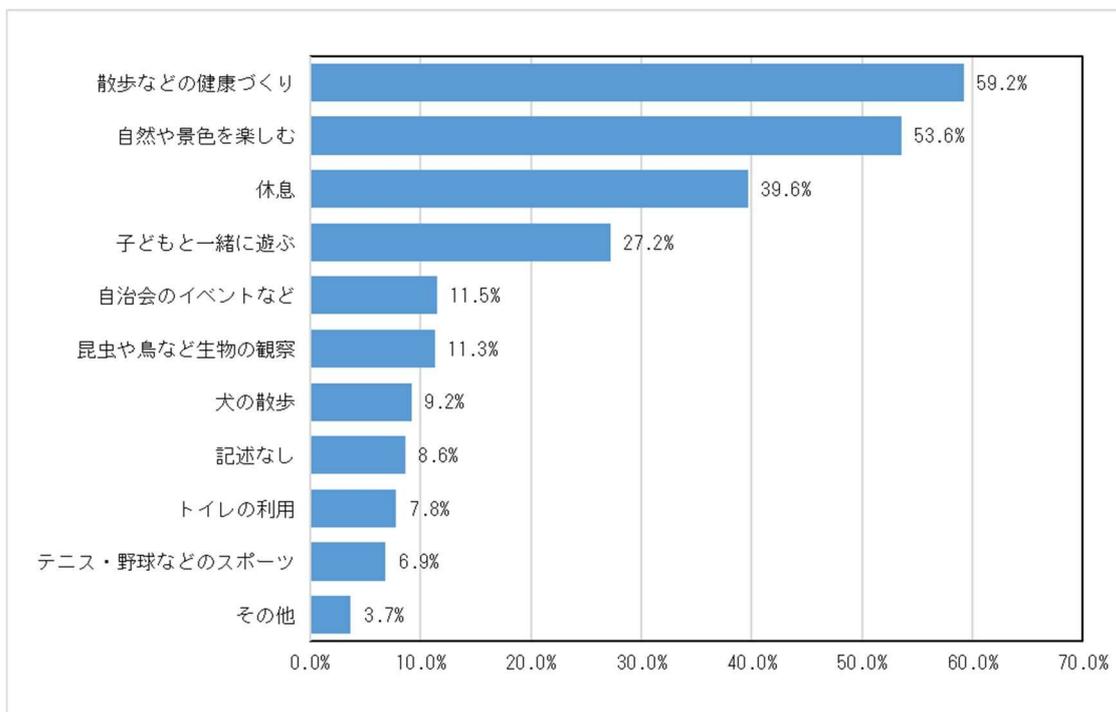
公園を利用する頻度（問24 1つを回答）



ウ 公園を利用する目的

公園を利用する目的としては、「散歩などの健康づくり」が最も高い割合となっており、次いで「自然や景色を楽しむ」、「休息」、「子どもと一緒に遊ぶ」が続いています。年齢別にみると、「散歩などの健康づくり」は高齢者ほど多く、「子どもと一緒に遊ぶ」は30歳台が最も多くなっているため、子育て世代や高齢者のニーズに沿った公園整備が求められます。

公園を利用する目的（問25 3つまでの複数回答）

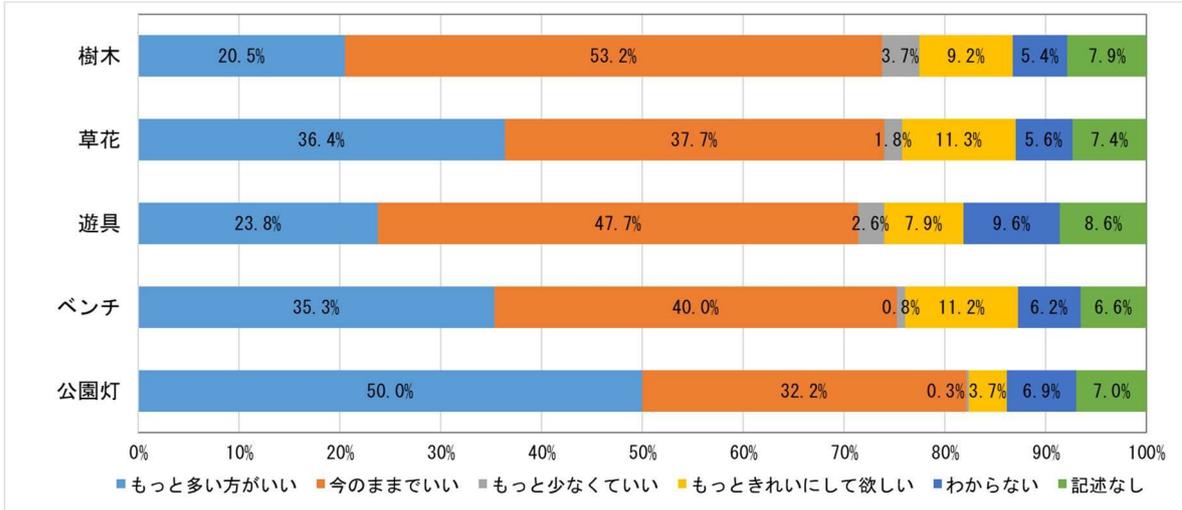


エ 公園の種類別の整備について

小さい公園、大きい公園ともに、公園灯の数の充実が求められており、自由意見においても公園灯の整備が求められる結果となりました。

小さな公園の「草花」は、「もっと多い方がいい」または「もっときれいにしたい」の割合が「今のままでいい」を上回っており、小さい公園は草花の充実も望まれています。

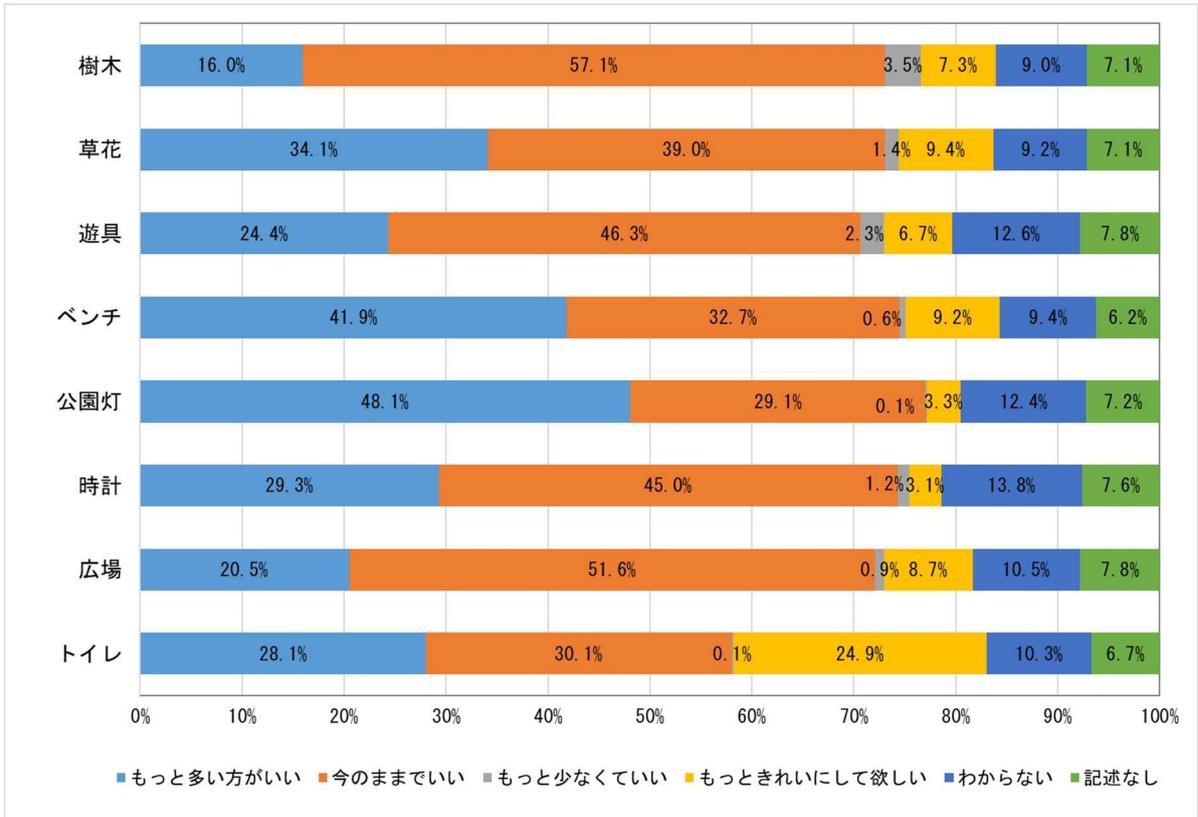
近所の小さい公園について（問26-1 1つを回答）



大きい公園については、公園灯のほか、ベンチの充実が望まれています。

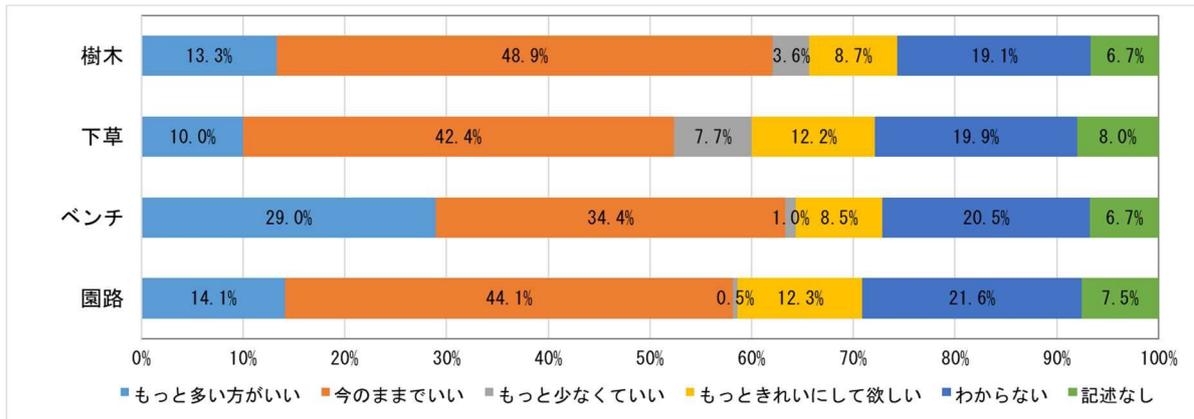
また、トイレについては、「もっと多い方がいい」または「もっときれいにしたい」が約53%となっており、数と衛生面の充実が望まれています。

大きい公園について（問26-2 1つを回答）



ふれあいの森については、約4割が現状の整備に概ね満足していますが、ベンチについては特に数の充実が望まれています。

ふれあいの森について（問26-3 1つを回答）



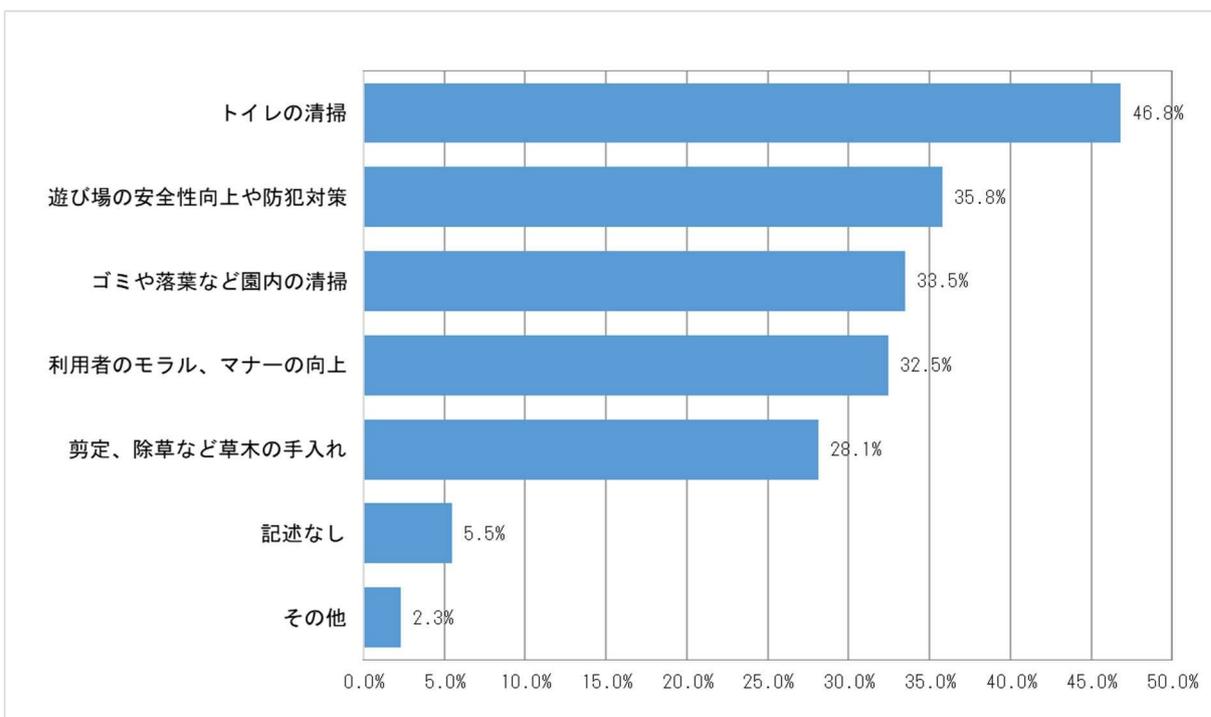
(3) 公園の維持管理やルールに対する質問

ア 公園の維持管理で力を入れるもの

公園の維持管理で力を入れるものとしては、「トイレの清掃」を望む声が一番高い割合となっています。トイレを設置している公園は仮設を含め6箇所しかないことや前述の「公園の種類別の整備について」ではトイレを「もっときれいにして欲しい」の割合が一番高かったことから、トイレの衛生的な改善が強く求められていると考えられます。

次いで「遊び場の安全性向上や防犯対策」、「ゴミや落葉など園内の清掃」、「利用者のモラル、マナーの向上」、「剪定、除草など草木の手入れ」と続いています。これらは大きな割合の差はみられません。

公園の維持管理で力を入れるもの（問27 2つまでの複数回答）



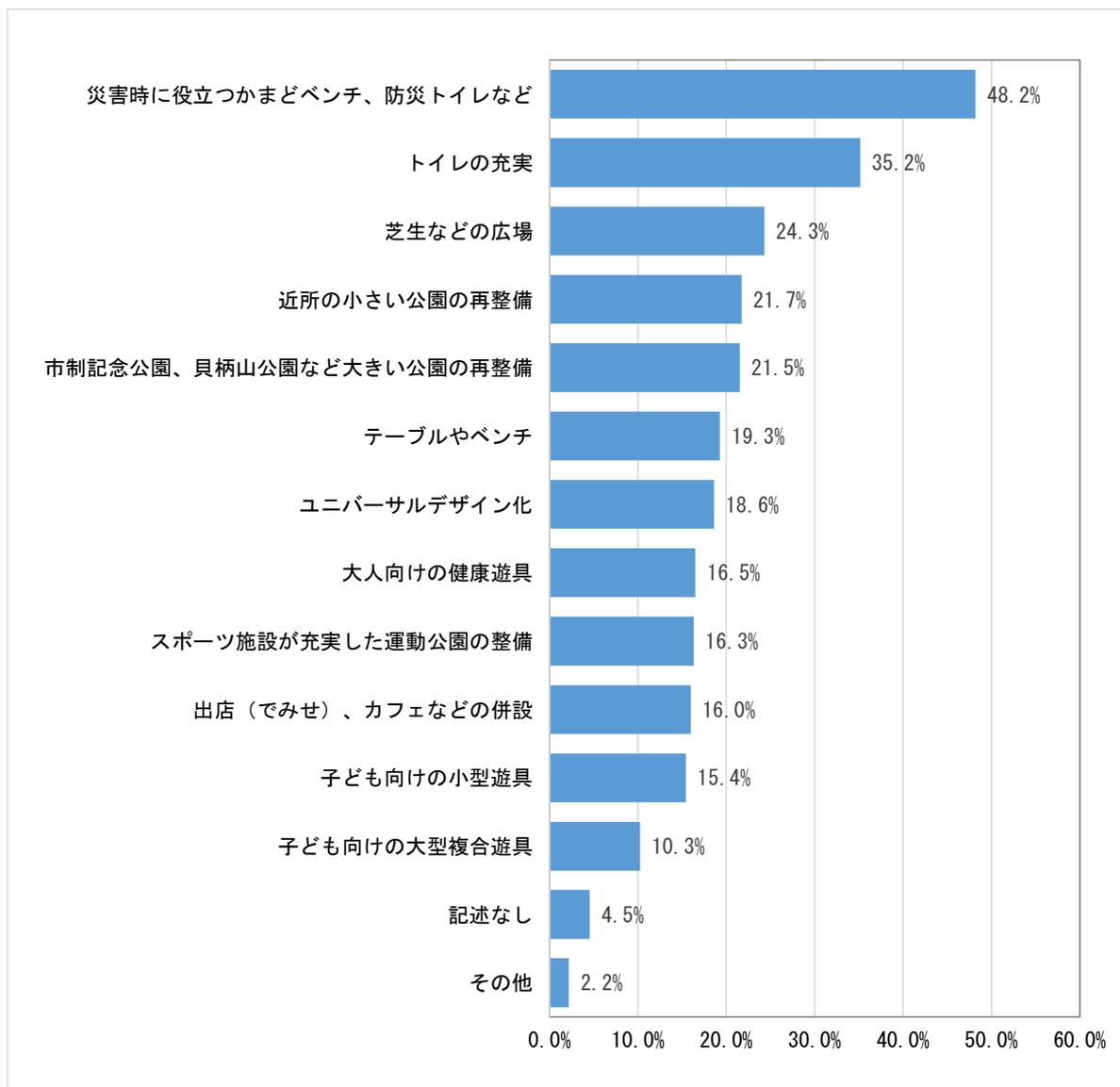
イ 公園の整備で力を入れるもの

公園の整備で力を入れるものとしては 問23で述べたとおり、「災害時に役立つかまどベンチ、防災トイレなど」を望む声が高い割合となっており、次いで「トイレの充実」となっています。

年齢別にみると、「出店、カフェなどの併設」の整備は20代から40代に多く望まれており、「トイレの充実」、「大人向けの健康遊具」、「ユニバーサルデザイン※化」は高齢者に多く望まれています。

また、遊具については自由意見でも子供向け・大人向けのどちらとも増設して欲しいとの声が多く寄せられました。

公園の整備で力を入れるもの（問28：3つまでの複数回答）



ウ 公園利用のルールについて

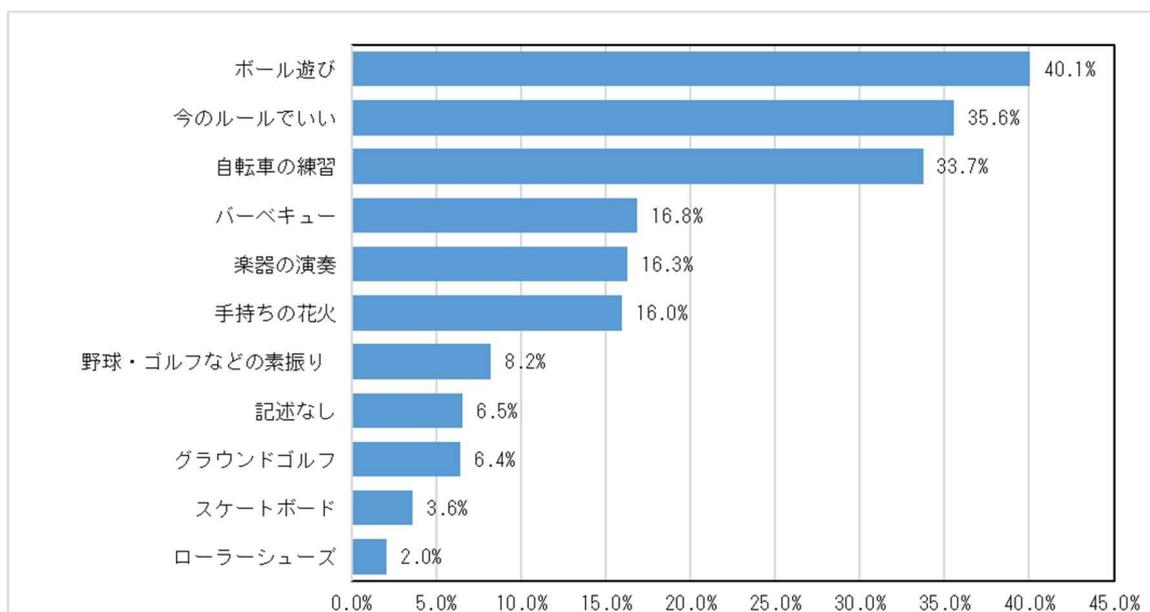
公園利用のルールとしては、今のルールでいいとする声がある一方で、ボール遊びや自転車の練習といった子どもの遊び場としての利用が望まれています。本市ではボール遊びを禁止しているため、市民ニーズを満足させる公園利用のルール化は継続的な検討課題と考えられます。

また、公園利用のルールで迷惑に感じたことのあるものとしては、犬のフンの始末、ゴミのポイ捨て、喫煙、犬の放し飼いの順となっています。

自由意見では、禁止のルールについて、ボール遊びは「時間帯で利用用途を区切る」・「ボール遊びはゴムボールのみ可とする」といった提案や、「市制記念公園で犬の散歩をしたい」との要望のほか、「犬のフン」「喫煙」により迷惑しているとの意見がありました。

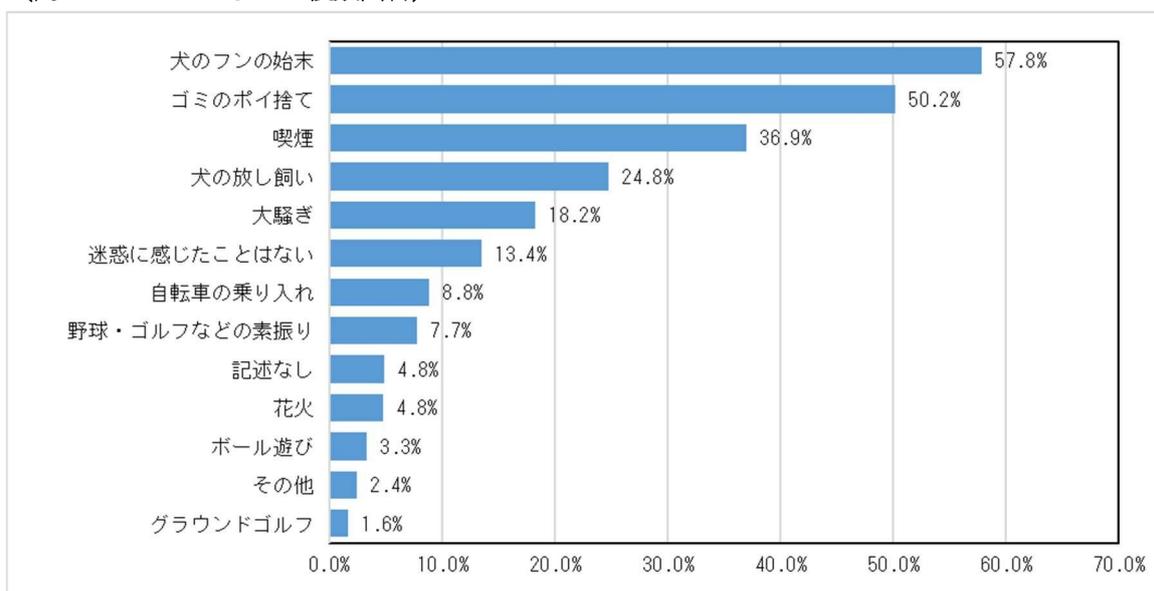
公園ルールで現在禁止されているもののうち、できるようにして欲しいもの

(問29-1 3つまでの複数回答)



公園ルールで現在禁止されているもののうち、迷惑に感じたことのあるもの

(問29-2：3つまでの複数回答)



(4) その他の自由意見

その他、鎌ヶ谷市緑の基本計画に係るアンケート調査における主な自由意見については以下のとおりです。

ア 公園整備などに関する意見

- ・ 親水公園が欲しい。
- ・ 大きな公園が東部・南部に欲しい。
- ・ 子供が遊べる公園が欲しい。
- ・ 栗野地区公園の整備を進めて欲しい。
- ・ ドッグランが欲しい。
- ・ スポーツができる公園が欲しい。
- ・ 北部の大津川沿いを公園として整備して欲しい。
- ・ 自然が楽しめる公園が欲しい。
- ・ 防犯カメラの整備など防犯対策を進めて欲しい。

イ 公園等の維持管理

- ・ 貝柄山公園を適切に維持管理して欲しい。(池及び落葉の清掃、トイレが汚い。)
- ・ 道路に樹木が出ないようにして欲しい。
- ・ ふれあいの森から来る枯葉に困っている。

ウ 公園利用のモラル

- ・ 新鎌ふれあい公園で若者が騒いでいる。
- ・ 子供が老人に追い出される。

エ 緑の保全、緑化

- ・ コロナで緑の大切さを再認識したため、緑の保全・緑化の推進は重要だと思う。
- ・ 生物が生息できる環境を残してほしい。
- ・ 桜の木を残してほしい。
- ・ 公園の中の緑を増やしてほしい。
- ・ みどりあふれるまちづくりを進めて欲しい。

4 オープンハウス

緑に対する市民の皆さんの声を本計画の改定に反映させるため、オープンハウスを令和3年度に実施いたしました。

開催概要	
開催日時	令和4年1月24日（月曜日）から令和4年1月26日（水曜日） 午前9時から午後5時
開催場所	鎌ヶ谷市役所 本庁舎1階市民ホール
来場者数	計133人（24日56人、25日44人、26日33人）

オープンハウスにてお尋ねした内容と回答は以下の通りです。

Q あなたが身近な場所で緑を感じるの、どのようなものですか	回答数	回答の割合
(1) 駅前や道路の花壇や街路樹	52	22.4%
(2) 住宅、事務所、店舗など道路沿いの植栽	16	6.9%
(3) 自宅の庭	27	11.6%
(4) 緑が多い公園	72	31.0%
(5) 森や川、畑など	41	17.7%
(6) 体験農園、観光農園	12	5.2%
(7) 自然観察会、環境講座など	10	4.3%
(8) その他（自由記入）	2	0.9%
・保育園の植え込み、樹木	232	回答合計

Q あなたが緑に関することやってみたい（やっている）ことはありますかシール投票する項目	回答数	回答の割合
(1) 自宅での草木の手入れ	74	49.3%
(2) 援農ボランティア	10	6.7%
(3) 森づくりの活動	17	11.3%
(4) 駅前、公園、道路の清掃や花植え活動	20	13.3%
(5) 自然観察会、環境講座に参加	15	10.0%
(6) 緑の中でのレジャー・レクリエーションなどをSNSで発信	13	8.7%
(7) その他(自由記入)	1	0.7%
・農業	150	回答合計

Q 緑に関する情報発信の方法について、あなたが目にする機会が多いと思うものはどれですか	回答数	回答の割合
(1) 市の広報紙、市のホームページ	63	48.1%
(2) Instagram、Twitter、youtubeなど	22	16.8%
(3) メールマガジン	0	0.0%
(4) 千葉テレビ、J:COMなど地域のテレビ放送	17	13.0%
(5) 自治会の回覧	27	20.6%
(6) その他（自由記入）	2	1.5%
・全国ネットのテレビ放送、新聞	131	回答合計

Q 公園利用のルールは統一的に決められていますが、公園ごとにルールを決めるとしたら、どのような人達と決めるべきだと思いますか	回答数	回答の割合
(1)公園利用者	45	26.9%
(2)近所の住民	26	15.6%
(3)公園利用者と近所の住民	67	40.1%
(4)自治会	29	17.4%
(5)その他(自由記入)		
なし	167	回答合計

Q 暮らしの変化とともに林と人の関わりが薄れ、手入れ不足の林(個人所有)が増えています。今後どのような人達で手入れすべきだと思いますか	回答数	回答の割合
(1)土地所有者	44	27.0%
(2)地域の人達やNPOの団体等	27	16.6%
(3)土地所有者と地域の人達	34	20.9%
(4)市の助成のもと、土地所有者	35	21.5%
(5)市	23	14.1%
(6)その他(自由記入)		
なし	163	回答合計

Q 費用に関するクイズ (4問)

高さ10m、幹回りが1.5mの樹木を伐採し、処分する費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 10万円	27	26.0%
(2) 20万円	43	41.3%
(3) 40万円 ←正解	34	32.7%
	104	回答合計

ベンチの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 5万円	27	27.3%
(2) 10万円	53	53.5%
(3) 30万円 ←正解	19	19.2%
	99	回答合計

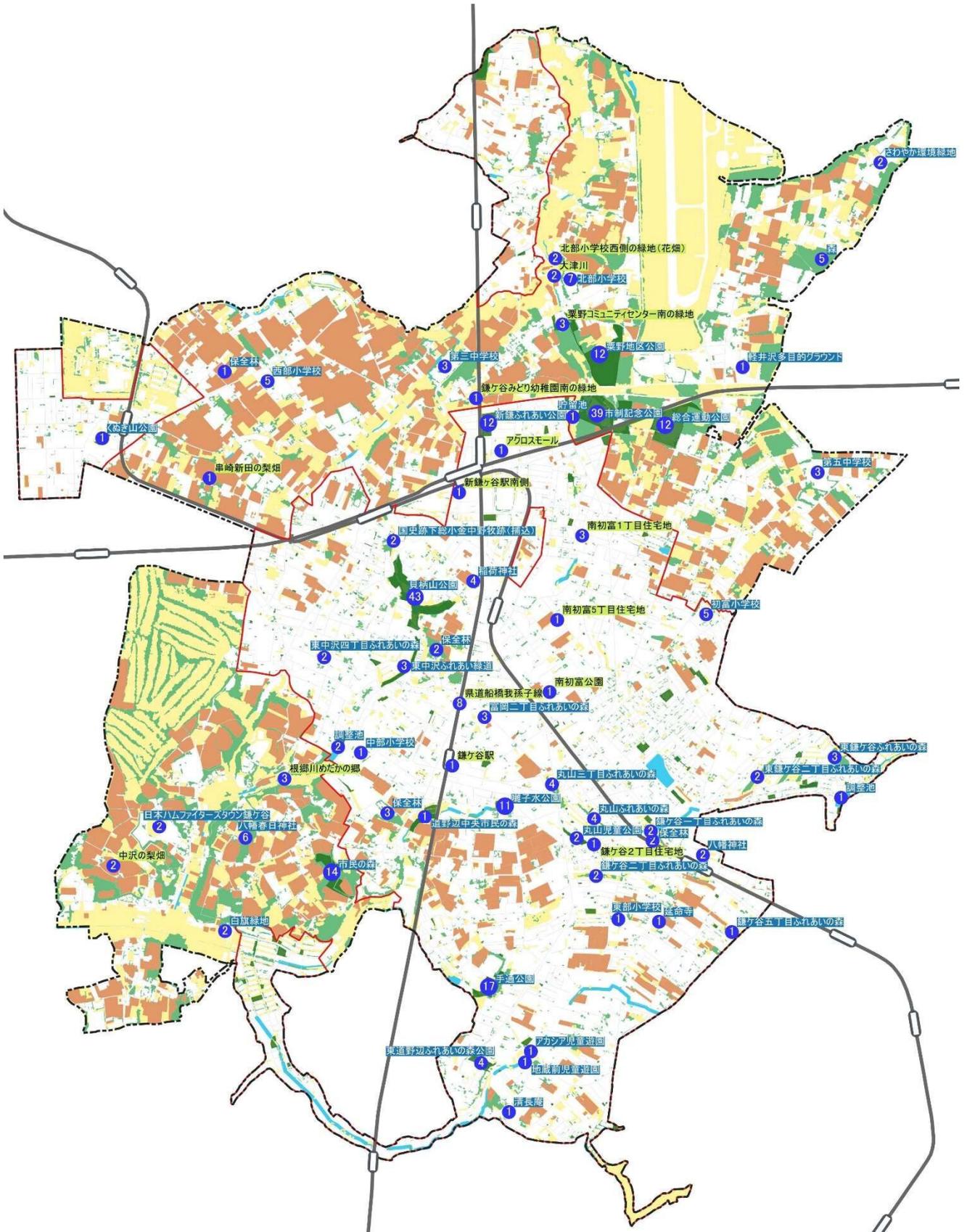
すべり台の設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 50万円	18	17.8%
(2) 100万円	50	49.5%
(3) 150万円 ←正解	33	32.7%
	101	回答合計

トイレの設置費用はいくらだと思いますか？	回答数	回答の割合
(1) 500万円	55	53.9%
(2) 1000万円	35	34.3%
(3) 3000万円 ←正解	12	11.8%
	102	回答合計

好きな緑、守りたい緑はどこですか？

番号	名称	備考	票数
1	貝柄山公園		43
2	市制記念公園		39
3	手通公園		17
4	市民の森		14
5	栗野地区公園		13
6	総合運動公園		12
7	新鎌ヶ谷ふれあい公園		12
8	嚙子水公園		11
9	県道（船橋我孫子線）	街路樹整備の希望	8
10	北部小学校		7
11	八幡春日神社		6
12	森	軽井沢	5
13	西部小学校		5
14	初富小学校		5
15	稻荷神社		4
16	東道野辺ふれあいの森公園		4
17	丸山ふれあいの森		4
18	丸山三丁目ふれあいの森		4
19	保全林	道野辺中央五丁目	3
20	東中沢ふれあい緑道		3
21	東鎌ヶ谷ふれあいの森		3
22	富岡二丁目ふれあいの森		3
23	第三中学校		3
24	第五中学校		3
25	栗野コミュニティセンター南の緑地		3
26	南初富1丁目住宅地		3
27	根郷川めだかの郷		3

好きな緑、守りたい緑の図





鎌ヶ谷市緑の基本計画

令和●年●月

鎌ヶ谷市 都市建設部 公園緑地課みどり推進係
〒273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目 6 番 1 号
TEL : 047-445-1141

